

石川県包括外部監査報告書

令和5年3月

石川県包括外部監査人
公認会計士 越田圭

本書は、包括外部監査人から提出された「令和4年度包括外部監査報告書」を
石川県が印刷・発行したものです。

財政的援助団体に係る財務事務の執行 並びに事業の管理について

目次

第1	監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	事件として選定した理由	1
4.	外部監査の対象	1
	(1) 監査対象団体	1
	(2) 対象年度	1
5.	外部監査の方法	1
	(1) 監査要点	1
	(2) 監査手続	2
6.	外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人及び補助者	2
8.	利害関係	2
9.	その他	2
第2	指摘・意見の一覧	3
1.	指摘・意見の定義	3
2.	指摘・意見の一覧表	3
	(1) 指摘	3
	(2) 意見	3
3.	参考事項	6
第3	監査対象の概要	7
1.	財政的援助団体の内容	7
	(1) 概要	7
	(2) 行政経営プログラム2020における取組	7
2.	県出資法人の状況	9
	(1) 県出資法人の一覧	9
第4	監査手続	12
1.	概要	12
	(1) 監査対象団体の選定	12
	(2) 監査の方法	12
2.	各監査対象団体における過年度包括外部監査の結果を受けた措置の状況	13
	(1) 一般社団法人石川県農業開発公社	13
	(2) 一般財団法人石川県県民ふれあい公社	22
	(3) 能登空港ターミナルビル株式会社	29

(4) 公益財団法人いしかわ女性基金	30
(5) 公益財団法人石川県臓器移植推進財団	31
(6) 株式会社マリパーク内灘	32
(7) 公益財団法人石川県埋蔵文化財センター	32
(8) 公益財団法人石川県デザインセンター	32
3. 詳細	33
(1) 県所管課に対する質問	33
(2) 監査対象団体に提供を依頼した資料及び情報	35
(3) 監査要点ごとの監査手続	36
第5 監査の結果	37
1. 県に関する事項（総括事項）	37
(1) 概要	37
(2) 長期的な課題に関する進捗管理	37
2. 各監査対象団体に関する事項（総括事項）	37
(1) 概要	37
(2) 利益相反取引	37
(3) 規程と実際の財務事務の乖離	37
(4) 会計システムの活用	37
(5) 伝票の検印	38
(6) 金融機関預金のペイオフ対策	38
(7) 引当金の計上	38
(8) 随意契約	38
(9) 電子取引への対応	39
(10) インボイス制度への対応	39
3. 一般社団法人石川県農業開発公社に関する事項	40
(1) 概要	40
(2) 事業内容の詳細	40
(3) 組織	41
(4) 財務事務	42
(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目の概要）	42
(6) 決算数値の推移（貸借対照表科目の詳細）	43
(7) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）	48
(8) 干拓地内生産団地整備事業資金貸付金に対する貸倒引当金	50
(9) 河北潟農地保全円滑化事業貸付金に対する貸倒引当金	51
(10) 消費税の仕入税額控除のために保存する帳簿の記載事項	51
(11) 個別対応方式による仕入れに係る消費税額の計算	52

(12) 定期預金のペイオフ制度に留意した運用	52
(13) 賞与引当金の計上	53
(14) 減価償却累計額の記載	53
4. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（法人会計）に関する事項	55
(1) 概要	55
(2) 事業内容の概要	55
(3) 組織	56
(4) 財務事務	57
(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目の概要）	57
(6) 決算数値の推移（貸借対照表科目の詳細）	59
(7) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目の概要）	60
(8) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目の詳細）	61
(9) 定期預金のペイオフ制度に留意した運用	63
(10) 賞与引当金の計上	63
5. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（のとじま臨海公園事業）に関する事項	64
(1) 事業内容の詳細	64
(2) 組織	64
(3) 財務事務	64
(4) 施設利用者数及び事業損益の推移	66
(5) 遠足割引の取扱い	66
(6) のとじま減免取扱いの規定の適切な反映	67
(7) のとじま業務実施要領の現状との整合	67
(8) 割引優待券の様式変更時の決裁	68
(9) 旅行業者のあっせんによる水族館入場料割引の見直し	68
(10) 入場前売券の販売	69
(11) 共同店舗の新たな賃貸先の確保	69
6. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（辰口丘陵公園事業）に関する事項	71
(1) 事業内容の詳細	71
(2) 組織	71
(3) 財務事務	71
(4) 施設利用者数及び事業損益の推移	71
(5) 温泉プールの委託管理	72
(6) 利用料に関する別表及び利用券に関する別記様式の関係規定の変更	73
(7) 屋外展示場としての駐車場の活用	74
(8) 県ふれあい公社の許可を受ける行為	74
(9) 県ふれあい公社の許可を受ける行為に関する規程別記様式の関係規定の変更	75

(10) キャッシュレス決済の拡大	75
(11) バッテリーカーの再開	76
7. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（能登勤労者プラザ事業）に関する事項	78
(1) 事業内容の詳細	78
(2) 組織	78
(3) 財務事務	78
(4) 施設利用者数及び事業損益の推移	78
(5) 一部料金プランの周知	79
(6) 利用料金の減免・割引規定の文書化	80
(7) 貯蔵品・商品の棚卸	80
(8) 見積書の日付	81
8. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（健民スポレクプラザ事業）に関する事項	82
(1) 事業内容の詳細	82
(2) 組織	82
(3) 財務事務	82
(4) 施設利用者数及び事業損益の推移	82
(5) キャッシュレス決済の導入	83
9. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（駐車場事業）に関する事項	84
(1) 事業内容の詳細	84
(2) 組織	84
(3) 財務事務	84
(4) 施設利用台数及び事業損益の推移（一般会計）	85
(5) 決算数値の推移（香林坊駐車場特別会計の貸借対照表科目の概要）	86
(6) 決算数値の推移（香林坊駐車場特別会計の正味財産増減計算書科目の概要）	88
(7) 施設利用台数及び事業損益の推移（香林坊駐車場特別会計）	88
(8) 利用料金後納許可の根拠	89
10. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（本多の森会議室事業）に関する事項	90
(1) 事業内容の詳細	90
(2) 組織	90
(3) 財務事務	90
(4) 施設利用件数及び事業損益の推移	91
(5) 監査の結果	91
11. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（定期借地権事業）に関する事項	92
(1) 事業内容の詳細	92
(2) 組織	92
(3) 財務事務	92

(4) 区画数及び土地売却実績並びに事業損益の推移	92
(5) 監査の結果	93
12. 能登空港ターミナルビル株式会社に関する事項	94
(1) 概要	94
(2) 事業内容の詳細	94
(3) 組織	95
(4) 財務事務	95
(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目）	96
(6) 決算数値の推移（損益計算書科目）	97
(7) 館内広告の空きスペースの取扱い方針	98
13. 公益財団法人いしかわ女性基金に関する事項	99
(1) 概要	99
(2) 事業内容の詳細	99
(3) 組織	100
(4) 財務事務	101
(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目）	101
(6) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）	102
(7) 総勘定元帳の保存	103
(8) 総勘定元帳摘要欄の記載	103
(9) 伝票の検印チェック	103
(10) 賞与引当金の計上	104
(11) 随意契約の可否	104
(12) 概算払理由の明確化	105
14. 公益財団法人石川県臓器移植推進財団に関する事項	106
(1) 概要	106
(2) 事業内容の詳細	106
(3) 組織	107
(4) 財務事務	107
(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目）	108
(6) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）	110
(7) 財務事務のチェック体制の検討	111
(8) 総勘定元帳の管理	111
(9) 定期預金及び定期積金のペイオフ制度に留意した運用	111
(10) リスク分散に留意した運用	112
(11) 基本財産の運用報告	112
(12) 献腎移植登録者への助成	113

(13) 計算書類（決算書）における注記の作成.....	113
15. 株式会社マリパーク内灘に関する事項.....	114
(1) 概要	114
(2) 事業内容の詳細.....	114
(3) 組織	115
(4) 財務事務	116
(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目）	116
(6) 決算数値の推移（損益計算書科目）	117
(7) 貸倒損失の発生状況.....	118
(8) 利益相反取引の決議方法.....	118
(9) 取締役会の開催頻度.....	119
(10) 営業未収金の入金 of 効率的な確認.....	119
(11) 貸倒引当金の計上.....	120
16. 公益財団法人石川県埋蔵文化財センターに関する事項.....	121
(1) 概要	121
(2) 事業内容の詳細.....	121
(3) 組織	122
(4) 財務事務	123
(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目）	123
(6) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）	124
(7) 賞与引当金の計上.....	125
(8) 退職給付引当金の計上.....	126
17. 公益財団法人石川県デザインセンターに関する事項.....	127
(1) 概要	127
(2) 事業内容の詳細.....	127
(3) 組織	128
(4) 財務事務	129
(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目）	129
(6) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）	130
(7) 利益相反取引に該当する可能性がある取引の事前承認.....	131
(8) 理事長の検印の代理.....	131
(9) 勘定科目の会計システム活用.....	132
(10) 賞与引当金の計上.....	132
(11) 随意契約の可否.....	133

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第252条の37の規定による監査

2. 選定した特定の事件

財政的援助団体に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

3. 事件として選定した理由

石川県（以下「県」という。）は、財政的援助団体（以下、複数の団体を指して「各団体」ということがある。）に対し、出資等による財政的援助や県職員の派遣を行うこと等により、各団体の運営に関与している。加えて、県は各団体に対して、所管課によるモニタリングを実施していることから、財政的援助団体は、県民への行政サービス提供において、重要な役割を担っているものと考えられる。

また、県は、行政経営プログラム2020を策定し、財政健全性の維持・向上を図るための取組の一つとして、外郭団体について、「各団体の果たすべき役割や県関与のあり方等について見直しを行い、統廃合や県派遣職員の順次引き揚げを行うとともに、中期目標を策定し、団体の効率的な業務運営を推進」するとしている。

このような状況を踏まえて、財政的援助団体を監査対象とする必要があると判断したことから、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の対象

（1）監査対象団体

一般社団法人石川県農業開発公社、一般財団法人石川県県民ふれあい公社、能登空港ターミナルビル株式会社、公益財団法人いしかわ女性基金、公益財団法人石川県臓器移植推進財団、株式会社マリンパーク内灘、公益財団法人石川県埋蔵文化財センター、公益財団法人石川県デザインセンター

なお、必要に応じて、県所管課に資料及び情報の提供などの協力を依頼した。

（2）対象年度

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）

ただし、必要に応じ令和2年度以前又は令和4年度の情報も参考とした。

5. 外部監査の方法

（1）監査要点

- ①各団体において、法令・規則等に従い財務事務が適切に実施されているか。
- ②各団体の決算において、適切な会計処理が行われているか。
- ③各団体の事務事業が経済性を勘案して適切に実施されているか。

- ④各団体の事務事業が効率性を勘案して適切に実施されているか。
- ⑤各団体の事務事業が有効性を勘案して適切に実施されているか。
- ⑥各団体に対する県の関与が適切に実施されているか。
- ⑦各団体に対する県のモニタリングが適切に実施されているか。

(2) 監査手続

「第4 監査手続」に詳細を記載している。

6. 外部監査の実施期間

令和4年5月1日から令和5年3月3日まで

なお、上記のうち、令和4年6月までは特定の事件の選定、監査補助者の選任及び予備調査等を実施した。

7. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 公認会計士 越田 圭

補助者	公認会計士	窪田 隆之
	弁護士	宮本 研太
	税理士	山田 康二

8. 利害関係

県と、包括外部監査人及び補助者の間には、地自法第252条の29の規定による利害関係はない。

9. その他

単位未満の端数は切り捨てて表示している。そのため、報告書の表の合計（又は差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（又は差額）とが一致しない場合がある。

複数の年度における決算数値の推移を記載する場合等、報告書に記載する便宜上、金額単位を変更することがある。具体的には、百万円単位又は千円単位で記載している。なお、決算数値の金額が0の場合は「-」と表記している。

複数の年度における決算数値の推移を記載した表や過年度の包括外部監査における指摘・意見に言及する場合、年度を省略して表記することがある。例えば、平成29年度は「H29d」と、令和元年度は「R1d」と表記している。

第2 指摘・意見の一覧

1. 指摘・意見の定義

当報告書に記載する指摘、意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通知、要綱等の規定に反している事項、又は、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考える事項をいう。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項をいう。

2. 指摘・意見の一覧表

(1) 指摘

指摘は以下の1件、株式会社マリンパーク内灘に関するものである。

番号	内容	頁
指摘 01	利益相反取引の決議方法	119

(2) 意見

意見は以下の55件である。

(一般社団法人石川県農業開発公社に関するもの)

番号	内容	頁
意見 01	干拓地内生産団地整備事業資金貸付金に対する貸倒引当金の検討	51
意見 02	河北潟農地保全円滑化事業貸付金に対する貸倒引当金の検討	51
意見 03	消費税の仕入税額控除のために保存する帳簿の記載事項の検討	52
意見 04	個別対応方式による仕入れに係る消費税額の計算	52
意見 05	定期預金のペイオフ制度に留意した運用	53
意見 06	賞与引当金の計上の検討	53
意見 07	減価償却累計額の記載	54

(一般財団法人石川県民ふれあい公社(法人会計)に関するもの)

番号	内容	頁
意見 08	定期預金のペイオフ制度に留意した運用	63
意見 09	賞与引当金の計上の検討	63

(一般財団法人石川県県民ふれあい公社 (のとじま臨海公園事業) に関するもの)

番号	内容	頁
意見 10	遠足割引の取扱いの規定の追加	67
意見 11	のとじま減免取扱いの規定の適切な反映	67
意見 12	のとじま業務実施要領の現状との整合	68
意見 13	割引優待券の様式変更時の決裁	68
意見 14	旅行業者のあっせんによる水族館入場料割引の見直し	69
意見 15	入場前売券の販売の現状との整合	69
意見 16	共同店舗の新たな貸貸先の確保	70

(一般財団法人石川県県民ふれあい公社 (辰口丘陵公園事業) に関するもの)

番号	内容	頁
意見 17	温泉プールの収支関係資料の様式変更	73
意見 18	温泉プールの収支に関する予算と決算との比較	73
意見 19	管理受託希望者の公募の検討	73
意見 20	利用料に関する別表及び利用券に関する別記様式の関係規定の変更	73
意見 21	屋外展示場としての駐車場の活用	74
意見 22	県ふれあい公社の許可を受ける行為の規定の追加	75
意見 23	県ふれあい公社の許可を受ける行為に関する規程別記様式の関係規定の変更	75
意見 24	キャッシュレス決済の拡大の検討	76
意見 25	バッテリーカーの再開の検討	77

(一般財団法人石川県県民ふれあい公社 (能登勤労者プラザ事業) に関するもの)

番号	内容	頁
意見 26	一部料金プランの周知	80
意見 27	利用料金の減免・割引規定の文書化	80
意見 28	貯蔵品・商品の棚卸	80
意見 29	見積書の日付記載	81

(一般財団法人石川県県民ふれあい公社 (健民スポレクプラザ事業) に関するもの)

番号	内容	頁
意見 30	キャッシュレス決済の導入の検討	83

(一般財団法人石川県県民ふれあい公社 (駐車場事業) に関するもの)

番号	内容	頁
意見 31	利用料金後納許可の根拠の明確化	89

(能登空港ターミナルビル株式会社に関するもの)

番号	内容	頁
意見 32	館内広告の空きスペースの取扱い方針	98

(公益財団法人いしかわ女性基金に関するもの)

番号	内容	頁
意見 33	総勘定元帳の保存	103
意見 34	総勘定元帳摘要欄の記載	103
意見 35	伝票の検印チェック	104
意見 36	賞与引当金の計上の検討	104
意見 37	随意契約の可否の検討	105
意見 38	概算払理由の明確化	105

(公益財団法人石川県臓器移植推進財団に関するもの)

番号	内容	頁
意見 39	財務事務のチェック体制の検討	111
意見 40	総勘定元帳の管理	111
意見 41	定期預金及び定期積金のペイオフ制度に留意した運用	112
意見 42	リスク分散に留意した運用	112
意見 43	基本財産の運用報告	112
意見 44	献腎移植登録者への助成	113
意見 45	計算書類（決算書）における注記の作成	113

(株式会社マリパーク内灘に関するもの)

番号	内容	頁
意見 46	取締役会の開催頻度	119
意見 47	営業未収金の入金効率の確認	120
意見 48	貸倒引当金の計上の検討	120

(公益財団法人石川県埋蔵文化財センターに関するもの)

番号	内容	頁
意見 49	賞与引当金の計上の検討	125
意見 50	退職給付引当金の計上の検討	126

(公益財団法人石川県デザインセンターに関するもの)

番号	内容	頁
意見 51	利益相反取引に該当する可能性がある取引の事前承認	131
意見 52	理事長の検印の代理の検討	132
意見 53	勘定科目の会計システム活用による効率化	132
意見 54	賞与引当金の計上の検討	132
意見 55	随意契約の可否の検討	133

3. 参考事項

指摘・意見のいずれにも該当する事項ではないが、監査対象団体が行う事業の合理化に資すると考えられる参考事項として以下の内容を記載している。

内容	頁
のとじま臨海公園水族館における海の自然生態館の指定管理	64
香林坊地下駐車場特別会計のモニタリング	87
能登空港における新旅客搭乗橋の利活用	96

また、監査対象年度において適用されている法令ではないが、今後適用される予定となっている法令への対応に資すると考えられる参考事項として以下の内容を記載している。

内容	頁
電子取引への対応	39
インボイス制度への対応	39

第3 監査対象の概要

1. 財政的援助団体の内容

(1) 概要

財政的援助団体とは、普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給などの財政的援助を与えている団体や、県が資本金等の4分の1以上を出資している団体（以下「県出資法人」という。）をいう。財政的援助団体に対しては、県監査委員が監査を実施する（地自法第199条第7項）他、県所管課が、県職員を財政的援助団体の役員や職員として派遣すること等によりモニタリングを実施している。また、県の財政的援助団体には、法人格が、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人である団体が含まれており、これらの団体に対しては、県所管課が「新公益法人等立入検査実施要領」に基づき、3年に1度、公益目的事業等の検査を実施している。なお、新公益法人等に対する立入検査を実施する際、県総務部総務課が、年度ごとに立入検査実施計画を作成し、石川県公益認定等審議会の承認を得ることで、検査漏れが発生しないように留意している。

(2) 行政経営プログラム2020における取組

県は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までを実施期間とする行政経営プログラム2020を策定し、財政健全性の維持・向上を図るための取組の一つとして、外郭団体の見直しを掲げており、以下の取組を実行するとしている。

①外郭団体に対する県職員の引き揚げ

県派遣職員の配置の必要性を改めて検討し、順次引き揚げ

②外郭団体における中期目標の策定・公表

団体ごとに中期目標を設定し、その方策を定め、業務改善を推進

③施設利用者アンケートの拡充

公社・外郭団体において、施設利用者アンケートを実施

「①外郭団体に対する県職員の引き揚げ」は、平成27年度から令和元年度までを実施期間とする行政経営プログラムでも取組の一つとされていた。

「②外郭団体における中期目標の策定・公表」は、令和3年度から開始されており、令和3年7月に、県総務部行政経営課のウェブサイトにおいて、各外郭団体のウェブサイトへのリンクを張る形で、各外郭団体において策定された中期目標が公表されている。各外郭団体へのリンクは、<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/kousya-gaikaku.html>にある。中期目標の実施期間は5年で、中間目標（3年目）と最終目標（5年目）を設定しており、目標策定にあたっては、所管課と公社・外郭団体が協議して策定することとしている。なお、公の施設の指定管理者である外郭団体は、「公の施設の中期目標」を策定していることから、「外郭団体における中期目標」の策定の対象外となっている。

加えて、株式会社である外郭団体も、県だけでなく民間企業も多数出資していることから、県が目標設定・公表することは不適切であると判断し、「外郭団体における中期目標」の策定の対象外となっている。なお、「公の施設の中期目標」のリンクは、

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/shiteikanrisya/tyuukikeieimokuhyou.html>
にある。

「③施設利用者アンケートの拡充」は、指定管理者導入施設や県直営施設などで実施しているもので、その取組を公社・外郭団体にも拡充したものである。具体的には、施設内や窓口などでアンケートを実施し、利用者は施設等に対する満足度及び改善すべき点などを記載している。

2. 県出資法人の状況

(1) 県出資法人の一覧

県出資法人の法人格は略称により記載している。略称の意味は以下のとおりである。

(一社) …一般社団法人	(株) …株式会社
(一財) …一般財団法人	(社福) …社会福祉法人
(公社) …公益社団法人	
(公財) …公益財団法人	

また、県出資法人は県の出資額等に応じて以下のように分類した。

①財政健全化法に基づく審査の対象団体及び公社等管理規準の対象団体
②県の出資額が 10,000 千円以上の社団法人・財団法人・株式会社
③県の出資額が 10,000 千円未満の社団法人・財団法人・株式会社
④県の出資額が 10,000 千円以上の社団法人・財団法人・株式会社以外の団体

令和 4 年 3 月 31 日現在における、県出資法人の名称、資本金等の額、県の出資額、県の出資比率及び所管課を示すと、以下のとおりである。

①財政健全化法に基づく審査の対象団体及び公社等管理規準の対象団体

No.	県出資法人の名称	資本金等の額 (千円)	出資額 (千円)	出資比率 (%)	所管課
1	石川県公立大学法人	11,391,700	11,391,700	100	総務課
2	(一社) 石川県農業開発公社	18,100	13,100	72	農業政策課
3	(公財) 石川県林業公社	17,112,299	17,112,299	100	森林管理課
4	(公財) 石川県産業創出支援機構	177,220	74,000	41	産業政策課
5	(一財) 石川県県民ふれあい公社	25,000	12,500	50	観光企画課
6	石川県信用保証協会	19,973,353	4,187,622	20	経営支援課

②県の出資額が 10,000 千円以上の社団法人・財団法人・株式会社

No.	県出資法人の名称	資本金等の額 (千円)	出資額 (千円)	出資比率 (%)	所管課
1	(公財) 北陸先端科学技術大学院 大学支援財団	3,298,694	1,000,000	30	企画課
2	(公財) 奥能登開発公社	105,000	50,000	47	空港企画課
3	北陸エアターミナルビル (株)	800,000	279,561	34	空港企画課
4	能登空港ターミナルビル (株)	1,000,000	360,000	36	空港企画課
5	のと鉄道 (株)	450,000	151,000	33	新幹線・交 通対策監室

No.	県出資法人の名称	資本金等の額 (千円)	出資額 (千円)	出資比率 (%)	所管課
6	へぐら航路(株)	50,000	12,500	25	新幹線・交通対策監室
7	IRいしかわ鉄道(株)	2,006,000	1,400,000	69	新幹線・交通対策監室
8	(公財)石川県県民ボランティアセンター	30,000	30,000	100	県民交流課
9	(公財)いしかわ県民文化振興基金	12,000,000	12,000,000	100	文化振興課
10	(公財)石川県音楽文化振興事業団	50,000	38,000	76	文化振興課
11	(公財)石川県体育協会	470,100	150,000	31	スポーツ振興課
12	(公財)いしかわ女性基金	244,000	244,000	100	男女共同参画課
13	(公財)石川県臓器移植推進財団	101,115	40,000	39	健康推進課
14	(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団	32,000	32,000	100	少子化対策監室
15	(一財)石川県文化・産業振興基金	157,072	56,075	36	産業政策課
16	七尾海陸運送(株)	144,000	56,000	38	産業立地課
17	(公財)山中漆器産業技術センター	30,000	14,000	46	経営支援課
18	(公財)石川県国際交流協会	406,000	393,414	96	国際交流課
19	(公財)いしかわ農業総合支援機構	501,039	250,000	49	農業政策課
20	(公社)石川県青果物価格安定資金協会	110,210	58,000	52	生産流通課
21	(一社)石川県金沢食肉公社	60,000	15,000	25	畜産振興・防疫対策課
22	(公財)石川県林業労働対策基金	1,800,001	1,326,316	73	森林管理課
23	(公財)石川県緑化推進委員会	30,500	15,000	49	森林管理課
24	(株)マリンパーク内灘	78,000	20,000	25	河川課
25	(公財)いしかわまちづくり技術センター	35,140	10,450	29	都市計画課
26	(公財)いしかわ緑のまち基金	94,735	41,092	43	公園緑地課
27	(公財)石川県文教会館	24,010	10,000	41	庶務課
28	(公財)石川県埋蔵文化財センター	30,000	30,000	100	文化財課
29	(公財)石川県暴力追放運動推進センター	763,300	600,000	78	警察本部組織犯罪対策課

③県の出資額が 10,000 千円未満の社団法人・財団法人・株式会社

No.	県出資法人の名称	資本金等の額 (千円)	出資額 (千円)	出資比率 (%)	所管課
1	(公財) 能登原子力センター	10,000	4,000	40	企画課(エネルギー対策室)
2	(公財) 大野からくり記念館	12,240	5,000	40	文化振興課
3	(公財) 銭五頭彰会	16,300	5,000	30	文化振興課
4	(公財) 石川県生活衛生営業指導センター	5,560	2,500	44	薬事衛生課
5	(公財) 石川県デザインセンター	11,000	4,000	36	産業政策課
6	(一財) 石川県金沢勤労者プラザ	10,000	5,000	50	労働企画課
7	(公財) 金沢コンベンションビューロー	15,000	5,000	33	誘客戦略課
8	(公財) 木場潟公園協会	10,000	2,500	25	公園緑地課

④県の出資額が 10,000 千円以上の社団法人・財団法人・株式会社以外の団体

No.	県出資法人の名称	資本金等の額 (千円)	出資額 (千円)	出資比率 (%)	所管課
1	(社福) 石川県社会福祉事業団	10,000	10,000	100	長寿社会課

第4 監査手続

1. 概要

(1) 監査対象団体の選定

県から、「新公益法人等立入検査実施要領」に基づき検査の対象とする団体のリスト及び県出資法人のリストを入手した。これらのリストを母集団として、以下の事項を総合的に勘案して監査対象団体を選定した。

- ・特定の部局に集中しないようにすること
- ・過年度の包括外部監査で監査対象団体となり、何らかの指摘・意見があった団体
- ・過年度の包括外部監査で監査対象団体となっていない団体
- ・決算書を閲覧した結果、複数の事業を営んでいる等の理由から、取引の種類が多いと見込まれる団体
- ・総資産の大半について現金化が困難と考えられる資産で占められている団体
- ・県の複数の部局との関わりがある団体

この結果、以下の8団体を監査対象団体として抽出した。

No.	名称	部局	所管課
1	(一社) 石川県農業開発公社	農林水産部	農業政策課
2	(一財) 石川県県民ふれあい公社	観光戦略推進部	観光企画課
3	能登空港ターミナルビル(株)	企画振興部	空港企画課
4	(公財) いしかわ女性基金	県民文化スポーツ部	男女共同参画課
5	(公財) 石川県臓器移植推進財団	健康福祉部	健康推進課
6	(株) マリンパーク内灘	土木部	河川課
7	(公財) 石川県埋蔵文化財センター	教育委員会	文化財課
8	(公財) 石川県デザインセンター	商工労働部	産業政策課

なお、(一財) 石川県県民ふれあい公社は、今回の包括外部監査において監査対象団体とした他の団体と比較すると、後述のように、多様な直営事業及び受託事業を営んでいることから、直営事業及び受託事業のすべてを検証すると、検証の深度が浅くなる可能性があると判断し、直営事業を中心に検証することとした。

(2) 監査の方法

県所管課に対する質問を行い、各監査対象団体に対する県のモニタリングの状況を把握するとともに、各監査対象団体の決算書等の資料及び情報の提供を依頼し、監査対象団体に対する質問内容及び監査対象団体に往査した際に実施する監査手続内容を検討した。また、過年度において包括外部監査の対象となったことがある団体は、包括外部監査の結果を受けた措置の状況を把握した。

2. 各監査対象団体における過年度包括外部監査の結果を受けた措置の状況

(1) 一般社団法人石川県農業開発公社

①平成13年度包括外部監査の結果を受けた措置の状況

平成13年度包括外部監査における特定の事件の一つに「財政援助団体等について」があり、一般社団法人石川県農業開発公社（以下「県農業公社」という。なお、平成13年度当時の法人格は、社団法人であった。）が監査対象団体となっていた。県農業公社に関する指摘は1件、意見は13件であった。平成13年度包括外部監査報告書には、「指摘01」や「意見01」といった形で指摘・意見に係る通番が設けられていなかったことから、包括外部監査人が今回の包括外部監査報告書記載の便宜のため、管理番号を設けた。また、平成13年度包括外部監査の結果を受けた措置は、指摘に対し講じたものだけが当時の県公報に掲載されていたが、意見に対する措置も講じており、指摘に対する措置と合わせて書面で回答を得た。

ア 平成13年度包括外部監査における指摘

平成13年度包括外部監査における指摘について、当時の監査報告書における記載により、管理番号、指摘の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	指摘の内容	措置の内容	現在の状況
H13d-指摘01 (P.131)	国営農地管理引当金、河北潟干拓地管理引当金、価格変動引当金及び能登牛生産引当金は、部門損益がゼロになるように繰入、又は、取りくずしされていて妥当でない。	公社は、農地法等の指定による農地保有合理化法人であり、その全国組織である社団法人全国農地保有合理化協会において引当金の基準について検討中であり、その改正基準を参考に専門家も加えて、繰入基準、取崩基準等を検討する。	指摘の内容にあった引当金は計上していない。

直近の県農業公社の決算書を閲覧した結果、指摘の内容にあった引当金を計上していないことが確かめられた。

イ 平成13年度包括外部監査における意見

平成13年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、意見の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H13d-意見01 (P.123)	(1) 農作業受託料前払資金貸付 受託料前払資金貸付規程第3条《貸付条件》によれば、貸付資金の償還方法は農作業受委託契約で定められた受託料の支払期日後の日で公社があらかじめ定めた日までに当該年の受託料相当額を償還すると定められているが、実際の契約書には支払期日が記載されていない。受託料の受取日と償還日とがあまり離れないようにすべきである。	これまで、貸付実行日の前日を毎年の償還日としていたが、委託者と受託者との契約で支払時期を明確にし、これに基づき償還日を設定する。	農作業受託料前払資金貸付は平成20年11月までに全額返済されており、今後実行する予定もない。
H13d-意見02 (P.123)	(2) 一般農地の取得 農地保有合理化事業規程には、一般農地の取得価額は近傍類似の土地の通常の取引価額に比準して算定される額	公社が介入する農地は、	公社が今後、一般農地の新

管理 番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
	<p>を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で定めるとある。実際の買入価格の評価は近接の売買実例をもとに算定しており、直接的な生産力の評価は行われていない状況にある。</p>	<p>「①将来ともに農業を継続すると見込まれる農振農用地内の農地を対象としている。</p> <p>②近隣の売買実例として、そうした農振農用地内の実例を採っている。</p> <p>③農地取得には市町村の農業委員会があっせんしている。」</p> <p>ことから実例価格には農地としての生産力も勘案されていると考えている。</p>	<p>規取得を行うことはない。</p>
<p>H13d- 意見03 (P. 124)</p>	<p>(3) 売買実例の取り方について</p> <p>一般農地の取得の斡旋があると、近隣の売買実例を基とした評定価格を算定し、斡旋価格が評定価格以内におさまっているかどうかを検討している。近隣に実例があるにもかかわらず遠隔地などを実例として採用している場合などに、採用根拠を明確にして透明性、客観性の確保が必要である。</p>	<p>土地の評定に当たり遠隔地実例を採用する場合には、土地評定調書にその根拠等を付記する。</p>	<p>公社が今後、一般農地の新規取得を行うことはない。</p>
<p>H13d- 意見04 (P. 124)</p>	<p>(4) 保有農地の管理について</p> <p>農地保有合理化事業における農地売買等事業では、買入れた農用地は斡旋により売却することを原則とするが、売却までの間一時貸付を行うこともできる。一時貸付けを行う相手方もいない場合には管理の意味での耕作を行うことができる。</p> <p>管理期間中に生産が行われた場合の貸付料の徴収基準の明確化について検討すべきである。</p>	<p>公社保有地で耕作され生産が行われる場合には、適切な賃料負担を検討する。</p>	<p>平成14年4月から用水費や土地改良賦課金は、耕作者ではなく公社負担とする等、賃料負担を明確にした。</p>
<p>H13d- 意見05 (P. 125)</p>	<p>(5) 土地改良区が行う公売による取得について</p> <p>河北潟干拓土地改良区は、土地の購入者の負担金等を滞納すると土地改良法39条に基づき差押えを行い公売にかける。落札者がいない場合、県からの要請に基づき落札者のいなかった見積価額で随意契約がなされている。</p>	<p>河北潟干拓土地改良区の見積価格は、昭和61年に国から公社が配分を受けた農地の取得価格と同じ考え方（公売時点までに支払うべき国営干拓事業負担金等の合計額）で設定されていることから不適切ではないと考えている。</p> <p>なお、干拓土地改良区の公売事務については、今後さらに周知</p>	<p>公社が今後、一般農地の新規取得を行うことはない。</p>

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
		を図る等工夫されるよう申し入れていく。	
H13d-意見06 (P. 125)	<p>(6) 土地の取得目的の厳格性について</p> <p>河北潟干拓地売買事業において、当初配分以外の土地を農業従事者等から公社が取得する際の取得価額は、基本的に農業従事者が負担した利息以外の負担金の累積である。このため、売却する者は、農業従事期間の利息だけを負担することになり、取得以後の資金と転売者探しは公社の負担になる。よって、農地保有合理化事業の目的に照らして取得の妥当性が確保されなければならない。</p> <p>河北潟干拓地改良区が国営干拓事業償還金等の滞納により県の要請に基づき差し押さえていた土地を随意契約により取得しているものがある。これは、公社が本来取得目的とすべき農地保有合理化事業による土地の取得と言えるか検討すべきである。</p>	<p>河北潟干拓地改良区の公売処分において取得者がいなかった土地については、将来にわたり当該農地を適切に管理することにより、農地としての生産力を維持し周辺農地への悪影響を回避するため、公社が一時取得するものであり、担い手に売り渡されるまでの間、優良農地を適切に管理することは農地保有合理化事業の趣旨にも合致していると考えている。</p>	<p>公社が今後、一般農地の新規取得を行うことはない。</p>
H13d-意見07 (P. 126)	<p>(7) 借入金について</p> <p>借入金明細と借入金台帳に不一致があり、正確な台帳の作成が必要である。</p>	<p>借入金台帳を整備した。</p>	<p>変更なし</p>
H13d-意見08 (P. 127)	<p>(8) 引当金について</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>社団法人石川県農業開発公社干拓地内生産団地整備事業資金貸付規程第11条にもとづき、貸付金に対する滞納金の利息をとっているが、その未収額と同額を貸倒引当金に計上しているため、延滞利息収入の損益に与える影響をゼロとしている。</p> <p>平成13年3月31日現在、回収すべき元利合計償還回収額(累計)は、1,453,368千円であるが、元利償還滞納額(累計)は242,143千円と多額にのぼり、これに対する延滞利息(累計)183,973千円はすべて流動資産「未収金」528,448千円に含まれているので回収不能の未収金が増える一方である。</p> <p>酪農を廃業する際、牧場用地(公社の担保設定あり)の買取りにあたり、貸付金に対する償還の元利合計償還額をすべて土地買取価格に算入しているため、貸付金を回収できないときは、担保物件の牧場用地があるため、元利合計償還滞納額(累計)242,143千円を貸倒引当金の対象としていない。</p> <p>しかし、担保物件の処分可能性は極めて低く、貸付金元本に対する貸倒引当金の設定を検討すべきである。</p>	<p>引当金の設定については、新たに財源が必要となるので、慎重に検討する。</p> <p>固定資産の長期貸付金、長期未収金等を含め、その処理方法を検討している。</p> <p>延滞金利息は、貸付金に係る受取利息でないため雑収入処理としている。</p>	<p>石川県農業開発公社干拓地内生産団地整備事業資金貸付金の元利合計については、一般社団法人石川県農業開発公社引当金処理要綱に規定がないことから、貸倒引当金を計上していない。</p>
H13d-意見09	<p>(8) 引当金について</p> <p>②退職給与引当金</p>	<p>平成13年度末積立額が、引当金処理要綱</p>	<p>変更なし</p>

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
(P. 127)	平成12年度末現在で、期末要支給額は92,735千円であるが、退職給与引当金の計上額が、1,603千円不足している。	どおりの金額になるよう繰り入れた。	
H13d-意見10 (P. 129)	(8) 引当金について ③国営農地管理引当金 ④河北潟干拓地管理引当金 ⑤価格変動引当金 ⑥能登牛生産引当金 上記③～⑥の引当金は、商法や企業会計原則等の公正な会計慣行では認められていない利益調整のための引当金であり、廃止又は条件を変更すべきものである。 (指摘01と同内容)	公社は、農地法等の指定による農地保有合理化法人であり、その全国組織である社団法人全国農地保有合理化協会において引当金の基準について検討中であり、その改正基準を参考に専門家も加えて、繰入基準、取崩基準等を検討する。	指摘(意見)の内容にあった引当金は計上していない。
H13d-意見11 (P. 130)	(9) 発注工事について 変更契約を実施すると、当初工事を競争入札した者が随意契約者となり、工事費も増加し工期も延長されるため、変更契約の手続を再検討する必要がある。	事業計画、事前調査等適切な事業執行に努めていく。	平成23年度を最後に工事の発注を行っていない。
H13d-意見12 (P. 131)	(10) 減価償却費について (社)石川県農業開発公社会計規程第79条によれば、減価償却は間接法により行うとなっているが、直接法により行っている。又、減価償却資産の取得価額は県より補助金を受けた場合、補助金の額を控除した取得価額に基づき償却計算している。 又、(社)石川県農業開発公社任意積立金処理要綱に従えば、取得価額全額を補助金で取得する固定資産はその帳簿原価をその取得価額の5%とするとしているが、公益法人会計処理基準に準拠した会計処理を採用することが好ましい。即ち、減価償却資産の取得価額にもとづいた減価償却計算をする。	取得資産が補助金による場合は、法人税法等によりその補助金額を限度額として圧縮記帳している。 全額補助金(県等の単年度補助金、向後5年賦の県補助金:長期未収金処理)の場合には備忘価格として取得原価の5%で処理している。	変更なし
H13d-意見13 (P. 131)	(11) 収入印紙について 適正な管理が必要である。	出納簿の記帳漏れについては契約書等と照合し記帳した。 収入印紙の使用の都度、目的、数量を複数の者で確認することとし記帳漏れを防止する。	変更なし

以上のように、措置の内容は現在においても変更なし、土地の取得等現在には行われていない取引であるという回答が大半であり、関係資料の閲覧等により現在においても変更がないこと、土地の取得等は現在行われていないことが確かめられた。しかし、H13d-意見 08《貸倒引当金》及び H13d-意見 12《減価償却費について》に対する措置について、決算書等の閲覧だけでは措置の内容が把握できなかったことから、追加の監査手続を実施することとした。

②平成 23 年度包括外部監査の結果を受けた措置の状況

平成 23 年度包括外部監査における特定の事件は「農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理」であり、県農業公社（平成 23 年度当時の法人格も社団法人であった。）が監査対象団体となっていた。県農業公社に関する指摘は 9 件、意見は 7 件であった。平成 23 年度包括外部監査報告書には、「指摘 01」や「意見 01」といった形で指摘・意見に係る通番が設けられていなかったことから、包括外部監査人が今回の包括外部監査報告書記載の便宜のため、管理番号を設けた。また、平成 23 年度の包括外部監査の結果を受けた措置は、指摘・意見がともに、当時の県公報等に掲載されていた。

ア 平成 23 年度包括外部監査における指摘

平成 23 年度包括外部監査における指摘について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、指摘の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	指摘の内容	措置の内容	現在の状況
H23d- 指摘01 (P. 77)	<p>(2) 干拓地内生産団地整備事業貸付金元利未収金に対する貸倒引当金の設定について</p> <p>石川県農業開発公社引当金処理要綱には、干拓地内整備事業貸倒引当金は貸付金に係る延滞金及び違約金の合計額を限度とすると規定されている。現在、延滞金については全額貸倒引当金が計上されているため、要綱の要件は充たしている。しかしながら、元の貸付金の元利合計については延滞債権であるにもかかわらず、要綱に規定がなく、貸倒引当金が計上されていない。今後、これらについては、適正な処理となるよう検討を行う必要がある。</p>	—	<p>指摘の内容にあった引当金は、計上していない。</p> <p>当該貸付金については、平成31年2月28日に償還期限が到来したが、公社として可能な限りの債権回収を図るため、営農継続を希望する農家が策定した経営改善計画の実行を条件に、償還期限を10年間(無利子)延長する「債務承認弁済契約書」を締結し、元利未収金の回収を図っている。</p> <p>また、離農者については、個々の収入資産状況を考慮しながら継続して償還を求めている。</p> <p>引き続き営農者に対しては償還が継続するよう経営指導を行なうとともに、離農者に対しても償還を求めていく。</p>
H23d- 指摘02 (P. 78)	<p>(3) 受託放牧料未収金に対する貸倒引当金の設定について</p> <p>農業開発公社の放牧場で農家から子牛を受け入れて預かり、成牛になるまで育てる事業を行っている。その際に既定の手数料が未収となっているものである。財産目録に受託放牧料貸倒引当金</p>	受託放牧料未収金に対する貸倒引当金の設定については、平成26年度決算で、石川県農業開発公社引当金処理要綱に沿った	変更なし

管理番号	指摘の内容	措置の内容	現在の状況
	<p>が記載されているが、これはかつて能登牛生産引当金として計上していた残額を、そのまま引き継いだものであり、受託放牧料未収金の延滞債権について貸倒予想額を見積もった金額ではない。</p> <p>ここ3年間の各農家に対する請求金額の回収状況をもとに貸倒予想額を見積もったところ、その金額は21百万円であった。よって、18百万円の貸倒引当金が計上不足と想定されることから、適正な貸倒引当金を計上するなど、適正な処理となるよう検討を行う必要がある。</p>	貸倒引当金を計上した。	
H23d-指摘03 (P. 79)	<p>(4) 農用地等貸付料未収金の内容について 農地貸付料について長期にわたり未収金として計上されていたものがあり、詳細の把握がなされていなかった。</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	農用地等貸付料未収金を不納欠損として処理した。	農用地等貸付料未収金は直近決算年度末(令和4年3月末)において発生していない。
H23d-指摘04 (P. 82)	<p>(7) 支払利息の土地価額算入について 河北潟農用地については、支払利息相当分を期間費用として費用化せず取得価額に混在している状況である。</p> <p>今後発生する利息は、期間費用とするなど適正な処理となるよう、検討を行う必要があると考える。</p>	平成23年度から利息を期間費用として適正な処理に改めた。	変更なし
H23d-指摘05 (P. 84)	<p>(10) 正味財産増減計算書の計上金額について 正味財産増減計算書金額に誤りがある。</p> <p>今後は総勘定元帳との数字の突合をすべきである。</p>	平成22年度決算書類の修正を行い、理事会の承認を得た。平成23年度以降は、元帳と決算書類の突合を徹底することとした。	変更なし
H23d-指摘06 (P. 85)	<p>(11) 価格変動引当金の設定根拠 引当金処理要綱を根拠に計上されているが、そもそもこの引当金は引当金の定義に該当せず、設定する根拠はなく、取りやめを検討すべきかと考える。</p>	価格変動引当金については、引当金の定義に該当しないため、これを取りやめ、既存の引当金については、取り崩して繰越剰余金としていくこととした。	令和3年度において価格変動引当金は計上していない。
H23d-指摘07 (P. 86)	<p>(12) 競馬場の大型スクリーン等の会計処理について 競馬場の大型スクリーン等を当初は競馬場(石川県)が財団法人畜産近代化リース協会から借り受けていたが、農業開発公社が残債全額を畜産近代化リース協会に支払い、所有者となり競馬場(石川県)にリースする形態を取るようになった。</p> <p>この取引について大型スクリーン等を有形固定資産計上せずに債権として仕訳をしているの</p>	当該大型スクリーン等は、貸付期間終了後は譲渡することを条件に県に貸し付けているものであり、平成26年3月末に貸付期間が終了した後、契約どおり県に譲渡したことから、有形固定	変更なし

管理番号	指摘の内容	措置の内容	現在の状況
	は減価償却のない公会計の発想であり、改める必要がある。	資産に計上する必要性はなくなった。	
H23d-指摘08 (P. 87)	(14) 固定資産台帳の整備 固定資産台帳を精査したところ、貸借対照表と対応しておらず、実質的に機能していないと思われる。適正な管理であるとは、考えにくい状況である。 固定資産については、取得価格で計上し、減価償却計算すべきであり、固定資産台帳での適正な管理が望まれる。	固定資産台帳を整備したところであり、今後適正な管理に努める。	変更なし
H23d-指摘09 (P. 88)	(15) 消費税申告書の計算誤り 特定収入の金額を誤って前年度の金額のまま計算してしまったため、消費税を本来の納税額より多く納付している。 更正の請求をすれば1年間は遡って還付請求が可能である。今後は、数字確認をしっかり行うべきである。	平成22年度分について修正申告を行い、還付処理を行った。	変更なし

以上のように、措置の内容は現在においても変更なし、要件を満たさない引当金等は計上していないという回答が大半であり、関係資料の閲覧等により現在においても変更がないこと、要件を満たさない引当金等は計上していないことが確かめられた。また、H13d-意見 08《貸倒引当金》と同様に、H23d-指摘 01《干拓地内生産団地整備事業貸付金元利未収金に対する貸倒引当金の設定について》に対する措置について、決算書を閲覧したところ、H23d-指摘 01に係る貸倒引当金が計上されていないようであったことから、現状を確認することとした。

イ 平成 23 年度包括外部監査における意見

平成 23 年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、意見の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H23d-意見01 (P. 77)	(1) 石川県の貸付金の回収可能性について 県は河北潟干拓地農業について問題点を情報公開し石川県の抱える問題に県民の理解を得、事実上回収が難しくなっている貸付金等の債権について処理を検討する必要がある。	河北潟干拓地の整備に係る負担金は、既に国等へ償還済みであり、これに要した県からの貸付金は今後回収が進み、その貸付残高は減少していく見込みである。 貸付金の回収については、県、土地改良区、公社が連携をとり、農家間に不公平感が生じることのないよう配慮しつつ、全力で取り組んでいきたいと考えている。	貸付先の支払能力を勘案し、県、土地改良区、公社が連携をとり、農家間に不公平感が生じることのないよう配慮しつつ回収を進めているところである。

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H23d- 意見02 (P. 80)	(5) 農用地全体について 農用地等の売買状況については、第3次農地保有合理化事業推進プランに対して明らかに低調な実績である。このため、困難な状況を農政関係者に説明し、県とともに農用地をどう売却していくか、抜本的な対策を取るべきである。	公社の長期保有農地は、簿価が実勢価格（時価）と比較して割高となっているため売却が困難な状況である。 今後は、簿価と時価の差額への対応など県と協議し、売却促進を検討したい。	農地中間管理事業の推進に関する法律の制定と、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、当該制度改正の従前から保有していた農地の販売や貸付けのみを行い、農地の新規取得は行えないこととなった。 従前から保有していた農地は営農者に貸付けを行っており、営農者が買取りを希望する場合は、取得価額と同額で売却していることから、農地の販売による損益は生じないこととなっている。
H23d- 意見03 (P. 82)	(6) 収支計算書の作成について 実績ベースでの収支計算書が作成されていないことから、当初及び補正予算と実績の比較ができるよう、今後は収支計算書を作成することが適当である。また、当年度の結果をフィードバックして、来期につなげていくことが大事であると考えている。	平成23年度分から作成した。	公益法人会計基準の改正に合わせて、収支計算書から正味財産増減計算書を作成するよう変更している。
H23d- 意見04 (P. 83)	(8) 農用地の時価評価について 公社は平成16年の公益法人会計基準を適用しており、農用地の簿価は取得価額のままである。しかし、最新の平成20年基準においては低価法を強制適用されることから、時価について説明責任があるのではないかと考える。	新公益法人制度における会計基準は、公益社団法人であれば平成20年度基準が適用され、一般社団法人であれば平成16年基準と平成20年基準の選択制をとっている。 新公益法人制度移行に際し、時価について説明することを検討している。	農用地は原則として貸付けにより活用されており、また、営農者からの買取り希望があった場合、簿価で売却することから、売却による損失が生じることはない。 また、農用地の民間売買事例は毎年度把握しており、時価についての説明は可能である。
H23d- 意見05 (P. 84)	(9) 河北潟酪農用地の会計処理 平成19年度以前に、固定資産税等を酪農用地の取得価額に加算した処理は不適切であり、平成21、22年度に、取得価額からはずし、費用としていることも不適切と考える。 今後は、固定資産税等は毎年度の期間費用とし、土地の取得価額に加算しないよう処理する必要がある。	平成24年度以降、適正な会計処理を実施し、固定資産税等は毎年度の期間費用とする。	変更なし
H23d- 意見06 (P. 87)	(13) 固定資産税の支払いについて 大型スクリーン等の取得が固定資産であれば当然公社に償却資産の取得があったこと	当該大型スクリーン等は競馬事業に必要なものとして県が使用してお	当該大型スクリーン等は、貸付期間終了後は譲渡することを条件に県に

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
	ととなり、固定資産税の支払い義務が生ずる可能性がある。	り、県有資産と同等に取り扱われるものと考えている。	貸し付けたものであり、平成26年3月末に貸付期間が終了した後、県に譲渡したことから、有形固定資産に計上する必要性はなくなった。したがって、固定資産税の支払い義務が生ずる可能性はない。
H23d-意見07 (P.88)	(16) 県と出資団体の取引について 県として、出資団体に団体本来の業務とは関係の薄い行為（競馬場設備を購入する行為）を行わせることは、今後はより慎重に行うべきであると思われる。	今後、公社事業の必要性については十分に検討していく。	現在において、県が公社に対し本来の業務とは関係の薄い行為を行わせることはしていない。

上記意見のうち、H23d-意見 03《収支計算書の作成について》、H23d-意見 05《河北潟酪農用地の会計処理》、H23d-意見 06《固定資産税の支払いについて》及びH23d-意見 07《県と出資団体の取引について》については、関係資料の閲覧等により現在においても変更がないこと、又は該当する取引がないことが確かめられた。

一方で、H23d-意見 01《石川県の貸付金の回収可能性について》は干拓地内生産団地整備事業貸付金の回収状況等の検証、H23d-意見 02《農用地全体について》は農用地の売却状況の検証、H23d-意見 04《農用地の時価評価について》は農用地の簿価と時価の乖離状況等の検証を行うため、追加の監査手続を実施することとした。

(2) 一般財団法人石川県県民ふれあい公社

①平成12年度包括外部監査の結果を受けた措置の状況

平成12年度包括外部監査における特定の事件の一つに「財政援助団体等について」があり、一般財団法人石川県県民ふれあい公社（以下「県ふれあい公社」という。なお、平成12年度当時の法人格は、財団法人であった。）が監査対象団体となっていた。県ふれあい公社に関する指摘は1件、意見は19件であった。平成12年度包括外部監査報告書には、「指摘01」や「意見01」といった形で指摘・意見に係る通番が設けられていなかったことから、包括外部監査人が今回の包括外部監査報告書記載の便宜のため、管理番号を設けた。また、平成12年度包括外部監査の結果を受けた措置は、指摘に対し講じたものだけが当時の県公報に掲載されていたが、意見に対する措置も講じており、指摘に対する措置と合わせて書面で回答を得た。

ア 平成12年度包括外部監査における指摘

平成12年度包括外部監査における指摘について、当時の監査報告書における記載により、管理番号、指摘の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	指摘の内容	措置の内容	現在の状況
H12d- 指摘01 (P.78)	(1) 予算の流用・消化について 当公社の県受託事業会計は、毎年度「収益＝費用」で剰余金も欠損金も発生していない。 委託費用が固定費であるときは問題ないが、変動費が含まれる場合、通常、剰余金又は欠損金が発生するため適切な会計処理が必要である。 県と当公社の契約内容も契約金額を固定する方法でなく、上限を定め、役務提供に応じた金額で契約を確定する方法もある。	受託事業で差額が生じるものについては、委託先と協議のうえ適切な会計処理を行った。	固定費のみの受託事業の場合、「収益＝費用」としているが、変動費が含まれる受託事業の場合、剰余金又は欠損金が発生する会計処理となっている。

直近の県ふれあい公社の決算書を閲覧した結果、変動費が含まれると想定される受託事業の場合、剰余金又は欠損金が発生する会計処理となっていることが確かめられた。

イ 平成12年度包括外部監査における意見

平成12年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、意見の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H12d- 意見01 (P.67)	(1) 能登勤労者プラザの経営について 事業収支をみると、平成10年度で▲32,436千円、平成11年度で▲46,514千円と大幅な赤字である。 当公社としては、至急、能登勤労者プラザの今後10年程度の事業計画を立て、事業維持の可能性及び必要性について今後の姿を模索すべきである。	平成13年度中に県の行財政システム改革推進案とともに、経営改善計画を策定する。	経営改善計画に基づいて経営を行った結果、事業収支は、平成27年度に▲13,000千円、平成28年度に▲10,000千円と、平成11年度ごろと比較すると赤

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
			字幅が縮小したこともあったが、令和3年度においては、新型コロナウイルス等の影響もあり、▲71,000千円の赤字となっている。
H12d-意見02 (P. 68)	(1) 能登勤労者プラザの経営について 事業部門の現状把握のため事業内容別に貸借対照表、損益計算書を作成し、建設整備事業費でなく、固定資産、修繕費に分けて計上すべきである。また、退職給与引当金は要支給額の20%が計上されているが、要支給額の100%を計上すべきである。	事業費については、事業別の費用対効果を把握するために、事業別損益計算書を作成する。 平成12年度決算時に建設整備事業費は、固定資産と修繕費に分けて記載した。	事業内容ごとの損益を把握し、建設整備事業費は、固定資産と修繕費に分けて計上している。 なお、貸借対照表項目は、事業部門単位で把握できる資産については、財産目録で開示している。 退職給与引当金は職員の期末自己都合要支給額の100%を計上している。
H12d-意見03 (P. 68)	(2) のとじま臨海公園について ①当会社の自主性 利用料金制度は、事業収入でその事業の経費を賄うことを原則とする代わりに、収入金は管理受託者が自由に使える制度であり、補助金の削減と運営している受託者の自主性を高めることを目的としている。現在は、本館とは別棟である「海の自然生態館」がこの制度の対象になっているが、これから厳しくなると思われる経営環境に柔軟に対処し、将来にわたって採算性を確保していく為にも、この制度をのとじま臨海公園事業全体に適用することを含め、当会社の経営安定化及び自主性を高めていくことが必要と思われる。	平成13年度中に、県行財政システム改革推進室とともにのとじま水族館も含めた当会社全体の経営改善計画を策定するので、その結果を踏まえ対応策を検討する。	利用料金制度は、平成15年度から地自法の改正により指定管理者制度とされている。現在のところ、のとじま臨海公園事業は当会社の直営事業、「海の自然生態館」の管理事業は県からの受託事業となっている。
H12d-意見04 (P. 68)	(2) のとじま臨海公園について ②経営計画、投資採算管理及び部門別損益管理 当会社では、従来から、中長期計画は作成されていないが、当事業のような規模の大きい施設を運営する場合は、全体の経営計画に基づく長期的な展望の下に経営がなされるべきである。 また、個別の設備投資においても、事前に収支計画を作成して採算性に関する検討を行い、回収可能性も考慮したうえで決定がなされるべきであるが、投資採算計画の作成はなされておらず、従って計画と実績との対比による達成度合の検討もなされていない。	平成13年度中に県の行財政システム改革推進室とともに、経営改善計画を策定する。 事業費については、部門別の費用対効果を把握するために、部門別損益計算書を作成する。 海の自然生態館については、水族館本体	平成16年度から、経営改善計画に基づき、誘客強化や経費削減を図っており、現在も、定期的に施設整備を行い、誘客力の強化に努めている。 事業費については、事業実績明細により部門別の損益

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
	さらに、当事業においては、施設全体の一体管理を行っているという認識から、水族館本体及びレクリエーション施設ごとの利益を算出し管理することは行われていないが、部門別損益計算書を作成し、部門ごとの管理をし、また、前述したように、「海の自然生態館」では利用料金制がとられているので、同館における運営費用を集計する必要がある。	と包括的な管理運営を行っているのですが、的確な按分基準はないが、概算的按分で損益の試算を行う。	が把握できるようになっている。「海の自然生態館」における運営費用は平成18年度から別途集計している。
H12d-意見05 (P. 69)	(2) のとじま臨海公園について ③レクリエーション施設 当施設の損益は赤字続きである。レクリエーション施設の在り方について、検討の余地があるものと思われる。	平成13年度中に県の行財政システム改革推進室とともに、のとじま臨海公園を含めた公社全体の経営改革を策定するので、その中で施設の在り方について検討する。	レクリエーション施設の多くは不採算であることから、平成17年度からゴーカート及びバッテリーカーを除いて順次廃止している。
H12d-意見06 (P. 70)	(3) 辰口丘陵公園について ①辰口丘陵公園管理及び料金徴収業務委託料 公社は、(財)辰口丘陵公園振興協会と委託契約を締結し、辰口丘陵公園の施設の管理業務の一部を委託している。 委託契約第7条第3項では、委託料を精算し剰余金が生じたときは返還する旨規定されているが、返還された例はない。 しかし、委託契約積算内容と振興協会の試算表を比較したところ、差異が生じていた。 委託契約第9条では、委託業務の経理状況を明確に記載した独立の帳簿によって経理を厳正に行われなければならない旨が規定されており、適切に処理されるよう、振興協会に対し指導されたい。	委託契約第9条に基づいた、公園管理及び料金徴収業務委託の独立帳簿を整備するよう、振興協会に対して指導した。	平成18年3月に(財)辰口丘陵公園振興協会は解散しており、委託している業務はない。
H12d-意見07 (P. 70)	(3) 辰口丘陵公園について ②辰口丘陵公園事業収入 辰口丘陵公園の事業収入の利用料金収入のうち温泉プールについては、1年間又は半年間の会員料金が設定されている。 現在、上記会員料金は、現金を領収したときに収入計上されているが、事業年度末現在において未経過の期間に対応する額は前受金として処理するのが妥当と考える。	平成12年度末に未経過の期間に対する額を積算し、前受金として処理を行った。	平成18年度に会員料金は廃止している。
H12d-意見08 (P. 71)	(4) 健民スポレクプラザについて 公社は、(一財)石川県レクリエーション協会との間で委託契約を締結し、健民スポレクプラザの管理業務の一部を委託している。 委託契約第10条では、委託業務の経理状況を独立した帳簿に明確に記載し、委託業務の経理を厳正に行われなければならない旨規定されているが、同協会の平成11年度事業報告・収支決算報告、受託事業収入、受託	協会に対して事業報告書等の明確な記載について指導した。 また、処理状況を見ながら実地調査を行う。	平成24年度以降、(一財)石川県レクリエーション協会との間に委託契約はない。

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
	事業費用とも明確に区分記載されていない他、債権債務の内容も公社が認識している残高と整合しないようであり、委託契約第11条に基づく実地調査が必要と考える。		
H12d-意見09 (P. 71)	(5) 駐車場の管理について 県から公社に対する駐車場施設の貸与を有償から無償に変更したため利益が発生した。 県有財産は、条例にいう公益事業等に該当する場合、無償で貸与することが可能であるが、駐車場経営は収益事業である。条例にいう公益事業等の解釈が明確でないため、具体的運用基準等の設定が望まれる。	県有財産の貸付は、県が条例に基づき実施するものであり、有償・無償の方針及び具体的な運用基準については、県が全県の視野に立って決定するものである。 左記監査意見については、総務部管財課へその旨伝えた。	香林坊地下駐車場は当初から有償貸与が継続されている。 兼六駐車場、石引駐車場、広坂観光バス暫定駐車場は、県ふれあい公社の経営状況の調査等に基づき、有償に変更できる旨が規定されている。
H12d-意見10 (P. 72)	(6) 受託事業について ①石川県産業展示館 (a) 使用料の前納 石川県産業展示館条例第6条第2項によれば、使用者は使用料（電気料金、水道料金、ガス料金及び重油料金に係る部分を除く）を前納しなければならない。しかし、平成11年度において、一部の使用料が前納されていなかった。	産業展示館使用料前納の徹底について努力している。	変更なし
H12d-意見11 (P. 72)	(6) 受託事業について ①石川県産業展示館 (b) 使用料の請求日 使用料は前納を原則とし、「石川県産業展示館ご利用の手引き」で納入期限を使用開始日の20日前までとしている。しかし、平成11年度、使用開始日以前に入金されているものの中で61件が納入期限を過ぎてから入金されており、使用開始日の20日前までの納入期限は守られていない現状である。 使用開始日の20日前までに使用料を前納することが石川県にとって必要不可欠なのであれば、現在の請求日は使用者の事務取扱に配慮したものとは考えられず、納入期限までに支払事務を行うことのできる余裕を持たせた日を請求日とすることが必要である。	石川県産業展示館の使用料徴収事務は、県からの受託事業である。 したがって、徴収事務の取扱として、納入の通知は石川県財務規則第38条及び第43条に基づき行っているところである。 10日間の期限を改めることは、石川県財務規則の改定が必要であり、公社単独での改定は困難なため県に対して、その旨要望した。	県に対して要望した石川県財務規則の改定が行われていないため、納入期限の取扱いについては変更されていない。
H12d-意見12 (P. 73)	(6) 受託事業について ①石川県産業展示館 (c) 備品台帳と備品の管理	備品が老朽化し廃棄処分とした台帳上の事務処理が不備であったものであり、台帳の修正等を行った。	石川県財務規則取扱要綱の改正により、5万円未満の机及び椅子を消耗品として取り扱う

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
	<p>産業展示館の貸出資産の中に机及び椅子があり、返却時に破損または紛失した際は、借主が現物を購入し、返却することになっている。</p> <p>返却の都度、貸出数と返却数の一致を確認するが、現物の総数の確認を定期的に行っていない。</p> <p>備品台帳があるが、受け入れた数しか記載しておらず、廃棄したものは記載がされていない。</p> <p>そのため、備品台帳上の数量と現物の実数が異なっている。机及び椅子は、県の資産であり適切な管理が必要である。</p>		<p>ことになったが、貸出時と返却時に数量を確認し、現物の総数については定期的に確認を行っている。</p>
H12d-意見13 (P. 73)	<p>(6) 受託事業について</p> <p>②いしかわ動物園</p> <p>(a) 料金収入の違算（現金化不足）処理</p> <p>違算が生じた時は、自販機販売の場合は、実際の発券枚数による売上高に合わせるために券売機レシート上の現金残高及び回収金額が手書き修正されている。また、窓口販売の場合は発券枚数による売上金額のみが収入日報に記載されるので違算額は不明である。従って、違算に関しては帳簿処理がなされておらず、過不足金は簿外処理されているので、違算の発生状況は把握出来ない。簿外でプールされ保管されている違算額は、平成12年9月7日現在1,810円であり、不足金が生じた時はここから補填されている。</p> <p>違算が発生した場合は簿外処理することなく、実際の回収額を入金処理し、違算額は、雑収入又は雑損処理すべきである。また、違算が生じたときは、発生理由及び処理状況を記載した処理報告書の作成等の処理ルールを明確化すべきだと思われる。</p>	<p>現金徴収時に違算金が発生した場合、簿外処理していたが、全て入金処理し、雑入及び雑損失処理すると共に、処理方法を記載した処理報告書を作成することとした。</p>	<p>変更なし</p>
H12d-意見14 (P. 74)	<p>(6) 受託事業について</p> <p>②いしかわ動物園</p> <p>(b) 入場料の減免</p> <p>平成12年3月31日まで入場料の減免は県知事の決裁事項であり、減免できる具体的な場合は「いしかわ動物園条例施行規則」で決められていたが、平成12年4月1日以降は石川県県民ふれあい公社理事長の決裁事項となり、「いしかわ動物園の入場料の減免に関する基準」で定められることになった。</p> <p>条例の改正に伴い、減免できる場合が拡大されたことにより、減免規定の運用がより弾力的に出来るようになったが、動物園運営の独立採算的要請が求められる中、減免は減収要因となるものであり、また受益者負担の原則による公平性の観点から今後共、慎重な適用が望まれる。</p>	<p>減免の運用については、慎重に対応している。</p>	<p>変更なし</p>
H12d-意見15 (P. 75)	<p>(6) 受託事業について</p> <p>③ふれあい昆虫館</p> <p>(a) 現金過不足について</p>	<p>現金徴収時に違算金が発生した場合、簿外処理していたが、全</p>	<p>変更なし</p>

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
	日々の現金収受において現金過不足が発生しているにもかかわらず、当日の収入を現金収受の際に発行する入場整理券の発行数から計算した金額や売店におけるレジ打ちの合計額で計上し、同額のみを夜間金庫に預け入れているため、実際の現金収受が適切に帳簿に反映されていない。この結果、監査日現在において35,845円の簿外現金が発生している。また、この簿外現金は、管理簿などによる管理は行われていない。	て入金処理し、雑入及び雑損失処理すると共に、処理方法を記載した処理報告書を作成することとした。	
H12d-意見16 (P. 75)	(6) 受託事業について ④ 県受託施設の委託契約入札制度 一部の委託契約は指名競争入札方式をとっているが、結果として1件を除き、全て契約者が毎年同一業者である。しかも、毎年契約者が変更されている1件は、入札参加者6者が順番に受注しているため、指名競争入札制度の透明性、客観性、競争性が結果的に機能していない。	指名競争入札事務は、石川県財務規則に準じて作成した(財)石川県県民ふれあい公社会計規程に基づき行っている。 業者の指名に当たっては、県の登録業者の中から過去の実績等を勘案しながら能力のある者を選定し、県土木部の入札制度の諸規定に準拠して、指名審査委員会((財)石川県県民ふれあい公社指名委員会設置要綱に基づき設置)において、公正かつ適正に選考を行っている。	変更なし
H12d-意見17 (P. 76)	(6) 受託事業について ⑤ 退職給与引当金 退職給与引当金の平成12年3月31日現在要支給額は、公社全体として211百万円であるが積立額は117百万円で94百万円積立不足が発生している。この負債性引当金は、一定の基準に基づき、継続的に計上すべきものであり、受託収入金額により増減させるものではない。	平成13年度3月補正予算時期までに県と協議して、当該引当金の取扱方針を決定したい。	平成19年度から退職給与引当金は職員の期末自己都合要支給額の100%を計上している。
H12d-意見18 (P. 76)	(7) 株式の保有について 当社は、N社の株式700万円を所有しているが、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)では、公益法人は、原則として、営利企業の株式保有等を行ってはならないとしている。	営利企業の概要の記載については、平成12年度事業報告書に記載した。 なお、所有株式については、今後も売却等の処分について努力していく。	左記株式は引き続き保有しているが、当社は一般財団法人であることから、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及びそれに準じる取扱いの対象外であると考えている。

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H12d-意見19 (P.76)	<p>(8) 補助金収入の会計処理について</p> <p>公益法人には圧縮記帳の考え方はない。又、公益法人は収益事業に課税されるが、国庫補助金等は収益事業用の固定資産を取得するものであっても非課税であり、なお減価償却費も圧縮しない取得価額ベースで認められる。このことは、公益法人の補助金は実質的に資本の元入であるとの考え方があり、資本取引について課税しないことと同じである。</p> <p>当社の補助金収入による有形固定資産の会計処理は、圧縮記帳を行っているので今後は正すことが必要である。</p>	<p>平成12年度においては、補助金による有形固定資産がないことから、該当はない。</p> <p>今後は、該当する年度の決算時期に適切な処理を行う。</p>	<p>当社は、現行制度上、一般財団法人であることから、圧縮記帳の適用は可能である。</p>

上記意見のうち、H12d-意見 02《能登勤労者プラザの経営について》は、決算書や関係資料の閲覧により、貸借対照表項目は、事業部門単位で把握できる資産については、財産目録で開示していること、退職給与引当金(退職給付引当金)は職員の期末自己都合要支給額の100%を計上していることが確かめられた。

H12d-意見 04《のとじま臨海公園について(経営計画、投資採算管理及び部門別損益管理)》、H12d-意見 05《のとじま臨海公園について(レクリエーション施設)》及び H12d-意見 06《辰口丘陵公園について(辰口丘陵公園管理及び料金徴収業務委託料)》は、ゴーカート及びバッテリーカー以外のレクリエーション施設が廃止されたこと、及び辰口丘陵公園の料金徴収業務委託を行っていないことが確かめられた。

H12d-意見 07《辰口丘陵公園について(辰口丘陵公園事業収入)》は、会員料金を廃止していることが確かめられた。

H12d-意見 08《健民スポレクプラザについて》は、県ふれあい公社と(一財)石川県レクリエーション協会との間に委託契約がないことが確かめられた。

H12d-意見 09《駐車場の管理について》は、駐車場施設の賃貸借契約書を閲覧した結果、県から県ふれあい公社に対し有償で貸与又は経営状況の調査等により有償に変更する旨が規定されていることが確かめられた。

H12d-意見 18《株式の保有について》及びH12d-意見 19《補助金収入の会計処理について》は、現行制度上、一般財団法人である県ふれあい公社は適用対象外、または、圧縮記帳が可能であることが確かめられた。

一方で、H12d-意見 01《能登勤労者プラザの経営について》は、業績の推移等を把握し、事業維持の可能性及び必要性について検証を行うため、追加の監査手続を実施することとした。

H12d-意見 03《のとじま臨海公園について(当会社の自主性)》は、のとじま臨海公園の敷地内にある「海の自然生態館」のみに対し指定管理制度が適用されている経緯等について検証を行うこととした。

H12d-意見 10 から H12d-意見 17 までの8つの意見《受託事業について(①使用料の前納、②使用料の請求、③備品の管理、④料金収入の違算処理、⑤入場料の減免、⑥現金過不足、⑦県受託施設の委託契約入札制度、⑧県受託施設の委託契約入札制度)》は、受託事業に係る

ものであることから、直接の検証対象とはしないが、直営事業において同様の状況が生じていないかどうかを配意して追加の監査手続を実施することとした。

(3) 能登空港ターミナルビル株式会社

能登空港ターミナルビル株式会社（以下「能登空港ターミナルビル」という。）は、過年度において包括外部監査の監査対象団体となっていない。

(4) 公益財団法人いしかわ女性基金

①平成 11 年度包括外部監査の結果を受けた措置の状況

平成 11 年度包括外部監査における特定の事件の一つに「財政援助団体等」があり、公益財団法人いしかわ女性基金（以下「県女性基金」という。なお、平成 11 年度当時の法人格は、財団法人であった。）が監査対象団体となっていた。県女性基金に関する指摘は 1 件、意見は 1 件であった。平成 11 年度包括外部監査報告書には、「指摘 01」や「意見 01」といった形で指摘・意見に係る通番が設けられていなかったことから、包括外部監査人が今回の包括外部監査報告書記載の便宜のため、管理番号を設けた。また、平成 11 年度包括外部監査の結果を受けた措置は、指摘に対する措置が当時の県公報に掲載されており、意見については、書面で回答を得た。

ア 平成 11 年度包括外部監査における指摘

平成 11 年度包括外部監査における指摘について、当時の監査報告書における記載により、管理番号、指摘の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	指摘の内容	措置の内容	現在の状況
H11d- 指摘01 (P.14)	共通経費の按分について 現在、事業費及び管理費に共通して発生する経費については、年度末の決算額が予算現額と一致するように調整して各費目に割り振る処理が行われている。共通経費については、一定の按分基準を持ち、これを継続して各費目へ按分を行う処理が必要である。	過去の実績、予算等を考慮した按分基準を作成し、平成 11 年度決算を行った。	コピー用紙代等、事業ごとに利用実績が集計できるものについては、当該実績に基づき、利用実績が集計できない共通経費については、予算現額に応じて比例按分している。

イ 平成 11 年度包括外部監査における意見

平成 11 年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載により、管理番号、意見の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H11d- 意見01 (P.14)	図書の管理方法について 当財団では、女性に関する情報収集・提供事業として、図書情報室を設置し、図書やビデオテープの貸し出しを行っているが、図書は固定資産に計上されずすべて簿外となっている。 ところで、学校法人は図書を重要性のある財産とみて固定資産に計上している。当財団は、図書情報室を充実させ、今後図書が重要な財産になるのであれば、会計処理規程を改正し学校法人と同様、図書を会計帳簿により管理する方法も考えられる。その際、その管理に伴う費用とその効果は当然考慮しなければならない。	不明	図書情報室は、県の男女共同参画課が所管している。

県女性基金の直近年度の会計伝票及び関連資料を閲覧した結果、共通経費の按分は行われていることが確かめられた。また、図書情報室は県の所管であることが確かめられた。

(5) 公益財団法人石川県臓器移植推進財団

①平成 11 年度包括外部監査の結果を受けた措置の状況

平成 11 年度包括外部監査における特定の事件の一つに「財政援助団体等」があり、公益財団法人石川県臓器移植推進財団（以下「県移植推進財団」という。なお、平成 11 年度当時の法人格は、財団法人であった。）が監査対象団体となっていた。県移植推進財団に関する指摘はなく、意見は 2 件であった。平成 11 年度包括外部監査報告書には、「意見 01」といった形で意見に係る通番が設けられていなかったことから、包括外部監査人が今回の包括外部監査報告書記載の便宜のため、管理番号を設けた。また、平成 11 年度包括外部監査の結果を受けた措置は、書面で回答を得た。

ア 平成 11 年度包括外部監査における意見

平成 11 年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、意見の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H11d-意見01 (P. 27)	(1) 事業内容について 臓器の移植に関する法律の成立により、当財団を取り巻く臓器移植の環境は大きく変わったが、今後の事業内容についての方向は未だ明確にされていない。県内臓器提供者の登録機関としての位置付けを存続するか否かによって、業務量も大きく変動すると思われる。今後の事業の方向を決めるとともに、その内容によっては、他の財団との連携等も検討する必要がある。	不明	臓器移植に関する知識の普及啓発、臓器提供についての意思表示カードの普及及び定着、臓器移植のための諸条件の整備への協力及び臓器提供者の確保等を行うことにより、石川県における臓器移植の効果的、円滑な推進を図り、もって県民の保健衛生及び福祉の向上に寄与することを目的とする事業を推進している。
H11d-意見02 (P. 27)	(2) 収支計算書の記載について 公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行わなければならないのであるが（公益法人の設立許可及び指導監督基準 5（1））、当財団が作成している収支計算書の支出科目は公益法人会計基準 様式 2 とは異なっている。 中でも、県からの委託事業であるドナーカード普及事業に関する支出は、当該事業にかかった支出が1,009千円であるにもかかわらず、受託収入が700千円であるという理由から、事業費の印刷費と通信費からあわせて700千円分だけを、大科目の事業費や管理費とは別の委託費に振り替えている。公益法人会計基準に従った記載が望まれる。	不明	現在の公益法人会計基準では、収支計算書ではなく、正味財産増減計算書の作成が必要である。 公益法人会計基準に従い、正味財産増減計算書を作成している。

直近の県移植推進財団の決算書を閲覧した結果、正味財産増減計算書を作成していることが確かめられた。なお、H11d-意見 01《事業内容について》は、平成 11 年度当時と現在では、事業内容が変わっていることから、事業内容や今後の方向について追加の監査手続を実施することとした。

(6) 株式会社マリパーク内灘

株式会社マリパーク内灘（以下「マリパーク内灘」という。）は、過年度において包括外部監査の監査対象団体となっていない。

(7) 公益財団法人石川県埋蔵文化財センター

公益財団法人石川県埋蔵文化財センター（以下「県埋蔵C」という。）は、過年度において包括外部監査の監査対象団体となっていない。

(8) 公益財団法人石川県デザインセンター

公益財団法人石川県デザインセンター（以下「県デザインC」という。）は、過年度において包括外部監査の監査対象団体となっていない。

3. 詳細

(1) 県所管課に対する質問

①質問書の様式

質問欄には、各監査対象団体に対する県のモニタリングの状況を把握することを目的として13の質問を記載した。その内容は、以下のとおりである。

No.	質 問
1	財政的援助団体に対する経営評価を実施していますでしょうか。
2	財政的援助団体に対する経営評価を実施するにあたり、対象とする法人を限定するための基準を策定していますでしょうか。
3	財政的援助団体に対する指導監督指針のような定めはありますか。(全県共通のもの)
4	財政的援助団体に対する指導監督指針のような定めはありますか。(部局単位のもの) なお、ご回答いただくのは、当年度の包括外部監査の対象となった8団体の所管課のみで結構です。
5	貴県において新公益法人等に対する監督の一環として、立入検査を実施していますが、貴県の財政的援助団体のうち、新公益法人等に該当する団体については、少なくとも3年に一度は立入検査が行われているという理解でよろしいでしょうか。
6	新公益法人等に対する立入検査を実施する際、年度ごとに立入検査実施計画を作成し、石川県公益認定等審議会の承認を得るとのことですが、2017年度から2021年度までの立入検査実施計画をお示しいただけますでしょうか。
7	新公益法人等に対する立入検査の漏れの有無ですが、立入検査実施計画を作成する際に確認しているという理解でよろしいでしょうか。
8	当年度の包括外部監査の対象となった8団体のうち、新公益法人等に対する立入検査の対象となっている団体について、直近の新公益法人等に対する立入検査に際して作成した以下の資料をお示しいただけますでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査実地通知書 ・立入検査チェックリスト ・立入検査実施報告書 ・立入検査結果通知書
9	貴県の財政的援助団体には、株式会社のように新公益法人等に該当しない団体も含まれますが、新公益法人等に該当しない団体に対する立入検査の実施要領がありましたら、お示しいただけますでしょうか。
10	当年度の包括外部監査の対象となった8団体のうち、新公益法人等に対する立入検査の対象とならない団体について、直近の新公益法人等に対する立入検査に際して作成が求められる以下の資料に準じた資料がありましたら、お示しいただけますでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査実地通知書

No.	質 問
	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査チェックリスト ・立入検査実施報告書 ・立入検査結果通知書
11	<p>当年度の包括外部監査の対象となった8団体に対するモニタリングとして、立入検査以外に実施しているものがありましたら、お示しいただけますでしょうか。(所管課内において、文書回覧等により情報共有されるもの。例として、①理事会、評議員会、社員総会、取締役会、株主総会等、団体の機関としての審議に参加した際の議事メモ、②経営検討委員会等、法的に設置が求められる機関ではないが、団体の運営に当たって重要である会議に参加した際の議事メモ、③団体を訪問し調査した際の調査目的、調査結果をまとめたメモ等)</p>
12	<p>https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/kousya-gaikaku.html</p> <p>上記のウェブサイトにあるように、貴県では公社・外郭団体に対しても中期目標の策定を求めています。中期目標の策定に当たり、貴県からの指導はあるのでしょうか。</p>
13	<p>当年度の包括外部監査の対象となった8団体のうち、上記のウェブサイトからリンクされていない団体があるようですが、中期目標の策定を不要とする基準があればお示しいただけますでしょうか。(リンクされていない団体→(一財)石川県民ふれあい公社、能登空港ターミナルビル(株)、(株)マリンパーク内灘、(公財)石川県埋蔵文化財センター)</p>

②県と監査対象団体の取引

各監査対象団体に対する県のモニタリングの状況に係る質問のほか、県と監査対象団体の取引のうち、県から監査対象団体に委託している業務の内容及び監査対象団体に対し県有財産の使用料等で減免している契約の内容について回答を求めた。

(2) 監査対象団体に提供を依頼した資料及び情報

各監査対象団体に提供を依頼した資料及び情報は、以下のとおりである。

No.	資料又は情報
1	決算書一式
2	法人税等の申告書一式
3	定款又は寄附行為
4	財務・会計処理に関するルール一式
5	職務分掌規程
6	組織図
7	団体で使用している情報システム又はソフトウェアの名称
8	設立目的・設立経緯
9	設立年月日
10	事業内容の説明
11	役員の数及び内訳
12	職員の数及び内訳
13	総勘定元帳

これらの資料及び情報のほか、総勘定元帳、財務・会計処理に関するルール一式及び職務分掌規程を閲覧して、必要と判断した資料及び情報について、追加提供を依頼した。

(3) 監査要点ごとの監査手続

①各監査対象団体における財務事務の適切性の検討

会計規則、経理規程、引当金要綱、その他事務処理に係る規程といった財務・会計処理に関するルールを通読し、監査対象団体に対し当該ルールで作成が求められる書類等の提出を求め、ヒアリングを実施し、財務事務の内容を把握した。

②各監査対象団体における会計処理の適切性の検討

決算書や総勘定元帳の閲覧により、会計処理の概要を把握し、監査対象団体に対しヒアリングを実施し、会計処理の内容を把握した。

③各監査対象団体における事務事業の経済性の検討

各監査対象団体の総勘定元帳から事務事業に係る経費の取引を抽出し、当該経費に係る契約書、競争入札の場合は入札調書等、随意契約の場合は随意契約理由書等の関連資料を閲覧するとともに、必要に応じて監査対象団体に対しヒアリングを実施した。

④各監査対象団体における事務事業の効率性の検討

財務事務の適切性を検討すると同時に、関連資料を閲覧していく際に、非効率な財務事務の有無を検討した。

⑤各監査対象団体における事務事業の有効性の検討

各監査対象団体が行う事務事業の目的及び内容を把握し、監査対象団体に対しヒアリングを実施し、事務事業の有効性を検討した。

⑥県が行う各監査対象団体に対する関与の適切性の検討

各監査対象団体における役員、職員に占める県職員の人数を把握するとともに、各団体に対する経営指導の内容、県から監査対象団体に委託している業務の内容及び監査対象団体に対し県有財産の使用料等で減免している契約の内容を把握し、必要に応じて県所管課に対し補足説明を依頼した。

⑦県が行う各監査対象団体に対するモニタリングの適切性の検討

各監査対象団体に対する経営評価及び新公益法人等に対する立入検査の内容を把握するとともに、立入検査の対象ではない団体に対するモニタリングの方法を把握し、必要に応じて県所管課に対し補足説明を依頼した。

第5 監査の結果

1. 県に関する事項（総括事項）

（1）概要

本項では、県において、全庁的な対応が必要である事項に関する所感を記載している。

（2）長期的な課題に関する進捗管理

後述するように債権回収の長期化（県農業公社）など、単年度では解決できない課題を有する団体が散見される。

各団体においては長期的な課題について理事会や取締役会で報告するといった形で情報共有が行われているようであるが、県において、県出資団体に対する経営評価が未実施、県出資団体に対する指導監督指針が未策定、新公益法人等に該当しない県出資団体に対する立入検査の実施要領が未策定という状況であることから、各団体が有する長期的な課題に関する進捗状況の管理が不明確と考えられる。

2. 各監査対象団体に関する事項（総括事項）

（1）概要

本項では、複数の監査対象団体における検出事項を記載している。監査対象団体以外の団体でも同様の事例が存在する可能性があるため、参考として記載するものである。

（2）利益相反取引

法人の職務を執行する者（社団法人・財団法人の場合は理事、株式会社の場合は取締役）が、自己又は第三者のために法人と取引をする場合には、法人の利益を害するおそれがあるとされている。そこで、このような利益相反取引をする場合には、その取引について重要な事実を開示して理事会又は取締役会の事前の承認を得る必要がある。

監査対象団体の理事又は取締役が、取締役を兼務している法人との業務委託取引があるにもかかわらず、承認がない事例などが検出された。理事や取締役の兼務状況を改めて確認し、利益相反取引に該当する可能性がある取引の有無を検討する必要がある。

（3）規程と実際の財務事務の乖離

財務事務の概要を把握するため、施設利用規程、基本財産運用規程等を閲覧し、担当者へのヒアリングや実際に作成した書類を閲覧した結果、これら規程と財務事務に乖離がある事例が検出された。各種の規程は、組織として一定の水準を保ちつつ、効率的に事務を執行するに当たって重要な要素である。各種の規程と実際の財務事務を比較し、両者に乖離がある場合は、規程又は実際の財務事務を改善する必要がある。

（4）会計システムの活用

会計システムが有する機能を有効に活用せず、別途の作業で事務を行う事例や、会計システム上の一部の勘定科目について、会計システムによる集計を使用せず、別途の作業により集計している事例が検出された。会計システムは財務事務の効率化のために

導入していることから、会計システムの機能をできる限り活用し、財務事務を効率化するように努める必要がある。

(5) 伝票の検印

伝票の検印漏れや、本来権限がない役職者による代理の検印が伝票に押されている事例が検出された。これらは、検印すべき者が非常勤の理事であると規定されていることが一因であると考えられる。現行の会計規程や経理規程に従って検印漏れや代理の検印が発生しないように留意が必要であることは言うまでもないが、財務事務の実態に合わせて、非常勤の理事が検印する範囲を見直すことも検討する必要がある。

(6) 金融機関預金のペイオフ対策

預金保険制度により、定期預金や利息の付く普通預金等は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1千万円までと破綻日までの利息等が保護され、預金保険機構から預金者へ直接支払いが行われることになっている（いわゆるペイオフ制度）。したがって、金融機関の破綻による預金が回収不能となるリスクを軽減するに当たっては、日常の事務に必要な資金量等を勘案しつつ、預け先を増やすことで1金融機関当たりの預金額を可能な限り1千万円以下に抑えることが有効であると考えられる。

この点、日常の事務で使用している普通預金の預け先を現状以上に増やすことが困難な点は理解できる。しかし、日常の事務で使用していないと考えられる定期預金は、1金融機関当たりの預金額を可能な限り1千万円以下に抑えることを検討する必要がある。

(7) 引当金の計上

貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金といった引当金を計上していない事例が検出された。引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合に、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上するものをいう。団体の経営成績及び財政状態をより正確に把握するに当たっては、引当金の計上が必要な事象の有無を把握し、引当金の計上の要否を検討する必要がある。

(8) 随意契約

委託等の契約は、地自法に準じたルールを適用している限り、原則として競争入札によることになるが、随意契約が許容されうる場合もある。随意契約の締結が可能な場合の一つに「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」がある。

これは「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当

であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合（最高裁昭和62年3月20日第二小法廷判決）」とされる。この点につき、どのような判断をしたのか明確にするために、随意契約理由を具体的に記録し、団体として承認を行う事務となっている。

しかし、随意契約理由が不明確な事例が検出された。現況を織り込んだうえでの検討、同業他社との比較も含めた総合的な検討等を行ったうえで随意契約の可否を検討する必要がある。

(9) 電子取引への対応

一部の取引先が発行する請求書が、書面ではなく電子データとなっている監査対象団体がある。改正電子帳簿保存法によると、請求書等を電子データで受け取った場合、電子取引とされる。電子取引として、電子データで受け取った請求書は書面での保存が認められず、一定の規則性を設けて電子データのままで保存する必要がある。電子取引への対応について検討が行われていない監査対象団体があったが、改正電子帳簿保存法が適用されるのは令和6年1月からであり、適用へ向けた準備の検討を期待したい。

(10) インボイス制度への対応

消費税法上の課税取引を行う監査対象団体がある。課税取引の相手方に消費税法上の課税事業者が含まれている場合、適格請求書（いわゆるインボイス）の発行を求められる可能性がある。インボイスへの対応については検討が行われていない監査対象団体があったが、改正消費税法によりインボイスへの対応が必要になるのは令和5年10月からであり、適用へ向けた準備の検討を期待したい。

3. 一般社団法人石川県農業開発公社に関する事項

(1) 概要

団体名称	一般社団法人石川県農業開発公社
所在地	石川県金沢市直江南2丁目1
県所管課	農林水産部農業政策課
設立年月	昭和45年2月設立、平成26年4月に一般社団法人へ移行
設立目的	県の農業の発展と農業者の福利の増進を図るため。
事業内容	①農地関係事業 ②畜産振興・受託放牧事業
出資状況	資本金等の額18百万円のうち13百万円出資（出資比率72%）
役職員数	役員(理事及び監事)12人、職員55人（令和4年6月1日現在）
分類	財政健全化法に基づく審査の対象団体及び公社等管理規準の対象団体

(2) 事業内容の詳細

①農地関係事業

農地関係事業は、河北潟干拓事業や奥能登の農地開発事業によって造成された農地の販売や貸付け及び河北潟干拓地における、ふれあい農園（市民農園）の運営である。従来、県農業公社は、農地の中間的保有機能を持つ公的機関として、農地の売買や貸付けを行うことによって農地の流動化を促進し、意欲のある農業者の規模拡大を支援するとともに農地利用の効率化を図ろうとする農地保有合理化学業を実施していた。しかし、農地中間管理事業の推進に関する法律の制定と、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、平成26年度以降、当該制度改正の従前から保有していた農地の販売や貸付けのみを行い、農地の新規取得は行えないこととなった。

②畜産振興・受託放牧事業

畜産振興・受託放牧事業は、主に放牧場の管理運営事業を通じて健全な繁殖基礎牛を育成することにより、畜産農家の繁殖基礎牛育成に係る労力を軽減することで、畜産農家の経営安定化・合理化を推進するものである。

③過年度において実施していた事業

過年度において実施していた事業として、河北潟干拓地内生産団地整備事業に係る資金貸付け及び河北潟農地保全円滑化事業に係る資金貸付けを挙げておく。

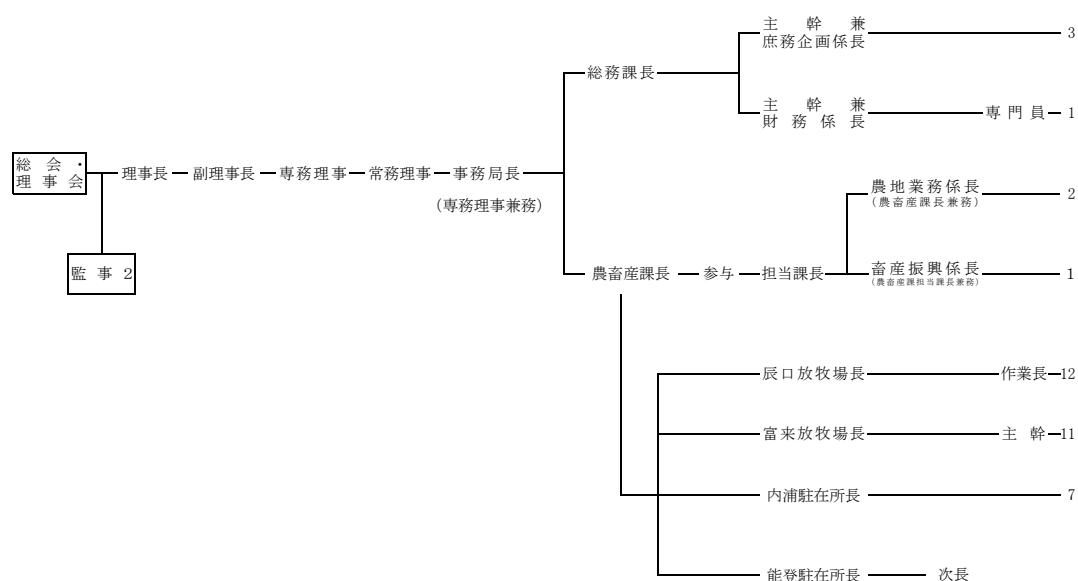
河北潟干拓地内生産団地整備事業に係る資金貸付けは、河北潟干拓地内生産団地において営農者が金融機関から行った借入れの負担を軽減する目的で平成元年度に実施した。具体的には、営農者がそれぞれ金融機関から借入れするのではなく、県農業公社が一括して金融機関から借入れを行い、それを営農者に貸付けることで、金利負担を軽減したというものである。

河北潟農地保全円滑化事業に係る資金貸付けは、河北潟土地改良区の国債還資金のうち、営農者が土地改良区への返済を滞納していることによる不足分について、県農業公社が河北潟土地改良区に対し平成20年度に実施したものである。

(3) 組織

① 組織図

組織図は以下のとおりである。



② 県からの派遣等の状況

派遣等とは、団体に対する県職員の派遣及び退職した県職員の団体への再就職を合わせた概念である。なお、県職員の派遣方法には、団体の専任型と県と団体の兼務型がある。役員 12 人のうち県からの派遣等は 5 人、職員 55 人のうち県からの派遣等は 15 人である。

③ 職務分掌の状況

決算書の作成を含む財務事務の所管は県農業公社総務課であり、保有農地の貸付及び売却といった農地関係事業や河北潟干拓地内生産団地整備事業資金の貸付けの所管は農畜産課である。畜産振興・受託放牧事業の所管は、辰口放牧場、富来放牧場及び内浦駐在所であり、能登駐在所は、能登地区の保有農地の貸付及び売却といった農地関係事業の一部を所管している。

④ 社員総会及び理事会の開催状況

社員総会及び理事会の開催に関しては定款に規定がある。社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。理事会は、定款において通常理事会と臨時理事会に区分されている。通常理事会は、毎事業年度 2 回開催し、臨時理事会は、理事長が必要と認めるとき等に開催する。

(4) 財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「一般社団法人石川県農業開発公社会計規程」を定め、それに従い財務事務を執行している。加えて、農地関係事業、畜産振興・受託放牧事業及びその他の事業の円滑な実施のため、「一般社団法人石川県農業開発公社引当金処理要綱」（以下「引当金要綱」という。）を定めている。引当金要綱において規定がある引当金は、退職給与引当金（退職給付引当金）、価格変動引当金、干拓地内整備事業貸倒引当金、及び受託放牧料貸倒引当金である。

また、契約を行う場合、石川県財務規則を準用し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の契約方法を決定している。

②情報システム又はソフトウェアの名称

公社会計システムを使用している。

(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目の概要）

貸借対照表科目のうち、資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：百万円）

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
現金預金	117	122	143	105	99
未収金	3,167	2,587	2,620	2,616	2,649
農用地等	3,646	3,630	3,616	3,607	3,607
貸倒引当金	▲1,909	▲1,269	▲1,325	▲1,381	▲1,437
その他	0	0	0	0	0
流動資産計	5,022	5,070	5,055	4,948	4,919
基本財産	18	18	18	18	18
特定資産	129	120	96	99	102
長期事業資産	237	139	139	139	139
その他	45	47	51	43	44
固定資産計	429	325	306	300	304
資産合計	5,452	5,396	5,362	5,248	5,223

未収金は、干拓地内生産団地整備事業の貸付けに係る元利未収金及び当該貸付けの遅延損害金未収金が大半であるが、畜産振興・受託放牧事業に係る未収金も含まれる。貸倒引当金は、雑収入未収金及び畜産振興・受託放牧事業に係る未収金に対して計上されている。農用地等は、農地関係事業に係るものであり、県農業公社が営農者に対し貸し付けている農用地等であるが、営農者から買取りの希望があれば、簿価で売却していることから、平成30年度末から令和2年度末にかけて減少している。

特定資産は退職給与引当資産であり、退職給付引当金残高と同額の定期預金である。長期事業資産は、河北潟干拓地内生産団地整備事業に係る資金貸付けであり、河北潟土地改良区からの返済がある場合に減少していく。

貸借対照表科目のうち、負債の部及び正味財産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
短期借入金	4,260	4,239	4,225	4,216	4,216
その他	37	57	78	27	35
流動負債計	4,298	4,297	4,303	4,244	4,252
長期借入金	670	630	615	560	524
干拓地内生産団地整備 事業留保金	206	207	207	207	207
退職給付引当金	129	120	96	99	102
その他	8	8	8	8	8
固定負債計	1,014	967	928	876	843
負債合計	5,312	5,264	5,231	5,120	5,095
指定正味財産	18	18	18	18	18
一般正味財産	121	113	111	109	109
正味財産計	139	131	130	128	127
負債及び正味財産合計	5,452	5,396	5,362	5,248	5,223

短期借入金及び長期借入金は県からのものが大半であり、令和3年度末では民間金融機関からの借入金合計額は25百万円にすぎない。干拓地内生産団地整備事業留保金は、平成23年度の包括外部監査報告書にもあるように、干拓地内生産団地整備事業の貸付けに係る未収利息に対する貸倒引当金に相当するものである。

退職給付引当金は計上されているが、勤勉手当等の賞与に相当する手当の支給があるにもかかわらず、賞与引当金は計上されていない。

(6) 決算数値の推移（貸借対照表科目の詳細）

① 現金預金

現金預金の内訳を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
普通預金	100	92	98	87	82
定期預金	17	29	44	17	17
合計	117	122	143	105	99

定期預金の預け先数が1で残高が10百万円を超えている。

②未収金

未収金の内訳を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
干拓地内生産団地整備 事業貸付元利金	1,230	1,284	1,266	1,215	1,179
干拓地内生産団地整備 事業貸付遅延損害金	1,894	1,254	1,311	1,367	1,424
受託放牧料	18	19	19	17	19
その他	24	29	24	15	25
合計	3,167	2,587	2,620	2,616	2,649

上記未収金のうち、干拓地内生産団地整備事業貸付遅延損害金及び受託放牧料の回収不能見込額に対して貸倒引当金が計上されている。H13d-意見 08《貸倒引当金》及びH23d-指摘 01《干拓地内生産団地整備事業貸付金元利未収金に対する貸倒引当金の設定について》に関連して、貸倒引当金の内訳を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
干拓地内生産団地整備 事業貸付遅延損害金	▲1,894	▲1,254	▲1,311	▲1,367	▲1,424
受託放牧料	▲14	▲14	▲14	▲13	▲13
合計	▲1,909	▲1,269	▲1,325	▲1,381	▲1,437

このように、干拓地内生産団地整備事業貸付遅延損害金の全額、受託放牧料のうち、引当金要綱の規定に基づき算定した金額が計上されている。

次に、干拓地内生産団地整備事業貸付元利金及び干拓地内生産団地整備事業貸付遅延損害金の内訳を、営農者と離農者に区分して示すこととする。干拓地内生産団地整備事業貸付元利金及び干拓地内生産団地整備事業貸付遅延損害金の内訳を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
営農者		756	738	688	653
離農者		528	528	527	526
元利金合計		1,284	1,266	1,215	1,179
営農者		716	716	716	716
離農者		538	594	651	707
遅延損害金合計		1,254	1,311	1,367	1,424
営農者合計		1,472	1,454	1,405	1,369
離農者合計		1,066	1,123	1,178	1,234

平成 29 年度末は、現在と異なる形式で資料を作成していたことから、本報告書において記載していない。元利金は、営農者及び離農者からの入金に応じて減少している。また、遅延損害金のうち、営農者に対するものは、令和元年 6 月に営農者と和解を行ったことから、平成 30 年度末の計上額以上に増額することはなくなった。一方で離農者とは、営農者のように和解を行っていないことから、遅延損害金が年々増加していき、当該増加額に対し全額貸倒引当金を計上するといった会計処理を行っている。

次に、H23d-意見 01《石川県の貸付金の回収可能性について》に関連して、未収金の回収状況を営農者及び離農者ごとに示すと、以下のとおりである。なお、1 年度における離農者からの入金額が百万円未満であるため、金額単位は千円とする。

(単位：千円)

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
営農者未収金期首残高			1,472,810	1,441,472	1,405,264
年度中の回収額			31,338	36,208	35,608
離農者未収金期首残高			528,050	527,735	527,005
年度中の回収額			315	730	730

平成 29 年度及び平成 30 年度は、現在と異なる形式で資料を作成し、回収額を把握していたことから、本報告書において記載していない。また、離農者未収金期首残高は、遅延損害金に係る残高に対し全額貸倒引当金を計上していることから、未収金の回収見込み年数を算定するに当たって、元利金に係る残高のみ記載している。

令和 3 年度末における営農者未収金残高は、1,369,656 千円 (=1,405,264-35,608) であり、これを令和 3 年度中の回収額 35,608 千円で除すと、約 38.5 となる。このことから、営農者未収金を全額回収するには、令和 3 年度中の回収水準が継続すると仮定した場合でも、38.5 年を要することになる。

令和 3 年度末における離農者未収金残高（元利金に係るもの）は、526,275 千円 (=527,005-730) であり、これを令和 3 年度中の回収額 730 千円で除すと、約 720.9 となる。このことから、離農者未収金を全額回収するには、令和 3 年度中の回収水準が継続すると仮定した場合でも、720.9 年を要し、営農者未収金に比べ長い時間を要することになる。

③農用地等（販売状況）

農用地等の内訳を面積とともに示すと、以下のとおりである。

（単位：百万円、ha）

項目	種別	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
農用地等						
能登	金額	201	186	180	180	180
	(面積)	(68.1)	(63.7)	(61.5)	(61.5)	(61.5)
河北潟	金額	2,967	2,967	2,959	2,950	2,950
	(面積)	(201.6)	(201.6)	(201.0)	(200.4)	(200.4)
酪農施設用地						
河北潟	金額	476	476	476	476	476
	(面積)	(46.7)	(46.7)	(46.7)	(46.7)	(46.7)
合計	金額	3,646	3,630	3,616	3,607	3,607
	(面積)	(316.5)	(312.1)	(309.3)	(308.7)	(308.7)

河北潟に所在するものが大半であるが、一部、能登地区に所在するものもある。県農業公社は、前述のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の制定と、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、当該制度改正の従前から保有していた農地の販売や貸付けのみを行い、農地の新規取得は行えないこととなった。したがって、農用地等の簿価が減少しているのは、農地の販売が行われたためである。なお、農地の販売は県農業公社の取得価額と同額で行われていることから、農地の販売による損益は生じないこととなる。

次に、県農業公社が保有する農用地等の貸付け状況を面積に基づき示すと、以下のとおりである。

(単位：ha、%)

項目	種別	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
農用地等						
能登	貸付面積	40.1	39.4	35.0	35.1	33.9
	保有面積	68.1	63.7	61.5	61.5	61.5
	(割合)	(58.9)	(61.9)	(56.9)	(57.1)	(55.1)
河北潟	貸付面積	201.6	201.6	199.4	199.3	198.7
	保有面積	201.6	201.6	201.0	200.4	200.4
	(割合)	(100)	(100)	(99.2)	(99.5)	(99.2)
酪農施設用地						
河北潟	貸付面積	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7
	保有面積	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7
	(割合)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
合計	貸付面積	288.4	287.7	281.1	281.1	279.3
	保有面積	316.5	312.1	309.3	308.7	308.7
	(割合)	(91.1)	(92.2)	(90.9)	(91.1)	(90.5)

割合＝貸付面積÷保有面積

河北潟に所在する農用地等及び酪農施設用地はほぼすべてが貸し付けられている一方で、能登地区に所在する農用地等は未利用のものがある。また、販売状況についてみると、河北潟に所在する農用地等は、令和元年度及び令和2年度において、合計1.2ha、能登地区に所在する農用地等は、平成29年度から令和元年度にかけて、合計8.8haの販売実績がある。これらの農用地等は、県農業公社の簿価と同額で販売されていることから損益は生じていない。なお、農用地等に係る固定資産税は免除されているとのことである。

④農用地等（時価）

H23d-意見04《農用地の時価評価について》に関する措置として、県農業公社は、河北潟における民間売買事例を毎事業年度調査している。民間売買の状況及び民間売買事例における売買単価と県農業公社が保有する農用地等の簿価単価を比較して、農用地等時価騰落率を算定した結果を示すと、以下のとおりである。なお、提供資料の面積が千㎡で表記されていたため、面積が関係する数値は千㎡単位で表記する。

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
民間売買筆数	3 筆	8 筆	6 筆	19 筆	21 筆
民間売買面積	17 千㎡	47 千㎡	29 千㎡	107 千㎡	126 千㎡
千㎡当たり 民間売買単価	837 千円	799 千円	831 千円	840 千円	754 千円
千㎡当たり 公社簿価単価	1,471千円	1,471千円	1,471千円	1,471千円	1,471千円
農用地等時価騰落率	▲43.1%	▲45.7%	▲43.5%	▲42.9%	▲48.7%

農用地等時価騰落率＝（民間売買単価－公社簿価単価）÷公社簿価単価

民間売買筆数及び民間売買面積が増加傾向である一方、千㎡当たり民間売買単価は増減しており、令和3年度における売買単価が最も低くなっている。河北潟に所在する農用地等は、ほぼすべてが貸し付けられており、仮に販売する場合であっても県農業公社の簿価により販売することから、民間売買単価の下落を踏まえた追加の措置は不要であるものと考えられる。

（7）決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：百万円）

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
基本財産運用益	0	0	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0
事業収益	142	139	149	146	138
受取補助金等	162	180	171	157	156
その他	12	22	35	10	14
経常収益計	317	342	356	314	309
事業費	155	158	157	145	141
管理費	165	192	200	168	168
経常費用計	321	351	358	313	309
当期経常増減額	▲3	▲8	▲1	▲2	▲0
当期経常外増減額	—	—	—	—	—
当期一般正味財産増減額	▲3	▲8	▲1	▲2	▲0
当期指定正味財産増減額	—	—	—	—	—
正味財産期末残高	139	131	130	128	127

基本財産及び特定資産の運用益は定期預金の受取利息等であり、受取補助金等は県からのものである。ここで、事業収益及び事業費の内訳を示すこととする。まず、農地関係事業の収入及び費用を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
農用地等売却収入	0	5	10	8	—
農用地等貸付収入	25	25	24	24	24
農地関係事業収入	25	30	35	33	24
農用地等売却原価	0	5	10	8	—
農用地等貸付費	18	20	20	19	18
ふれあい農園設置事業費	0	0	0	0	0
干拓地内生産団地整備事業費	3	1	—	—	—
河北潟干拓酪農施設用地等管理費	14	16	7	3	3
農地関係事業費用	38	44	38	32	22
農地関係事業増減額	▲13	▲13	▲3	1	2

平成 29 年度から令和元年度まで農地関係事業による正味財産の増減はマイナスであったが、令和 2 年度以降はプラスになっている。

次に、畜産振興・受託放牧事業の収入及び費用を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
受託事業収入	34	33	31	26	31
受託放牧収入	82	75	82	87	81
畜産振興・受託放牧事業収入	117	108	114	113	113
受託事業費	34	33	31	26	31
放牧事業費	79	76	82	81	80
畜産振興・受託放牧事業費	113	109	113	107	112
畜産振興・受託放牧事業増減額	3	▲1	0	5	0

平成 30 年度は畜産振興・受託放牧事業増減額はマイナスであったが、平成 30 年度以外の年度はプラスになっている。

最後に、農地関係事業及び畜産振興・受託放牧事業の、収入及び費用と、正味財産増減計算書の事業収益及び事業費との関係を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
農地関係事業収入	25	30	35	33	24
畜産振興・受託放牧事業収入	117	108	114	113	113
事業収益	142	139	149	146	138
農地関係事業費用	38	44	38	32	22
畜産振興・受託放牧事業費	113	109	113	107	112
減価償却費(事業費分)	3	3	5	5	6
事業費	155	158	157	145	141

正味財産増減計算書の事業収益は、農地関係事業収入と畜産振興・受託放牧事業収入の合計額と一致するが、正味財産増減計算書の事業費は、農地関係事業費と畜産振興・受託放牧事業費に減価償却費を加えると一致する。

(8) 干拓地内生産団地整備事業資金貸付金に対する貸倒引当金

① 検出事項

干拓地内生産団地整備事業資金貸付金の滞納額(会計上未収金とされている)は、令和3年度末で2,603百万円(内訳:元利金1,179百万円、遅延損害金1,424百万円)となっており、干拓地内生産団地整備事業資金貸付金を滞納しているのは営農者だけでなく離農者もいる。

このうち貸倒引当金の設定対象となっているのは遅延損害金の1,424百万円のみである。なお、遅延損害金については、すべての営農者と和解が成立し、以後発生するのは離農者に対するもののみである。

令和3年度末における営農者未収金及び離農者未収金を全額回収するには、令和3年度中の回収水準が継続すると仮定した場合でも、「(6)②未収金」で示したとおり、長い時間を要することになる。

債務者の内訳は、令和3年度末時点において、経営体単位で営農者が11、離農者が10である。また、営農者のうち、法人化した経営体が6、個人が4、死亡し後継者がいない者が1である。

県農業公社は公益法人にも移行法人にも該当しないことから、平成16年会計基準を適用しているが、法人化した経営体に対する債権であっても全額の回収に長い時間を要することから、元利合計部分に対しても貸倒引当金の設定方法を引き続き検討する必要があると考えられる。

② 問題点

干拓地内生産団地整備事業資金貸付金に対する貸倒引当金が不十分である可能性がある。

③意見 01 《干拓地内生産団地整備事業資金貸付金に対する貸倒引当金の検討》

未収金の元利金部分について、法人営農者、個人営農者、離農者に分類し、それぞれの債権の回収可能性を勘案し、貸倒引当金の設定方法を引き続き検討する必要がある。

(9) 河北潟農地保全円滑化事業貸付金に対する貸倒引当金

①検出事項

河北潟農地保全円滑化事業貸付金とは、県からの依頼により、県農業公社が河北潟土地改良区に対し、国償還資金のうち、営農者滞納による不足分を貸付けたものである。令和3年度年度末が残高139,500千円であり、平成29年度以降回収実績がない状況である。

当該貸付金の債務者は土地改良区であるが、土地改良区からの償還は営農者からの償還がないと行われず。土地改良区の事業に関する権利義務は、例えば相続放棄等が生じても当該土地の新所有者に承継されるのであるが(土地改良法第42条)、干拓地内生産団地整備事業資金貸付金と同様に、河北潟農地保全円滑化事業貸付金の回収可能性にも留意する必要があると考えられる。

②問題点

河北潟農地保全円滑化事業貸付金に対する貸倒引当金が計上されていない。

③意見 02 《河北潟農地保全円滑化事業貸付金に対する貸倒引当金の検討》

河北潟農地保全円滑化事業貸付金の回収可能性を勘案し、貸倒引当金の設定方法を検討する必要がある。

(10) 消費税の仕入税額控除のために保存する帳簿の記載事項

①検出事項

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされている。現状の帳簿である総勘定元帳では、消費税の課・非区分や税率(軽減8%・標準10%など)が一切記載されていない。なお、県農業公社が導入している公社会計システムでは当該記載は可能とのことであるが、総勘定元帳上このような情報が出力されるメニューになっていない。

令和元年10月1日から消費税等の税率は軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率からなっており、事業者は、消費税等の申告等を行うために、取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの区分経理を行う必要がある。

消費税の仕入税額控除の要件となる帳簿への記載事項については、下記の記載事項を満たす必要がある(消費税法第30条)。

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(その課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- 課税仕入れに係る支払対価の額
(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)

②問題点

消費税法第30条に規定される仕入税額控除の適用を受けるための帳簿体系となっていない。

③意見 03 《消費税の仕入税額控除のために保存する帳簿の記載事項の検討》

消費税法で求められる帳簿の記載事項について、消費税の仕入税額控除の要件を満たすように早急にシステム対応等も含めて検討する必要がある。

(11) 個別対応方式による仕入れに係る消費税額の計算

①検出事項

個別対応方式により仕入れに係る消費税額を計算する場合には、その課税期間中において行った個々の課税仕入れ等について、必ず、「課税資産の譲渡等にもみ要するもの」、「その他の資産の譲渡等にもみ要するもの」及び「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」とに区分しなければならない（消費税法基本通達11-2-18）。しかし、「課税資産の譲渡等にもみ要するもの」の課税仕入れ等の内訳を閲覧したところ、どういった基準に基づき「課税資産の譲渡等にもみ要するもの」と判断して集計しているのか不明瞭な点がある。

②問題点

消費税の計算に必要な「課税資産の譲渡等にもみ要するもの」を集計する基準に不明瞭な点がある。

③意見 04 《個別対応方式による仕入れに係る消費税額の計算》

消費税の計算に必要な「課税資産の譲渡等にもみ要するもの」を集計する基準に不明瞭な点があるため、集計する基準を明確に説明できる資料を作成する必要がある。

(12) 定期預金のペイオフ制度に留意した運用

①検出事項

預金保険制度により、定期預金や利息の付く普通預金等は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1千万円までと破綻日までの利息等が保護され、預金保険機構から預金者へ直接支払いが行われることになっている（いわゆるペイオフ制度）。したがって、金融機関の破綻による預金が回収不能となるリスクを軽減するに当たっ

ては、日常の事務に必要な資金量等を勘案しつつ、預け先を増やすことで1金融機関当たりの預金額を可能な限り1千万円以下に抑えることが有効であると考えられる。

この点、日常の事務で使用している普通預金の預け先を現状以上に増やすことが困難な点は理解できる。しかし、日常の事務で使用していないと考えられる定期預金の預け先数が1で残高が1千万円を超えている点、並びに、基本財産及び特定資産に含まれる定期預金も、預け先が1で残高が1千万円を超えている点は検討の余地があるものと考えられる。

②問題点

仮に、預金先の金融機関が破綻した場合、ペイオフ制度により全額返還されないことにより、事業の管理に支障をきたす可能性がある。

③意見 05 《定期預金のペイオフ制度に留意した運用》

定期預金について残高1千万円を上限として複数の金融機関に預金することを検討する必要がある。

(13) 賞与引当金の計上

①検出事項

一般社団法人石川県農業開発公社会計規程第83条では、『引当金』とは、特定の支出又は損失に備えるためにあらかじめ一定の方法で積立て（繰入れ）をし、引当てをするものをいう。」とされている。賞与引当金は、賞与支給対象期間と賞与の支給日が会計年度をまたぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期負担額を見積計上するものであり、賞与の支給がある法人の場合、計上が必要である。

しかし、県農業公社は、職員に賞与に相当する勤勉手当を支給しているが、賞与引当金を計上していない。なお、賞与引当金を計上する場合、賞与の支給時に社会保険料の負担も見込まれることから、賞与引当金計上額に係る社会保険料見積額も合わせて計上する必要がある。

②問題点

賞与に相当する勤勉手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていない。

③意見 06 《賞与引当金の計上の検討》

賞与引当金の計上を行い勤勉手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積額を予め計上することを検討する必要がある。

(14) 減価償却累計額の記載

①検出事項

平成13年度の包括外部監査の意見(H13d-意見12《減価償却費について》)を受けて、有形固定資産の会計処理について、直接法から間接法に変更したとのことである。有形

固定資産の会計処理を間接法にしている場合、貸借対照表において区分掲記するか、決算書に注記するかといういずれかの方法で減価償却累計額を記載する必要がある。しかし、令和3年度の決算書を閲覧したところ、減価償却累計額の記載がなかった。

②問題点

決算書において減価償却累計額の記載が漏れている。

③意見 07 《減価償却累計額の記載》

決算書において減価償却累計額を記載する必要がある。

4. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（法人会計）に関する事項

(1) 概要

団体名称	一般財団法人石川県県民ふれあい公社
所在地	石川県金沢市袋島町南 193 番地
県所管課	観光戦略推進部観光企画課
設立年月	昭和 43 年 7 月設立、平成 26 年 4 月に一般財団法人へ移行
設立目的	レクリエーションをはじめとした各種サービスを提供する施設や定期借地権資産を管理運営し、県民をはじめとした利用者へのサービス向上に努めることで、健全な心身の発達向上に資するとともに、産業振興等に寄与することを目的として設立。
事業内容	①のとじま臨海公園の管理運営等の直営事業 ②海の自然生態館の管理運営等の受託事業
出資状況	資本金等の額 2,500 万円のうち 1,250 万円出資（出資比率 50%）
役員数	役員（理事及び監事）12 人、職員 162 人（令和 4 年 4 月 8 日現在）
分類	財政健全化法に基づく審査の対象団体及び公社等管理規準の対象団体

(2) 事業内容の概要

①直営事業

直営事業は、県ふれあい公社が以下の直営施設等の管理運営を行う事業をいう。

●のとじま臨海公園	●駐車場
●辰口丘陵公園	●本多の森会議室
●能登勤労者プラザ	●定期借地権
●健民スポレクプラザ	●受託事業施設の売店

なお、駐車場は、兼六駐車場、石引駐車場、広坂観光バス暫定駐車場及び香林坊地下駐車場が管理運営の対象であるが、香林坊地下駐車場は特別会計として、他の駐車場とは異なる会計単位となっている。

②受託事業

受託事業は、県ふれあい公社が以下の県有施設の指定管理者として行う事業をいう。

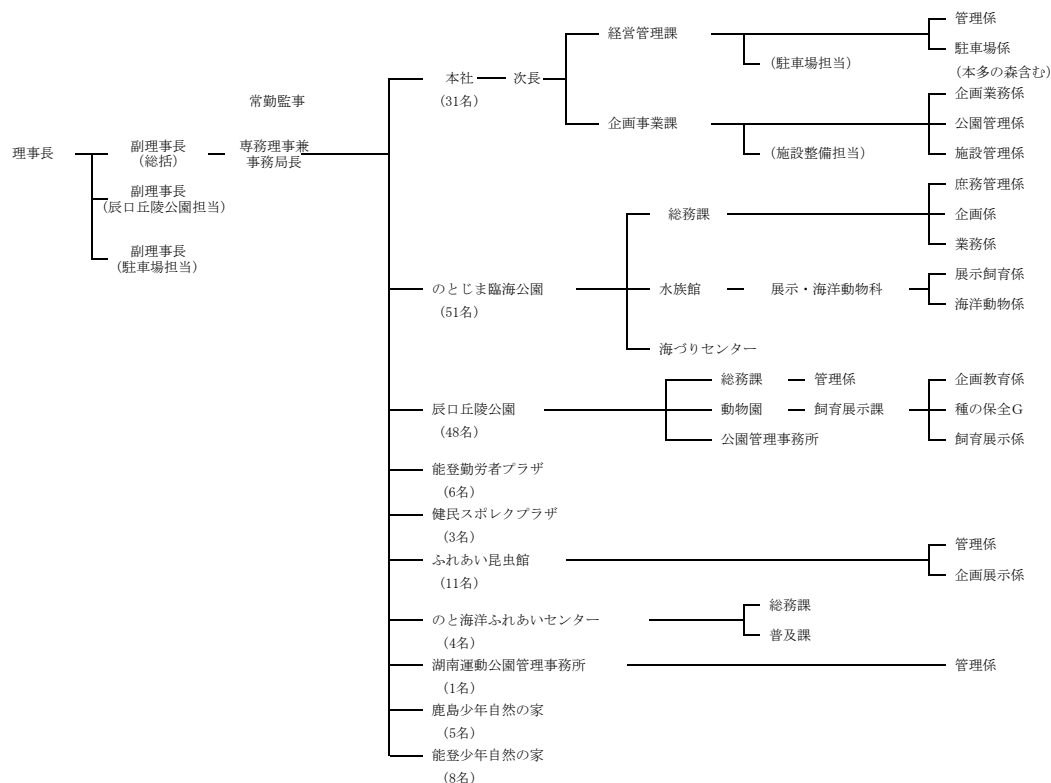
●海の自然生態館	●西部緑地公園
●いしかわ動物園	●県立野球場
●ふれあい昆虫館	●陸上競技場
●のと海洋ふれあいセンター	●鹿島少年自然の家
●産業展示館	●能登少年自然の家
●湖南運動公園	

(3) 組織

① 組織図

組織図は以下のとおりである。

組 織 (令和4年4月8日現在)



② 県からの派遣等の状況

派遣等とは、団体に対する県職員の派遣及び退職した県職員の団体への再就職を合わせた概念である。なお、県職員の派遣方法には、団体の専任型と県と団体の兼務型がある。役員 12 人のうち県からの派遣等は 5 人、職員 162 人のうち県からの派遣等は 14 人である。

③ 職務分掌の状況

決算書の作成を含む財務事務、駐車場、本多の森会議室及び定期借地権事業に係る事務の所管は経営管理課であり、その他の事業の企画・調整、施設の経営、中長期計画の策定、維持管理、使用許可等に係る事務の所管は企画事業課である。

④ 評議員会及び理事会の開催状況

評議員会及び理事会の開催は、定款に規定がある。評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。理事会については、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、理事長等が自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないという規定があり、令和 3 年度では、3 回の理事会が開催されている。

(4) 財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「一般財団法人石川県県民ふれあい公社会計規程」を定め、それに従い財務事務を執行している。

また、契約を行う場合、石川県財務規則を準用し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の契約方法を決定している。

②情報システム又はソフトウェアの名称

公社会計システムのほか、給与システム、施設の売店に設置してあるPOSシステム、西部緑地公園や湖南運動公園の利用申込に使用されている石川県施設利用システムがある。

(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目の概要）

県ふれあい公社の決算数値は、一般会計と香林坊駐車場特別会計に分かれており、本項では一般会計のみ示すこととする。一般会計の貸借対照表科目のうち、資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
現金預金	709	608	676	617	445
未収金	253	245	132	153	219
貯蔵品	15	14	14	16	22
商品	4	4	3	2	2
その他	1	1	0	0	0
流動資産計	985	874	827	790	689
基本財産	25	25	25	25	25
特定資産	1,340	1,377	1,343	1,317	1,276
有形固定資産	3,249	3,211	3,097	3,038	2,904
その他	1,067	1,017	867	867	867
固定資産計	5,682	5,631	5,333	5,248	5,073
資産合計	6,668	6,505	6,161	6,039	5,763

現金預金は、管理運営する施設にあるつり銭及び普通預金であり、令和3年度末においては、普通預金の預け先は4先となっている。未収金は、主に県有施設の管理受託料である。貯蔵品は、県有施設で使用する重油等である。商品は、管理運営する施設の売店で販売されている商品等である。

基本財産は全額定期預金であり、預け先は1先である。特定資産は、大半が、のとじま臨海公園で使用する有形固定資産及び無形固定資産である。固定資産のその他867百万円のうち、850百万円が県債である。なお、有形固定資産の内容は後述する。

一般会計の貸借対照表科目のうち、負債の部及び正味財産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
未払金	578	388	292	408	290
その他	9	36	15	209	57
流動負債計	588	424	307	617	348
長期借入金	2,982	2,830	2,641	2,537	2,617
退職給付引当金	316	312	302	314	316
その他	544	525	521	528	503
固定負債計	3,843	3,668	3,465	3,380	3,437
負債合計	4,432	4,092	3,772	3,997	3,785
指定正味財産	1,123	1,193	1,157	1,124	1,097
一般正味財産	1,113	1,219	1,231	916	879
正味財産計	2,236	2,412	2,388	2,041	1,977
負債及び正味財産合計	6,668	6,505	6,161	6,039	5,763

未払金は有形固定資産に係る未払金等が含まれており、令和3年度末はのとじま臨海公園のレストラン棟空調設備工事に係るもの等である。流動負債のその他は、未払法人税等や未払消費税の税金が大半であるが、令和2年度末は産業展示館使用料の預り金が含まれていたことから、他の年度に比べて多額となっていた。

固定負債のその他は、大半が定期借地権に係る預り保証金であり、令和3年度末の残高は466百万円となっている。長期借入金の内容は後述する。

退職給付引当金は計上されているが、期末手当等の賞与に相当する手当の支給があるにもかかわらず、賞与引当金は計上されていない。

(6) 決算数値の推移（貸借対照表科目の詳細）

①有形固定資産

有形固定資産の内訳を示すと、以下のとおりである。

（単位：百万円）

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
土地	1,964	1,950	1,899	1,899	1,847
建物	878	846	828	796	765
建物附属設備	321	280	235	226	187
構築物	60	90	86	80	73
機械装置	0	0	0	0	0
車両運搬具	0	0	0	0	0
工具器具備品	18	24	18	16	17
動物	1	0	3	0	0
リース資産	3	18	24	18	11
有形固定資産計	3,249	3,211	3,097	3,038	2,904

土地はすべて定期借地権事業に係るものであり、新規取得することではなく、土地の賃借者が買取りを希望すると売却していることから、減少傾向となっている。

建物、建物附属設備及び構築物は、のとじま臨海公園等の直営施設に係るものであり、直近5年度では新規取得よりも減価償却費が上回っていることから、減少傾向となっている。

②長期借入金

長期借入金の内訳を示すと、以下のとおりである。

（単位：百万円）

借入先	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
県	2,569	2,471	2,337	2,289	2,424
金融機関	413	358	303	248	193
長期借入金計	2,982	2,830	2,641	2,537	2,617

金融機関からの借入れがあるが、県からの借入れが大半である。新型コロナウイルスの影響等により、県からの新規融資があるが、平成29年度末に比べて、令和3年度末は残高が減少している。

(7) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目の概要）

一般会計の正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
基本財産運用益	0	0	0	0	0
特定資産運用益	-	-	-	-	-
直営事業収益	1,224	1,444	1,370	764	695
受託事業収益	1,025	1,074	1,071	968	1,404
事業収益計	2,250	2,518	2,442	1,733	2,100
受取補助金等	58	80	88	83	82
その他	34	18	23	45	12
経常収益計	2,343	2,617	2,553	1,862	2,196
直営事業費	967	1,062	1,083	862	858
受託事業費	1,009	1,048	1,045	962	1,016
事業費計	1,977	2,111	2,129	1,825	1,874
管理費	376	396	396	352	347
その他	0	0	0	0	0
経常費用計	2,353	2,507	2,525	2,177	2,222
当期経常増減額	▲10	109	27	▲315	▲26
当期経常外増減額	▲12	▲3	▲15	▲0	▲10
当期一般正味財産増減額	▲22	106	12	▲315	▲36
当期指定正味財産増減額	705	69	▲36	▲32	▲27
正味財産期末残高	2,236	2,412	2,388	2,041	1,977

基本財産の運用益は定期預金の受取利息であり、受取補助金等は県等からのものである。指定正味財産は、用途が指定された補助金を受け取ることで増加することがある一方で、用途が指定された補助金を使用して取得した有形固定資産の減価償却に伴い減少する。なお、事業収益及び事業費の内容は後述する。

(8) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目の詳細）

① 事業収益

事業収益の内訳を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目・施設名等	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
のとじま臨海公園	667	910	860	528	442
辰口丘陵公園	92	80	73	50	49
能登勤労者プラザ	131	122	115	24	23
健民スポレクプラザ	32	32	30	17	25
駐車場	236	236	226	90	102
本多の森会議室	14	12	13	11	12
定期借地権	35	34	34	33	33
ふれあい昆虫館売店収入	12	12	13	8	6
県立野球場売店収入	1	2	2	—	—
直営事業収益	1,224	1,444	1,370	764	695
受託事業収益	1,025	1,074	1,071	968	1,404
事業収益計	2,250	2,518	2,442	1,733	2,100

直営事業収益の減少は、新型コロナウイルスの影響で施設の休業期間が長かったこと等による施設利用者数の減少が要因である。その一方で、令和3年度において、受託事業収益が大幅に増加しているが、これは、受託事業の一つである産業展示館を新型コロナウイルスワクチンの接種会場として提供したことに伴い、利用日数が大幅に増加したことでインセンティブ（成果報酬）が発生したこと等が要因である。

② 事業費

事業費の内訳を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目・施設名等	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
のとじま臨海公園	583	662	668	561	546
辰口丘陵公園	100	98	102	81	86
能登勤労者プラザ	148	158	161	86	95
健民スポレクプラザ	51	55	56	53	56
駐車場	71	63	75	65	53
本多の森会議室	4	4	4	4	8
定期借地権	5	4	4	4	4
小計	964	1,047	1,073	857	851
公社施設整備費	3	15	9	4	6
直営事業費	967	1,062	1,083	862	858
受託事業費	1,009	1,048	1,045	962	1,016
事業費計	1,977	2,111	2,129	1,825	1,874

直営事業費は、直営事業収益に比例して減少していない。例えば平成 29 年度と令和 3 年度を比較すると、令和 3 年度の直営事業費が平成 29 年度の直営事業費に比べて約 11% ($= (858-967) \div 967 \times 100\%$) 減少した一方で、令和 3 年度の直営事業収益が平成 29 年度の直営事業収益に比べて約 43% ($= (689-1,210) \div 1,210 \times 100\%$) も減少している。この要因は、直営事業費において、施設利用者数の多寡に応じて増減しない固定費（人件費、減価償却費等）が占める割合が高いこと等が考えられる。

③事業損益

事業収益から事業費を差し引いた事業損益を直営事業と受託事業に区分して示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
直営事業収益	1,224	1,444	1,370	764	695
直営事業費	967	1,062	1,083	862	858
直営事業損益	257	382	286	▲97	▲162
受託事業収益	1,025	1,074	1,071	968	1,404
受託事業費	1,009	1,048	1,045	962	1,016
受託事業損益	16	25	25	5	388
事業収益計	2,250	2,518	2,442	1,733	2,100
事業費計	1,977	2,111	2,129	1,825	1,874
事業損益計	273	407	312	▲91	225

平成 29 年度から令和元年度までは直営事業損益が受託事業損益を上回る状況であったが、令和 2 年度から直営事業損益がマイナスに転じ、令和 3 年度も継続している。受託事業損益は令和 3 年度において特需的な事業収益が計上されたものの、当該要因を除けば、毎事業年度数千万円の水準で推移している。事業損益計は、令和 2 年度を除き、プラスの水準となっている。

なお、受託事業施設の売店については、指摘又は意見として記載すべき事項がなかった。

(9) 定期預金のペイオフ制度に留意した運用

① 検出事項

預金保険制度により、定期預金や利息の付く普通預金等は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1千万円までと破綻日までの利息等が保護され、預金保険機構から預金者へ直接支払いが行われることになっている（いわゆるペイオフ制度）。したがって、金融機関の破綻による預金が回収不能となるリスクを軽減するに当たっては、日常の事務に必要な資金量等を勘案しつつ、預け先を増やすことで1金融機関当たりの預金額を可能な限り1千万円以下に抑えることが有効であると考えられる。

この点、日常の事務で使用している普通預金の預け先を現状以上に増やすことが困難な点は理解できる。しかし、日常の事務で使用していないと考えられる定期預金の預け先数が1で残高が1千万円を超えている点、並びに、基本財産に含まれる定期預金も、預け先が1で残高が1千万円を超えている点は検討の余地があるものと考えられる。

② 問題点

仮に、預金先の金融機関が破綻した場合、ペイオフ制度により全額返還されないことにより、事業の管理に支障をきたす可能性がある。

③ 意見 08 《定期預金のペイオフ制度に留意した運用》

定期預金について残高1千万円を上限として複数の金融機関に預金することを検討する必要がある。

(10) 賞与引当金の計上

① 検出事項

一般財団法人石川県民ふれあい公社会計規程第154条では、年度決算の整理事項の一つとして、「諸引当金の繰入額の決定」が挙げられている。賞与引当金は、賞与支給対象期間と賞与の支給日が会計年度をまたぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期負担額を見積計上するものであり、賞与の支給がある法人の場合、計上が必要である。

しかし、県ふれあい公社は、職員に賞与に相当する期末手当を支給しているが、賞与引当金を計上していない。なお、賞与引当金を計上する場合、賞与の支給時に社会保険料の負担も見込まれることから、賞与引当金計上額に係る社会保険料見積額も合わせて計上する必要がある。

② 問題点

賞与に相当する期末手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていない。

③ 意見 09 《賞与引当金の計上の検討》

賞与引当金の計上を行い勤勉手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積額を予め計上することを検討する必要がある。

5. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（のとじま臨海公園事業）に関する事項

（1）事業内容の詳細

能登島大橋が昭和57年4月に開通し、旧能登島町（現七尾市）の新たな産業振興と地域の活性化を図るため、水族館を中心とした社会教育施設をはじめ、遊具なども整備した総合的なレクリエーション施設として、昭和57年7月に事業を開始したものである。

施設は、石川県七尾市能登島曲町15部40に所在し、水族館、海づくりセンター、売店、共同店舗等があり、県有施設である海の自然生態館は水族館本館に併設されている。

なお、海の自然生態館は、公社が指定管理者となり受託事業とされている。しかし、現地視察をしたところ、海の自然生態館は、のとじま臨海公園の敷地内にあり、水族館本館と天井がつながっており、入場料も合わせて支払うことから、利用者の立場からすると同一の施設という認識であると考えられる。

加えて、当初、海の自然生態館は巨大な海洋植物を展示する目的で建築されたが、現在では魚類、カワウソ、アザラシが展示されており、当初想定した目的とは異なる形で運営されている。また、海の自然生態館の支出は、のとじま臨海公園の水族館全体の管理費の中で捻出しており、県が、指定管理者である県ふれあい公社に提出を求める収支予算や収支報告等において、実際の額が算出されていない。したがって、県が、海の自然生態館の運営に限定した収支予算や収支報告等の作成を求めるのは、のとじま臨海公園事業の効率性に影響を与える可能性がある。

県は、海の自然生態館の運営のために指定管理者として公社を選定するのではなく、県有財産の使用許可（又は貸付け）を行い、水族館部分と合わせて一体として直営事業にする検討を行うことを期待したい。

（2）組織

施設利用料の管理等の財務事務はのとじま臨海公園総務課の所管であり、施設や動物の管理は、水族館担当と海づくりセンター担当に分かれて所管している。

（3）財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「一般財団法人石川県県民ふれあい公社会計規程」のほか、のとじま臨海公園事業独自の財務事務等に関連する規程等が定められている。本報告書で言及している規程等を挙げると、以下のとおりである。

- 一般財団法人石川県県民ふれあい公社のとじま臨海公園利用規程
- のとじま臨海公園水族館入場券券売所業務実施要領
- 「のとじま臨海公園水族館」割引優待券取扱要領
- 旅行業者があっせんした旅客ののとじま臨海公園水族館入場料割引に係る取扱いについて
- のとじま水族館入場前売券販売実施要綱

②一般財団法人石川県民ふれあい公社のとじま臨海公園利用規程

「一般財団法人石川県民ふれあい公社のとじま臨海公園利用規程」（以下「のとじま利用規程」という。）は、のとじま臨海公園及び海の自然生態館の利用に関し必要な事項を定めるものである（のとじま利用規程第1条）。のとじま利用規程に規定がある事項を抜粋すると、以下のとおりである。

- 開園期間及び開園時間（第2条）
- 施設の利用期間（第3条、別表第1）
- のとじま臨海公園の入場料（第5条、別表第2）
- のとじま臨海公園内の施設の利用料（第6条、別表第3）
- 入場料等の減免（第7条）

③のとじま臨海公園水族館入場券券売所業務実施要領

「のとじま臨海公園水族館入場券券売所業務実施要領」（以下「のとじま業務実施要領」という。）は、のとじま利用規程に基づき、のとじま水族館の入場券券売所業務の実施について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とするものである（のとじま業務実施要領第1条）。のとじま業務実施要領に規定がある事項を抜粋すると、以下のとおりである。

- 入場券の交付（第4条）
- 入場券の改札（第5条）
- 入場券及びつり銭用現金の受払い（第6条）
- 収入日報の作成（第7条）
- 入場料の取扱方法（第8条）
- 徴収現金及び観光券、後納券の取扱い（第9条）

④のとじま臨海公園水族館割引優待券取扱要領

「のとじま臨海公園水族館割引優待券取扱要領」（以下「のとじま優待券取扱要領」という。）は、のとじま臨海公園のある七尾市及び近隣にある和倉温泉との連携を深め、地域振興を図ることを目的とするものである（のとじま優待券取扱要領第1条）。のとじま優待券取扱要領に規定がある事項を抜粋すると、以下のとおりである。

- 割引優待券の配布対象者（第2条）
- 割引優待券の利用対象者（第3条）
- 割引優待券の様式（第4条）
- 割引優待券の割引率（第5条）

⑤旅行業者があっせんした旅客ののとじま臨海公園水族館入場料割引に係る取扱いについて

「旅行業者があっせんした旅客ののとじま臨海公園水族館入場料割引に係る取扱いについて」（以下「業者あっせん割引取扱い」という。）は、旅行業者のあっせんした旅客がのとじま水族館に入館した場合の入場料の割引について、利用規程第5条第4項の規定に基づく取扱いを定めるものである。業者あっせん割引取扱いでは、旅行業者

のあっせんに係る入館者が、一営業所において年間 1,000 人以上となる場合には、団体として扱い、その入場料を 10%割引するとされている。

⑥のとじま水族館入場前売券販売実施要綱

「のとじま水族館入場前売券販売実施要綱」（以下「のとじま前売券要綱」という。）は、のとじま水族館の入場前売券の販売に関し必要な事項を定めるものである（のとじま前売券要綱第 1 条）。のとじま前売券要綱に規定がある事項を抜粋すると、以下のとおりである。

- 販売場所（第 2 条）
- 販売員及び責任者（第 3 条）
- 販売前売券及び販売価格（第 4 条）

（４）施設利用者数及び事業損益の推移

①施設利用者数

施設利用者数（のとじま水族館の入館者数）の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：千人）

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
入館者数	365	502	453	280	232

平成 29 年度から平成 30 年度にかけて入館者数は増加したが、平成 30 年度がピークで、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響で施設の休業期間が長かったこと等により減少している。

②事業損益

事業損益の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：百万円）

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
事業収益	667	910	860	528	442
事業費	583	662	668	561	546
事業損益	84	248	191	▲33	▲104

令和 2 年度及び令和 3 年度における事業収益の減少は、前述のとおり、入館者数の減少が要因である。その一方で、事業費に占める固定費（人件費、減価償却費等）の割合が高く、入館者数の減少に比例して削減できる事業費が少ないため、事業損益がマイナスとなった。

（５）遠足割引の取扱い

①検出事項

財務事務の流れを把握する手続として、のとじま利用規程第 7 条に規定される入場料等の減免の内容をヒアリングしたところ、減免の規定を具体化した「一般財団法人石

川県民ふれあい公社のとじま臨海公園利用規程第7条第2項の規定による入場料及び利用料の減免の取扱いについて」(以下「のとじま減免取扱い」という。)という事務処理ルールがあること、及び遠足割引という制度があることが判明した。

のとじま減免取扱いの「入場料の減免取扱いについて」には遠足割引に相当すると思われる具体的な規定はなく、「その他理事長が特に認めたとき」に該当すると考えられる。

「その他理事長が特に認めたとき」は、予め規定するのは困難な理由を想定したものと考えられるが、遠足割引は経常的に行われている。

②問題点

経常的に行われる割引に係る事務が具体的に規定されていない。

③意見 10 《遠足割引の取扱いの規定の追加》

遠足割引について、現在の事務に即した規定を追加することを検討する必要がある。

(6) のとじま減免取扱いの規定の適切な反映

①検出事項

のとじま減免取扱いの別表に減免の対象者として「地方公共団体等が主催等する研修会の参加者及び引率者」が挙げられている。一方でのとじま減免取扱いの本文には、減免の対象者として、「県が主催し、又は市町村、出資法人若しくは別表に掲げる公益法人等の主催で県が後援若しくは協賛し、県内で開催される学会、研究会、研修会又は会議(以下「会議等」という。)の一環として、現地視察のために臨海公園を訪れる会議等の参加者」とある。

したがって、別表の減免の対象者は「地方公共団体等が主催等する研修会の参加者及び引率者」ではなく「地方公共団体等が主催等する会議等の参加者及び引率者」とするのが適切であると考えられる。

②問題点

減免に関する規定が、のとじま減免取扱いにおいて適切に反映されていない。

③意見 11 《のとじま減免取扱いの規定の適切な反映》

のとじま減免取扱いを見直し、減免に関する規定を適切に反映する必要がある。

(7) のとじま業務実施要領の現状との整合

①検出事項

のとじま業務実施要領第9条には、徴収現金及び観光券、後納券の取扱いに関する規定がある。しかし、のとじま臨海公園のウェブサイトや県ふれあい公社の総勘定元帳を閲覧したところ、入場券代金の決済手段が、現金のほか、QRコード払い、電子マネー、クレジットカード等、多様であることが判明した。しかし、のとじま業務実施要領には、QRコード払い、電子マネー、クレジットカード等に係る事務が規定されていない。

②問題点

のとじま業務実施要領が現状と整合しておらず、事務処理について担当者が参照する規定が明確でないことから、事務の効率性が低下する可能性がある。

③意見 12 《のとじま業務実施要領の現状との整合》

現状の入場券券売所における事務を整理し、のとじま業務実施要領を現状と整合させる必要がある。

(8) 割引優待券の様式変更時の決裁

①検出事項

割引優待券は和倉温泉旅館協同組合加盟の旅館に配るものと能登島旅館民宿飲食店組合に配るものがある（のとじま優待券取扱要領第2条）。優待券の様式は別に定める（のとじま優待券取扱要領第4条）とあり、和倉温泉旅館向けと能登島民宿向けの2種類があるが、別に定めたものであるとして提出された様式に以下の不備が見受けられた。

- いずれの様式もののとじま水族館の住所が市町村合併前のままになっている。
- いずれの様式も「オートモノレール」というすでに廃止された設備が記載されたままになっている。
- 水族館の紹介文が和倉温泉旅館向けと能登島民宿向けの割引優待券で異なる。

なお、県ふれあい公社が利用客から回収した割引優待券を閲覧したところ、住所や水族館の紹介は最新の状況が反映されたものとなっていた。

②問題点

割引優待券の様式を現在のものに変更した際、必要な決裁が行われなかった可能性がある。

③意見 13 《割引優待券の様式変更時の決裁》

割引優待券の様式を変更する際、必要な決裁を行う必要がある。

(9) 旅行者のあっせんによる水族館入場料割引の見直し

①検出事項

業者あっせん割引取扱いでは、旅行者のあっせんに係る入館者が、一営業所において年間1,000人以上となる場合には、団体として扱い、その入場料を10%割引するとされている。しかし、少なくとも直近5事業年度では割引が申請された実績がないとのことである。

②問題点

業者あっせん割引取扱いは、のとじま臨海公園の利用促進につながる規定であり、のとじま臨海公園事業の有効性に寄与する規定であると考えられるが、形骸化している可能性がある。

③意見 14 《旅行業者のあっせんによる水族館入場料割引の見直し》

人数と割引率について、旅行業者の誘因となるような規定に見直す必要がある。

(10) 入場前売券の販売

①検出事項

のとじま前売券要綱では、兼六駐車場でのとじま臨海公園の入場前売券を販売するとされている（のとじま前売券要綱第2条）が、少なくとも直近5事業年度では兼六駐車場での販売実績がない。現状、入場前売券は、コンビニエンスストアにおいて販売されているが、そのような規定がなく、販売価格はコンビニエンスストアにおけるものと異なる金額となっている（のとじま前売券要綱第4条）。

②問題点

のとじま前売券要綱が現状と整合しておらず、事務処理について担当者が参照する規定が明確でないことから、事務の効率性が低下する可能性がある。

③意見 15 《入場前売券の販売の現状との整合》

現状の入場前売券の販売に関する事務を整理し、前売券販売実施要綱を現状と整合させる必要がある。

(11) 共同店舗の新たな賃貸先の確保

①検出事項

共同店舗を現地視察したところ、2件の空きがあった。



(令和4年10月7日包括外部監査人撮影)

のとじま臨海公園の共同店舗に出店を申込みできる者は、能登島に在住する者で、のとじま臨海公園共同店舗組合の同意を得た者とされている。加えて、これまでは新たに
出店するには、のとじま臨海公園用地提供に係る地権者であることが慣例となっていた。ただ、現在の出店者の一部に後継者がいないこともあり、今後、仮に閉店となれば
食事ができる場所が少なくなり、利用者へのサービス低下が懸念されることから、令和
元年に地権者ではない店舗を1店舗増やしたところである。

②問題点

共同店舗の空きは、テナント料が得られず、収益を得られる機会を逸している。また、
店舗が少ないことは利用者へのサービス低下、ひいては入館者数の減少につながり、の
とじま臨海公園事業の有効性に影響を与える可能性がある。

③意見 16 《共同店舗の新たな賃貸先の確保》

現存のテナント等から情報を収集する等して、新たな賃貸先の確保に努める必要が
ある。

6. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（辰口丘陵公園事業）に関する事項

（1）事業内容の詳細

親と子のふれあいの場として、また、楽しみながら体力づくりができる総合的なスポーツレクリエーション公園として、昭和58年4月に事業を開始したものである。

施設は、石川県能美市徳山町子1-1に所在し、屋外・屋内テニスコート、温泉プール、多目的広場、わんぱくホール等がある。

（2）組織

施設利用料の管理等の財務事務や施設の管理は、ともに辰口丘陵公園総務課の所管である。なお、温泉プールの管理は、地自法上の指定管理制度に準じて、民間の業者に委託している。

（3）財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「一般財団法人石川県県民ふれあい公社会計規程」のほか、辰口丘陵公園事業独自の財務事務等に関連する規程等が定められている。本報告書で言及している規程は、「一般財団法人石川県県民ふれあい公社辰口丘陵公園利用規程」（以下「辰口利用規程」という。）である。

②一般財団法人石川県県民ふれあい公社辰口丘陵公園利用規程

「一般財団法人石川県県民ふれあい公社辰口丘陵公園利用規程」は、辰口丘陵公園の利用に関し必要な事項を定めるものである（辰口利用規程第1条）。辰口利用規程に規定がある事項を抜粋すると、以下のとおりである。

- 開園期間及び開園時間（第2条）
- 施設の供用期間及び利用時間（第3条、別表第1）
- 辰口丘陵公園の利用料金（第6条、別表第2）
- 利用料金の減免（第7条）
- 行為の制限（第11条）

（4）施設利用者数及び事業損益の推移

①施設利用者数

施設利用者数（辰口丘陵公園の入場者数）の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：千人）

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
入場者数	295	258	271	194	213

入場者数は平成30年度に減少し、令和元年度に増加したが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響で施設の休業期間が長かったこと等により減少している。

②事業損益

事業損益の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
事業収益	92	80	73	50	49
事業費	100	98	102	81	86
事業損益	▲7	▲18	▲29	▲31	▲36

平成 29 年度から事業損益がマイナスの状況が継続しており、事業収益の減少に伴い、事業損失の額が増加傾向にある。

(5) 温泉プールの委託管理

①検出事項

県ふれあい公社は、温泉プールの管理を地自法上の指定管理制度に準じた形で他の業者に委託している。温泉プールの管理の受託希望者からは以下の書類を徴求している。

- 事業計画書（財務数値ではなく事業方針を記載したもの）
- 収支予算書（収支項目別に金額の記載はあるが、営業・投資・財務といった性質別の金額の記載はない）
- 申請者の経営状況及びプールの管理運営実績等を記載した書類
- 申請者の定款、寄附行為又はこれらに類する書類

温泉プールの管理を受託した者からは年度ごとに以下の報告を受けている。

- 管理業務の実施状況
- 温泉プールの利用状況
- 利用料金の収入実績
- 管理業務の収支決算（収支決算書）

管理を受託した者からの報告に対し、何らかの検証を行っているかどうか及び公募を行っているかといった点についてヒアリングしたところ、以下の回答を得た。

- 収支について予算と決算との比較分析をしていない。
- 公募を行わず、平成 18 年度から同一の者に対し管理を委託している。

②問題点 1

管理を受託した者が県ふれあい公社に対し報告する収支には温泉プールを営業することにより発生する収支、有形固定資産を取得したことによる支出、借入金の実行・返済による収支が混在しており、収支の発生原因が不明確である。

③意見 17 《温泉プールの収支関係資料の様式変更》

辰口丘陵公園温泉プールの収支予算書及び収支決算書を作成する際、営業・投資・財務の区分を設ける等して、収支の発生原因を明確にする必要がある。

④問題点 2

辰口丘陵公園温泉プールの収支について予算と決算との比較をしていないことにより、予算と決算の差異原因を把握できていないことから、管理について何をもって適切と判断したのか不明確である。

⑤意見 18 《温泉プールの収支に関する予算と決算との比較》

辰口丘陵公園温泉プールの収支に関し予算と決算との比較を行い、予算と決算の差異原因を把握することで、管理が適切に行われたのか明確にする必要がある。

⑥問題点 3

管理者を公募することにより、辰口丘陵公園温泉プールの管理をより効果的かつ効率的に行える者が現れ、その結果、辰口丘陵公園事業の有効性及び経済性に寄与する可能性がある。しかし、受託希望者の公募について検討されていない。

⑦意見 19 《管理受託希望者の公募の検討》

辰口丘陵公園温泉プールの管理をより効果的かつ効率的に行うため、管理の受託希望者の公募を検討する必要がある。

(6) 利用料に関する別表及び利用券に関する別記様式の関係規定の変更

①検出事項

辰口丘陵公園における利用料は別表第2に規定されている（辰口利用規程第6条第1項）。施設を利用する際は利用料を前納し、別記様式第1号に定める利用券の交付を受けなければならないとされている（辰口利用規程第6条第3項）。

別表第2及び別記様式第1号のいずれにおいても「第5条関係」と記載されているが、現行規程上、第5条は、「管理受託者による管理」に関する規定であり、「利用料」に関する規定は第6条になる。

②問題点

辰口利用規程の別表及び別記様式に記載された関係規定が規程と整合していない。

③意見 20 《利用料に関する別表及び利用券に関する別記様式の関係規定の変更》

辰口利用規程の別表第2及び別記様式1に記載された関係規定を「第5条関係」ではなく「第6条関係」に変更する必要がある。

(7) 屋外展示場としての駐車場の活用

① 検出事項

辰口利用規程別表第2によると、辰口丘陵公園の第1駐車場を屋外展示場として有料で利用できる規定があるが、少なくとも直近5事業年度は使用実績がない。



(令和4年10月6日包括外部監査人撮影)

駐車場は常に満車というわけではなく、また、面積は3,794㎡(舗装面2,130㎡、砂利面1,664㎡)であり、シーズンオフの期間等、屋外展示場として活用できる余裕があると考えられる。

② 問題点

駐車場を屋外展示場として有料で利用してもらうことにより、収益が増加し、辰口丘陵公園事業の事業費に充当する財源が増加する。その結果、辰口丘陵公園事業の有効性に寄与する可能性がある。しかし、駐車場が有効に活用されていないことから、収益を得られる機会を逸している可能性がある。

③ 意見21《屋外展示場としての駐車場の活用》

辰口丘陵公園のインターネットサイト等において、第1駐車場が屋外展示場として使用可能な旨、料金、手続の方法等を記載するなどにより使用実績を積むように努める必要がある。

(8) 県ふれあい公社の許可を受ける行為

① 検出事項

辰口丘陵公園において一定の行為をしようとする者で、以下の辰口利用規程第11条第1号から第5号までに該当する場合は、県ふれあい公社の許可を受ける必要がある。

- 物品を販売し、又は頒布すること。
- 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 業として、案内をし、又は写真若しくは映画の撮影をすること。
- 興行を行うこと。
- 催事又は行事のため丘陵公園の全部又は一部を独占して使用すること。

令和3年度の実績として資材置場としての使用許可を出しているが、辰口利用規程第11条第1項第1号から第5号までの規定に該当するものが見当たらない。

②問題点

根拠規定がないのに辰口丘陵公園の使用を許可した。

③意見22《県ふれあい公社の許可を受ける行為の規定の追加》

辰口利用規程第11条に「前各号に掲げる行為のほか、施設の管理に影響を及ぼす行為をすること。」等の規定を追加する必要がある。

(9) 県ふれあい公社の許可を受ける行為に関する規程別記様式の関係規定の変更

①検出事項

一定の行為に関し県ふれあい公社の許可を受けようとする場合、別記様式第2の提出が必要であり（辰口利用規程第11条第2項）、当該一定の行為に関する許可事項を変更したい場合は別記様式第3の提出が必要である（辰口利用規程第11条第3項）。

いずれの様式においても「第10条関係」と記載されているが、現行規程上第10条は、「行為の禁止」に関する規定であり、「行為の許可」に関する規定は第11条になる。

②問題点

辰口利用規程の別表及び別記様式に記載された関係規定が規程と整合していない。

③意見23《県ふれあい公社の許可を受ける行為に関する規程別記様式の関係規定の変更》

辰口利用規程の別記様式第2及び第3に記載された関係規定を「第10条関係」ではなく「第11条関係」に変更する必要がある。

(10) キャッシュレス決済の拡大

①検出事項

テニスセンターは、テニス用具を主に販売しているが、辰口丘陵公園の共通利用券の販売も行っており、共通利用券のキャッシュレス決済による購入はテニスセンターでのみ可能となっている。

一方で、県ふれあい公社は、辰口丘陵公園の利用料金を硬貨で収受することが多く、硬貨の取扱いが大量とのことであるが、大量の硬貨を取扱う際、手数料が必要となる金融機関が増加傾向にある。

②問題点

利用料金を硬貨で収受することが多く、収受した現金の一部が高い割合で銀行の入金手数料として支出され、辰口丘陵公園事業の経済性に影響を与える可能性がある。

③意見 24 《キャッシュレス決済の拡大の検討》

大量の硬貨を取り扱うにしても、キャッシュレス決済を拡大するにしても、一定の手数料が必要であるが、大量の硬貨取扱いによる手数料とキャッシュレス決済による手数料とを比較検討し、利用料金に係る手数料の削減に努める必要がある。

(11) バッテリーカーの再開

①検出事項

わんぱくホールに設置されているバッテリーカーが未稼働となっている。



(令和4年10月6日包括外部監査人補助者撮影)

当該バッテリーカーは動物を模したものであり、体毛を模した部分が、降雨等により劣化することから、露天で設置できないとのことである。

わんぱくホールにあった売店が令和4年6月に閉鎖されたことから、当該バッテリーカーにトラブルが生じた場合に対応できる人員が確保できないのも未稼働の理由とのことである。なお、屋外に設置可能なバッテリーカーもあり、当該バッテリーカーは稼働している。

②問題点

未稼働となっているバッテリーカーを利用してもらうことにより、収益が増加し、辰口丘陵公園事業の事業費に充当する財源が増加する。その結果、辰口丘陵公園事業の有効性に寄与する可能性がある。しかし、一部のバッテリーカーが未稼働であるため、収益を得られる機会を逸する可能性がある。

③意見 25 《バッテリーカーの再開の検討》

当該バッテリーカーの横に、トラブルが生じた場合、他の場所から係員が駆けつけるため対応に一定の時間がかかる可能性がある旨や、連絡先を記載した看板を設置する等して、当該バッテリーカーが稼働できるように検討する必要がある。

7. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（能登勤労者プラザ事業）に関する事項

（1）事業内容の詳細

勤労者はもとより、広く一般県民の文化教養の向上及び健康保持を図るため、宿泊研修部門と体育館からなる総合的なレクリエーション施設として、昭和 59 年 10 月に事業を開始したものである。

施設は、石川県鳳珠郡能登町字越坂 11-51 に所在し、宿泊棟、炉ばた焼棟、体育館等がある。

（2）組織

特定の課は設けておらず、施設利用料の管理等の財務事務や施設の管理は、支配人の元、フロント担当者等が所管している。

（3）財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「一般財団法人石川県県民ふれあい公社会計規程」のほか、能登勤労者プラザ事業独自の財務事務等に関連する規程等が定められている。本報告書で言及している規程は、「一般財団法人石川県県民ふれあい公社能登勤労者プラザ利用規程」である。

②一般財団法人石川県県民ふれあい公社能登勤労者プラザ利用規程

「一般財団法人石川県県民ふれあい公社能登勤労者プラザ利用規程」（以下「きんぷら利用規程」という。）は、能登勤労者プラザの利用に関し必要な事項を定めるものである（きんぷら利用規程第 1 条）。きんぷら利用規程に規定がある事項を抜粋すると、以下のとおりである。

- 開園期間（第 2 条）
- 施設の供用期間及び利用時間（第 3 条、別表第 1）
- 能登勤労者プラザの利用料金（第 5 条、別表第 2）
- 利用料金の減免（第 6 条）

（4）施設利用者数及び事業損益の推移

①施設利用者数

施設利用者数の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：人）

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
宿泊	12,385	11,471	11,369	2,266	2,220
休憩	7,460	6,311	3,789	1,045	1,079
炉ばた焼	8,037	6,550	6,902	1,383	1,658
体育館	851	635	433	46	339
ゲートボール	91	98	50	—	—

平成 30 年度から減少傾向が継続しており、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響で施設の休業期間が長かったこと等により減少している。なお、ゲートボールは体育館内に器具を設置して利用できるようになっており、令和 2 年度及び令和 3 年度は利用者がいなかった。宿泊は、令和 3 年度が直近 5 年度で最少となっているが、休憩、炉ばた焼・体育館の利用者数は、令和 2 年度を底として、令和 3 年度に盛り返している。

②事業損益

事業損益の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
事業収益	131	122	115	24	23
事業費	148	158	161	86	95
事業損益	▲17	▲36	▲45	▲61	▲71

平成 29 年度から事業損益がマイナスの状況が継続しており、事業収益の減少に伴い、事業損失の額が増加傾向にある。宿泊客の減少が主な要因と考えられる。なお、H12d-意見 01《能登勤労者プラザの経営について》では、「事業維持の可能性及び必要性について今後の姿を模索すべきである。」とされていたが、平成 19 年の能登半島沖地震の際には、近隣の住人が自宅の風呂を使用できなくなったため、施設の大浴場を無料開放したことがあり、災害時に有効活用されたことがあるとのことである。令和 5 年 1 月 1 日付の北國新聞によると、令和 4 年において、近隣の珠洲市を震源とする震度 1 以上の地震が 195 回あった。このことからすると、今後も、地震等の災害時に有効活用される可能性はゼロではないと考えられる。ただし、事業維持のために事業損益を改善させるよう、今後も努める必要がある。

(5) 一部料金プランの周知

①検出事項

能登勤労者プラザウェブサイトの料金表と、きんぷら利用規程の別表第 2《宿泊施設利用料金》を見比べたところ、別表第 2 にウェブサイトにはない料金体系が記載されていた。本館の「研修室・大広間」で大人 1,880 円小人 940 円、本館の「上記以外」で大人 2,090 円小人 1,040 円というものである。これらの料金は、大人数で、通常宿泊に使用しない部屋を使用する場合を想定した料金とのことであるが、当該料金体系（以下、まとめて「大人数プラン」という。）は周知されておらず、過去に大人数プランを利用したことがある者が再度利用する程度であるとのことである。

②問題点

大人数プランの利用は、宿泊客が増加することにより、収益が増加し、能登勤労者プラザ事業の事業費に充当する財源が増加する。その結果、能登勤労者プラザ事業の有効

性に寄与する可能性がある。しかし、安価で宿泊したい顧客への周知が徹底されておらず、収益を得られる機会を逸している可能性がある。

③意見 26 《一部料金プランの周知》

きんぷら利用規程の別表第2だけでなく、ウェブサイトにおいても大人数プランを掲載し、感染防止対策を徹底しながら集客に努めることを検討する必要がある。

(6) 利用料金の減免・割引規定の文書化

①検出事項

きんぷら利用規程第6条では、「前条の規定にかかわらず公益上、その他特別な理由があるときは、利用料金を減免することができる。」とされている。能登勤労者プラザでは、団体利用等で、各団体と個別に契約を締結し、宿泊料金等の割引を行っており、また、能登半島沖地震が発生した際も施設の大浴場を無料開放したとのことである。しかし、減免・割引に関する取扱いが規定されていない。

②問題点

減免・割引に関する取扱いが規定されておらず、事務処理について担当者が参照する規定が明確でないことから、事務の効率性が低下する可能性がある。

③意見 27 《利用料金の減免・割引規定の文書化》

減免・割引に関する取扱いについて文書化を検討する必要がある。

(7) 貯蔵品・商品の棚卸

①検出事項

貯蔵品として会計処理されているコロナ対策消耗品の棚卸について、リストを作成して実施しておらず、法人部門担当者が勤労者プラザ担当者からの口頭による報告を受けたのみであった。また、商品として会計処理されているお土産品の棚卸はリストを作成して実施されていたが、検数者と二次検数者が不明であった。

②問題点

棚卸は実施しているが、棚卸の検数者と二次検数者が不明であることから、棚卸の実施状況が事後的に不明確となり、棚卸に関する責任の所在が不明確になっている。棚卸は、消耗品の会計処理の基礎となる事務であるため、責任の所在を明確にする必要がある。

③意見 28 《貯蔵品・商品の棚卸》

検数者及び二次検数者が判明するような棚卸リストを作成し棚卸を実施することを検討する必要がある。

(8) 見積書の日付

① 検出事項

業務の委託等の際し、異なる取引業者から入手した複数の見積書を閲覧したところ、異なる取引業者であるにもかかわらず、日付の部分が同一の筆跡で補充されているような印象を受けた。県ふれあい公社に経緯を確認したところ、県ふれあい公社担当者が日付を補充したため、このような状況になったとのことである。

② 問題点

見積書の日付は、取引業者が記載すべきである。

③ 意見 29 《見積書の日付記載》

取引業者から見積書を徴求する際、あらかじめ日付を入れた上で提出するよう求める必要がある。

8. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（健民スポレクプラザ事業）に関する事項

（1）事業内容の詳細

余暇の増大や高齢化が進行するなか、冬期間や降雨時においても安心してゲートボールやニュースポーツが楽しめる室内施設を確保し、広く県民の利用に供するスポーツレクリエーション施設として、平成5年1月に事業を開始したものである。

施設は、石川県金沢市西泉6丁目188に所在し、屋内コート、アイスリンク、多目的ホールからなる。

（2）組織

特定の課は設けておらず、施設利用料の管理等の財務事務や施設の管理は、館長の元、主事等が所管している。

（3）財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「一般財団法人石川県県民ふれあい公社会計規程」のほか、健民スポレクプラザ事業独自の財務事務等に関連する規程として、「一般財団法人石川県県民ふれあい公社健民スポレクプラザ利用規程」が定められている。

（4）施設利用者数及び事業損益の推移

①施設利用者数

施設利用者数の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：人）

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
アイスリンク個人	20,839	20,548	17,983	9,544	13,360
アイスリンク専用	10,666	9,585	9,276	7,459	9,215
コート	7,962	8,668	8,085	6,875	8,238
多目的ホール	5,960	5,502	4,694	2,314	2,387

平成30年度から減少傾向が継続していたが、令和2年度を底として、令和3年度に盛り返している。特に、アイスリンク専用（貸切利用）は令和元年度の利用者数に近似する水準まで盛り返し、コートは令和元年度を超える利用者数となっている。アイスリンク専用は、フィギュアスケートの団体や大学サークル等の利用が多く、県内だけでなく近隣の県からの利用も多いとのことである。

②事業損益

事業損益の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
事業収益	32	32	30	17	25
事業費	51	55	56	53	56
事業損益	▲18	▲23	▲26	▲35	▲31

平成 29 年度から事業損益がマイナスの状況が継続しており、事業収益の減少に伴い、事業損失が増加傾向にある。事業収益が減少した一方、事業費がほとんど変化していないこと等が要因であると考えられる。

(5) キャッシュレス決済の導入

①検出事項

現時点で現金対応のみの券売機が 1 台設置されている。当該券売機は、他の設備とまとめて再リースしたため割安となっている。本報告書作成時点で、自動券売機の更新を検討中であるが、キャッシュレス決済に対応したものを選ぶかどうかは未定である。健民スポレクプラザでは、利用料金を硬貨で収受することが多く、硬貨の取扱いが大量であるが、大量の硬貨を取扱う際、手数料が必要となる金融機関が増加傾向にある。

②問題点

利用料金を硬貨で収受することが多く、収受した現金の一部が高い割合で銀行の入金手数料として支出され、健民スポレクプラザ事業の経済性に影響を与える可能性がある。

③意見 30 《キャッシュレス決済の導入の検討》

大量の硬貨を取り扱うにしても、キャッシュレス決済を導入するにしても、一定の手数料が必要であるが、大量の硬貨取扱いによる手数料とキャッシュレス決済による手数料とを比較検討し、利用料金に係る手数料の削減に努める必要がある。

9. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（駐車場事業）に関する事項

（1）事業内容の詳細

①兼六駐車場

日本三名園の一つとして知られている兼六園を前にした駐車場であり、多くの県内外からの観光客の駐車場として広く利用されている。敷地、建物は、石川県金沢市小將町1-53に所在する県有財産であり、県ふれあい公社が借受け、管理運営を行っている。

②石引駐車場

兼六園周辺文化ゾーンに位置した環境の良い駐車場である。付近には県立美術館、県立歴史博物館等があり、多くの人に利用されている。また、周辺事業所の通勤利用者にも利用されており、本多の森ホールのイベント用駐車場としての機能も有している。敷地、建物は、石川県金沢市石引4丁目380に所在する県有財産であり、県ふれあい公社が借受け、管理運営を行っている。

③広坂観光バス暫定駐車場

兼六駐車場の旧館建て替えに伴うバス駐車台数の減少に対応するため県が整備した駐車場である。付近には、玉泉院丸庭園のほか、金沢城、石川県政記念しいのき迎賓館、美術館など観光地に近く、また、中心市街地での買い物や街歩きに便利な場所にあり多様なバス利用ができる場所である。敷地、建物は、石川県金沢市広坂2丁目65-3に所在する県有財産であり、県ふれあい公社が借受け、管理運営を行っている。

④香林坊地下駐車場

県都金沢市の都心部に位置する香林坊地区を市街地再開発事業で整備することに伴い、都心部の活性化と周辺地区を含めた駐車場需要に対応するため、第一地区、第二地区を一体化した公共駐車場を県と金沢市が共同で設置した。設置にあたっては商業地区であることから、商業スペースの確保と美観を維持するため地下駐車場とした。敷地、建物は、石川県金沢市香林坊1丁目1-1に所在し、県ふれあい公社が県及び金沢市から借受け、管理運営を行っている。

（2）組織

県ふれあい公社の本社経営管理課の駐車場係が、施設利用料の管理等の財務事務や施設の管理を所管している。

（3）財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「一般財団法人石川県県民ふれあい公社会計規程」のほか、駐車場事業独自の財務事務等に関連する規程として、「一般財団法人石川県県民ふれあい公社駐車場利用規程」（以下「駐車場利用規程」という。）が定められている。

②一般財団法人石川県民ふれあい公社駐車場利用規程

「一般財団法人石川県民ふれあい公社駐車場利用規程」は、兼六駐車場、石引駐車場、広坂観光バス暫定駐車場及び香林坊地下駐車場の利用に関し必要な事項を定めるものである（駐車場利用規程第1条）。駐車場利用規程に規定がある事項を抜粋すると、以下のとおりである。

- 施設の供用時間及び入出庫取扱時間（第2条、別表第1）
- 駐車料金の種類（第3条）
- 駐車料金（第4条、別表第2）
- 利用券、サービス券及びプリペイドカード（第5条、別表第3）
- 駐車料金の納付方法（第6条）

（4）施設利用台数及び事業損益の推移（一般会計）

①施設利用台数

施設利用台数の推移を示すと、以下のとおりである。ただし、香林坊地下駐車場は会計単位が異なるため後述する。

（単位：台）

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
兼六駐車場	180,327	173,636	172,749	83,725	65,488
石引駐車場	129,362	136,675	118,679	77,419	100,558
広坂観光バス暫定駐車場	5,702	7,708	10,414	1,278	381

兼六駐車場の利用台数は、兼六園の入園者数と連動する傾向があり、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響による兼六園の休園期間があったことから、利用台数が減少したものと考えられる。また、広坂観光バス暫定駐車場は、令和3年度において、一般利用を停止した期間が約10か月あったことから利用台数が減少している。なお、令和4年10月下旬から一般利用が再開されている。一方で、石引駐車場は、令和2年度を底として、令和3年度に盛り返している。

②事業損益

事業損益の推移を示すと、以下のとおりである。ただし、香林坊地下駐車場は会計単位が異なるため後述する。

（単位：百万円）

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
事業収益	236	236	226	90	102
事業費	71	63	75	65	53
事業損益	165	173	151	24	48

平成29年度から事業損益がプラスの状況が継続しているが、事業収益の減少に伴い、プラス額が減少傾向にある。事業収益が減少している一方で、事業費に占める固定費（人件費、減価償却費等）の割合が高く、利用台数の減少に比例して削減できる事業費

が少ないことが要因であると考えられる。なお、兼六駐車場、石引駐車場及び広坂観光バス暫定駐車場の駐車料金を現金で決済する場合、駐車料金精算機は、現在流通している日本円紙幣・日本円硬貨のうち、2千円紙幣、5円硬貨、1円硬貨を除くすべての種類に対応している。また、業務委託先の工夫により、金融機関に大量の硬貨を持ち込む必要がない状況にある。なお、兼六駐車場は、現金のほか、利用券でも決済できる。

(5) 決算数値の推移（香林坊駐車場特別会計の貸借対照表科目の概要）

香林坊駐車場特別会計の貸借対照表科目のうち、資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
現金預金	46	63	69	33	11
未収金	21	21	29	20	19
貯蔵品	1	1	0	0	0
その他	-	-	-	-	-
流動資産計	69	85	100	54	31
基本財産	-	-	-	-	-
特定資産	20	20	20	20	20
有形固定資産	47	27	42	29	18
長期未収金	1,665	1,570	1,475	1,380	1,285
その他	-	-	-	-	-
固定資産計	1,733	1,618	1,538	1,430	1,324
資産合計	1,802	1,704	1,638	1,485	1,355

現金預金は、すべて普通預金である。未収金は、主に認証したサービス券等に係るものであり、翌月には入金されるものである。

特定資産は、預り保証金引当金資産として定期預金 20 百万円が含まれている。有形固定資産は駐車料金システム機器等である。なお、香林坊地下駐車場の駐車料金は現金のほか、サービス券及びプリペイドカードでも決済できる。

長期未収金は、県及び金沢市の議会で承認された債務負担行為により、香林坊駐車場特別会計において、平成 25 年度に金融機関からの借入金償還に係る補助金を一括計上したものである。当時公益申請を検討しており、申請にあたり債務超過の解消が必要だったためとのことである。

香林坊駐車場特別会計の貸借対照表科目のうち、負債の部及び正味財産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
未払金	21	30	28	17	14
その他	0	0	—	—	—
流動負債計	21	31	28	17	14
長期借入金	1,665	1,570	1,475	1,380	1,285
預り保証金	20	20	20	20	20
その他	48	28	43	30	18
固定負債計	1,733	1,618	1,538	1,430	1,323
負債合計	1,755	1,649	1,566	1,447	1,338
指定正味財産	—	—	—	—	—
一般正味財産	47	55	72	38	16
正味財産計	47	55	72	38	16
負債及び正味財産合計	1,802	1,704	1,638	1,485	1,355

長期借入金は、全額民間の金融機関からの借入れである。当初は当該借入金の返済が令和7年度(2025)で完了予定であったが、県と県ふれあい公社による政策的な判断のもと駐車場料金を引き下げるにあたり、駐車場事業の減収を見込んで、平成29年度(2017)に借入金の返済予定を変更したとのことである。借入金の返済予定の変更の結果、完了予定が令和17年度(2035)になった。当該変更の結果、令和3年度末(2021)における借入金残高は当初760百万円の予定であったが、1,285百万円となっている。

借入金の返済を延長すると、利息の支払額が増加し、駐車場事業の経済性に影響を与える可能性があることから、香林坊駐車場特別会計に関する業績について、駐車場の稼働率や料金水準の妥当性などを厳格にモニタリングし、借入金の返済予定を再度延長することにならないよう期待したい。

(6) 決算数値の推移（香林坊駐車場特別会計の正味財産増減計算書科目の概要）

香林坊駐車場特別会計の正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
基本財産運用益	—	—	—	—	—
特定資産運用益	0	0	0	0	0
事業収益	345	360	349	290	303
受取補助金等	—	—	11	7	—
その他	4	4	4	5	3
経常収益計	349	365	365	303	307
事業費	299	321	313	311	304
管理費	33	36	34	26	23
その他	0	0	0	0	0
経常費用計	333	357	348	337	328
当期経常増減額	16	7	16	▲34	▲21
当期経常外増減額	—	—	—	—	0
当期一般正味財産増減額	16	7	16	▲34	▲21
当期指定正味財産増減額	—	—	—	—	—
正味財産期末残高	47	55	72	38	16

特定資産の運用益は定期預金の受取利息等である。令和3年度においては、受取補助金等の計上はない。

(7) 施設利用台数及び事業損益の推移（香林坊駐車場特別会計）

①施設利用台数

施設利用台数の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：台)

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
香林坊地下駐車場	656,718	682,727	658,915	568,998	600,857

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の利用台数が大きく減少している。

②事業損益

事業損益の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
事業収益	345	360	349	290	303
事業費	299	321	313	311	304
事業損益	45	39	35	▲20	▲0

平成 29 年度から令和元年度まで事業損益がプラスであったが、事業収益の減少に伴い、令和 2 年度及び令和 3 年度は事業損益がマイナスとなっている。事業収益が減少した一方で、事業費に占める固定費（人件費、減価償却費等）の割合が高く、利用台数の減少に比例して削減できる事業費が少ないことが要因であると考えられる。

(8) 利用料金後納許可の根拠

①検出事項

駐車場利用規程第 6 条第 5 項では、「特別の理由があるときは別に定める方法により駐車場料金を納付させるものとする。」とある。当該条項を根拠として、県ふれあい公社は、石川県本多の森庁舎内の団体に対し、石引駐車場利用料金の後納を許可している。そこで、許可に係る文書を徴求したところ、平成 23 年度に許可したという回答は得たが、許可に係る文書が提出されなかった。

②問題点

利用料金後納の許可の根拠文書が見当たらない。

③意見 31 《利用料金後納許可の根拠の明確化》

改めて許可届の提出を行ってもらう等して、利用料金後納を許可する根拠を明確にしておく必要がある。

10. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（本多の森会議室事業）に関する事項

（1）事業内容の詳細

兼六園周辺文化ゾーンの本多の森ホール内に位置し、兼六園を始めとした周辺のコンベンション施設とともに、石川の文化交流の一翼を担う施設として、広く利用されている。施設は、石川県金沢市石引4丁目17-1に所在する県有財産であり、県ふれあい公社が借受け、管理運営を行っている。

（2）組織

県ふれあい公社の本社経営管理課の駐車場係が、施設利用料の管理等の財務事務や施設の管理を所管している。

（3）財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「一般財団法人石川県県民ふれあい公社会計規程」のほか、本多の森会議室事業独自の財務事務等に関連する規程として、「本多の森会議室利用規程」及び「本多の森会議室後納に係る承認基準」が定められている。

②本多の森会議室利用規程

本多の森会議室利用規程は、本多の森会議室の使用に関し必要な事項を定めるものである（本多の森会議室利用規程第1条）。本多の森会議室利用規程に規定がある事項を抜粋すると、以下のとおりである。

- 施設の利用時間（第2条）
- 施設の休館日（第3条）
- 開館時間等の変更（第4条）
- 利用の申込み及び承認（第5条）
- 使用承認事項の変更（第6条）
- 使用料（第7条、別表）
- 施設使用料の減免（第8条）

③本多の森会議室使用料後納に係る承認基準

本多の森会議室の使用料は原則として前納である（本多の森会議室利用規程第7条第4項本文）が、理事長が特に必要があると認めるときはこの限りではないとされている（本多の森会議室利用規程第7条第4項但書）。本多の森会議室使用料後納に係る承認基準は、この「理事長が特に必要があると認めるとき」を具体的に規定したもので、以下の場合に後納を承認することがある。

- 国や地方公共団体又はそれに準じた団体で後納申請があった場合
- 本多の森会議室の利用実績があり円満に会議室を使用し、利用料未納の恐れがなく、その理由が適当と認められる場合
- その他特別な理由がある場合

(4) 施設利用件数及び事業損益の推移

① 施設利用件数

施設利用件数の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：件)

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
利用件数	354	346	334	246	249

令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響で、新規予約を停止していた期間があったことから、令和元年度と比較すると100件弱、利用件数が減少している。

② 事業損益

事業損益の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
事業収益	14	12	13	11	12
事業費	4	4	4	4	8
事業損益	9	8	9	6	4

事業収益は横ばいであるが、令和3年度において、事業費が増加している。これは、各事業間の事業費負担の見直しによる人件費等の増加が要因である。

(5) 監査の結果

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

11. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社（定期借地権事業）に関する事項

（1）事業内容の詳細

定期借地権は、解散した旧石川県住宅供給公社から、平成25年1月に承継した事業である。旧石川県住宅供給公社が行っていた定期借地権事業とは、住宅購入時の必要資金を軽減するために、土地分譲価格の30%を保証金として前納させ、土地を賃貸するというものである。期間は51年間であり、毎年度土地価格の1.5%を地代として受け取るというものである。地代は3年ごとに見直しがあるため、土地価格の騰落に応じて増減することになる。また、借地権者は、期間の途中で買取りすることも可能になっており、その場合は、買取り時点の土地価格を基に取引が行われる。

定期借地権事業を行っている宅地は、石川県河北郡津幡町井上の荘（以下「井上の荘」という。平成11年度から実施。）、石川県野々市市末松（以下「末松」という。平成17年度から実施。）、石川県河北郡内灘町白帆台（以下「白帆台」という。平成20年度から実施。）の3か所であり、県ふれあい公社の定期借地権事業承継後は、新規の宅地購入がない。

（2）組織

県ふれあい公社の本社経営管理課の管理係が、地代の管理や土地の管理等の財務事務を所管している。

（3）財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「一般財団法人石川県県民ふれあい公社会計規程」のほか、定期借地権事業独自の財務事務等に関連する規程として、「一般財団法人石川県県民ふれあい公社定期借地権設定宅地管理規程」及び「一般財団法人石川県県民ふれあい公社定期借地権設定公社宅地使用料に係る口座振替収納事務取扱要領」が定められている。

（4）区画数及び土地売却実績並びに事業損益の推移

①区画数及び土地売却実績

令和3年度末現在の区画数及び土地売却実績の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：件）

所在地	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d	区画数
井上の荘	4	1	1	—	4	106
末松	—	—	2	—	—	15
白帆台	—	—	—	—	—	1

直近5事業年度でいうと、井上の荘は令和2年度以外の年度において売却実績があり、末松は令和元年度のみ売却実績があり、白帆台は売却実績がない。

②事業損益

事業損益の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
事業収益	35	34	34	33	33
事業費	5	4	4	4	4
事業損益	30	29	29	28	29
土地売却損益	▲12	▲3	▲12	—	▲9
実質事業損益	17	26	16	28	19

事業収益はすべて地代であり、土地が有形固定資産として計上されていることから、土地の売却に伴う損益は事業損益に含まれていない。そのため、土地売却損益を加味して、実質事業損益を算定した。定期借地権契約締結時に比べて土地価格が下落していることから、令和2年度を除き土地売却損益がマイナスの状況が継続しているが、実質事業損益がマイナスになる程度の影響はないと考えられる。

(5) 監査の結果

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

12. 能登空港ターミナルビル株式会社に関する事項

(1) 概要

団体名称	能登空港ターミナルビル株式会社
所在地	石川県輪島市三井町洲衛 10 部 11 番地 1
県所管課	企画振興部空港企画課
設立年月	平成 12 年 6 月設立
設立目的	高速交通ネットワークを実現する航空交通を充実することを目的に、能登地区の活性化と振興の起爆剤となる能登空港を設置することとなった。能登空港には、航空旅客の交通拠点等の様々な機能が求められるターミナルビルを建設する必要がある、その管理・運営を行うため。
事業内容	①貸室 ②ハンドリング ③ターミナルビルの保守管理、警備、清掃及び環境衛生 ④広告宣伝 ⑤その他
出資状況	資本金等の額 1,000 百万円のうち 360 百万円出資（出資比率 36%）
役員数	役員（取締役及び監査役）20 人、職員 4 人（令和 4 年 6 月 28 日現在）
分類	県の出資額が 10,000 千円以上の社団法人・財団法人・株式会社

(2) 事業内容の詳細

①貸室

空港ターミナルビル内にある区画の貸付けであり、航空会社、レストラン、売店、レンタカー会社に対するものである。全区画が埋まっており、空き区画はないとのことである。

②ハンドリング

ハンドリングとは、航空機が空港に到着してから出発するまでの限られた時間内で行われる支援作業の総称をいう。その内容は航空機の誘導や客室の整備、旅客の案内、手荷物・貨物の搭降載、燃料の給油等多岐にわたる。

③空港ターミナルビルの保守管理、警備、清掃及び環境衛生

空港ターミナルビルの建物及び電気、空調・給排水、消防等の建物附属設備の保守管理、警備、清掃及び環境衛生をいう。前述のハンドリングと合わせて、外部業者に業務委託している。

④広告宣伝

電光掲示板による館内広告の掲示を行う。一部空いている区画があるとのことである。

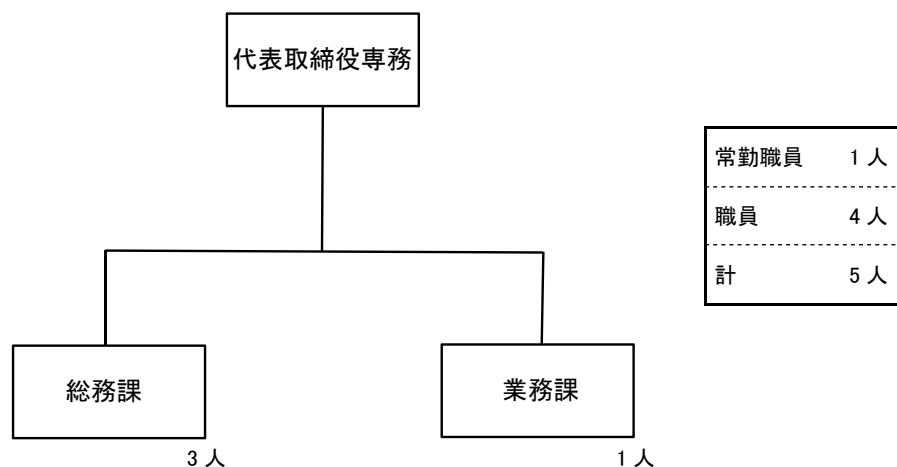
⑤ その他

航空機の給油施設の賃貸・運営、郵便切手類・収入印紙・県証紙の売り捌き、物品販売、マスコットキャラクター著作権等の無体財産権の管理を行う。

(3) 組織

① 組織図

組織図は、常勤役員及び職員に関するものを作成しており、以下のとおりである。



② 県からの派遣等の状況

派遣等とは、団体に対する県職員の派遣及び退職した県職員の団体への再就職を合わせた概念である。なお、県職員の派遣方法には、団体の専任型と県と団体の兼務型がある。役員20人のうち県からの派遣等は7人、職員4人のうち県からの派遣等は1人である。

③ 職務分掌の状況

財務事務の所管は総務課であるが、空港ターミナルビルの広告募集や郵便切手類等の売り捌き等の業務も所管している。業務課は施設管理の総括、業務計画、安全衛生、県や外部委託業者との連絡調整等を所管している。

④ 株主総会及び取締役会の開催状況

株主総会及び取締役会の開催は、会社法の規定に従っている。株主総会は、定時株主総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。取締役会は、毎事業年度4回開催することとしている。

(4) 財務事務

① 財務・会計処理に関するルール

「能登空港ターミナルビル株式会社経理規程」を定め、それに従い財務事務を執行している。また、契約を行う場合、石川県財務規則を準用し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の契約方法を決定している。

②情報システム又はソフトウェアの名称

P C A株式会社の会計、固定資産及び税金計算に係る情報システムを使用している。

(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目のうち、資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
現金預金	974	1,064	1,013	1,029	1,034
売掛金	23	24	26	20	26
その他	2	3	10	8	3
流動資産計	1,000	1,092	1,050	1,058	1,064
有形固定資産	246	214	250	235	239
その他	2	3	4	3	4
固定資産計	248	218	255	238	244
資産合計	1,248	1,310	1,305	1,297	1,308

令和3年度末における現金預金には、定期預金44百万円が含まれるが、預け先が5先に分散されており、いずれの預け先の残高も10百万円以下になっている。売掛金は、ハンドリング、空港ターミナルビル内にある県行政センターの管理運営、広告宣伝等の対価のうち、決済日が未到来のため未入金のもので計上されている。

有形固定資産には、空港ターミナルビルの建物及びその附属設備のほか、平成18年10月に国際チャーター便の利用増加を見越して導入した新旅客搭乗橋等が計上されている。

なお、新旅客搭乗橋は、令和元年度までは国際チャーター便の搭乗で利用されていたが、現在は、通常利用する搭乗橋にトラブルがあった場合等に使用することがある程度とのことである。

また、本報告書作成時点で、新型コロナウイルスの流行が継続しているが、入国制限の緩和等が始まっており、国際チャーター便が再び利用される環境に戻りつつあると考えられる。

新旅客搭乗橋が導入当初の用途に基づき利用されるよう、県と能登空港ターミナルビルが連携し、新型コロナウイルスの流行状況を見据えながら、国際チャーター便の利用増加等、新旅客搭乗橋を利活用する施策を検討することを期待したい。

貸借対照表科目のうち、負債の部及び純資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
未払費用	25	40	33	20	16
賞与引当金	0	1	1	1	1
その他	16	51	24	17	19
流動負債計	42	92	59	39	36
退職給付引当金	5	5	6	7	9
固定負債計	5	5	6	7	9
負債合計	47	98	66	47	46
資本金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
利益剰余金	200	212	239	250	262
純資産合計	1,200	1,212	1,239	1,250	1,262
負債及び純資産合計	1,248	1,310	1,305	1,297	1,308

未払費用には、業務委託先に対し、決済日が未到来のため未払いとなっている業務委託料が計上されている。

(6) 決算数値の推移 (損益計算書科目)

損益計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
売上高	349	355	355	302	304
売上原価	296	306	280	254	253
売上総利益	52	48	74	48	51
販売費及び一般管理費	32	33	36	35	35
営業利益	20	15	38	13	15
営業外損益	0	1	0	2	1
経常利益	20	17	38	15	17
特別損益	-	-	0	0	-
税引前当期純利益	20	17	39	16	17
法人税等	6	5	12	5	5
当期純利益	13	11	26	10	11

売上高及び売上原価は、損益計算書において事業の種類別に集計されており、具体的には、貸室に係る「家賃収入」及び「家賃原価」、ハンドリング、空港ターミナルビルの保守管理、広告宣伝等に係る「広告、受託料、その他収入」(以下「広告等収入」という。)及び「広告、受託料、その他原価」(以下「広告等原価」という。)という2つの区分で集計されている。

売上高、売上原価及び利益率を事業の種類別に示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円、%)

項目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
家賃収入	126	127	127	110	111
家賃原価	101	116	89	87	84
家賃総利益	25	10	37	22	26
(家賃総利益率)	(20.0)	(8.4)	(29.3)	(20.4)	(23.9)
広告等収入	222	227	228	192	193
広告等原価	195	189	190	166	168
広告等総利益	27	37	37	25	25
(広告等総利益率)	(12.2)	(16.6)	(16.5)	(13.4)	(13.1)
売上高	349	355	355	302	304
売上原価	296	306	280	254	253
売上総利益	52	48	74	48	51
(売上総利益率)	(17.7)	(15.9)	(26.7)	(19.0)	(20.5)

家賃収入は令和2年度に減少し、令和3年度に増加したものの平成29年度の水準までは回復していない。しかし、家賃原価の発生を抑制することにより、新型コロナウイルスの影響がある令和3年度において、家賃総利益が平成29年度に比べて増加している。

広告等収入も令和2年度に減少し、令和3年度に増加したものの平成29年度の水準までは回復していない。また、広告等原価の発生を抑制したが、新型コロナウイルスの影響がある令和3年度において、広告等総利益が平成29年度に比べて減少している。

(7) 館内広告の空きスペースの取扱い方針

① 検出事項

空港ターミナルビルの館内広告に空いているスペースがある。館内広告は能登空港ターミナルビルの主要な収益である。

② 問題点

館内広告が増加することにより、収益が増加し、能登空港ターミナルビルが執行する事業の事業費に充当する財源が増加する。その結果、能登空港ターミナルビルが執行する事業の有効性に寄与する可能性がある。しかし、空港ターミナルビルの館内広告スペースが一部活用されていないことから、収益を得られる機会を逸している。

③ 意見 32 《館内広告の空きスペースの取扱い方針》

館内広告の空きスペースの取扱い方針を策定し、館内広告の利用希望者を探す等の対応を検討する必要がある。

13. 公益財団法人いしかわ女性基金に関する事項

(1) 概要

団体名称	公益財団法人いしかわ女性基金
所在地	石川県金沢市三社町1番44号
県所管課	県民文化スポーツ部男女共同参画課
設立年月	平成4年9月設立、平成25年4月に公益財団法人へ移行
設立目的	男女が共に協力し、豊かさを実感できる社会づくりを目指すため、広く女性の意見を反映し、その多様な能力を活かして、女性の主体的な活動をより効果的に推進することを目的に設立。
事業内容	①調査研究事業 ②情報収集・提供事業 ③研修・講座事業 ④交流促進事業 ⑤活動支援事業 ⑥広報・啓発事業
出資状況	資本金等の額244百万円のうち244百万円出資（出資比率100%）
役員数	役員（理事及び監事）10人、職員8人（令和4年7月1日現在）
分類	県の出資額が10,000千円以上の社団法人・財団法人・株式会社

(2) 事業内容の詳細

①調査研究事業

男女共同参画や女性活躍をテーマに、3年に1回調査を実施するための情報収集を行う事業である。直近では、令和4年度に実施している。

②情報収集・提供事業

自団体ウェブサイトによる情報提供、女性や団体に関する情報の収集・提供のための雑誌購入、情報誌の発行、女性人材バンク及び女性人材バンク登録者を講師とするセミナーの開催及びいしかわ女性のチャレンジ賞の表彰を実施している。

③研修・講座事業

外部委託した講師によるセミナーであり、エンパワーメント促進事業及び女性の活躍促進事業という2種類のセミナーを開催している。

④交流促進事業

女性センターフェスティバルへ参画したり、2つ以上の女性団体やグループが主催する地域交流企画等の開催における必要経費の助成等を行うことで、県内に所在する女性団体等のネットワーク化の支援を実施している。

⑤活動支援事業

県女性基金と、女性団体・グループとの協働事業への助成、女性団体・企業・グループ等の主体的な活動経費の助成を実施している。

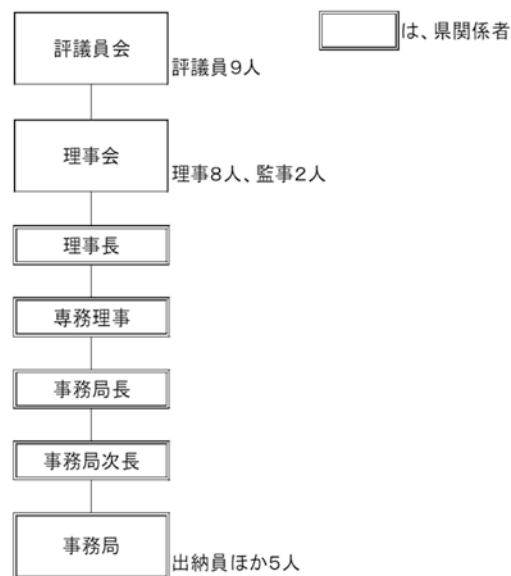
⑥広報・啓発事業

県女性基金や県女性基金が実施する事業の周知を図るため、事業案内リーフレットを作成している。

(3) 組織

①組織図

組織図は、以下のとおりである。



②県からの派遣等の状況

派遣等とは、団体に対する県職員の派遣及び退職した県職員の団体への再就職を合わせた概念である。なお、県職員の派遣方法には、団体の専任型と県と団体の兼務型がある。役員10人のうち県からの派遣等は4人、職員8人のうち県からの派遣等は6人である。

③職務分掌の状況

財務事務の所管は事務局である。会計伝票の入力・検印や研修・講座事業の受講料に係る請求書の発行等を所管している。

④評議員会及び理事会の開催状況

評議員会及び理事会の開催は、定款に規定がある。評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とされている。定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。理事会は、

定時理事会及び臨時理事会の２種とされている。定時理事会は、毎事業年度終了後３箇月以内及び３月の年２回の開催とし、臨時理事会は、理事長が必要と認めたととき等に開催する。

(４) 財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「公益財団法人いしかわ女性基金会計規程」を定め、それに従い財務事務を執行している。また、契約を行う場合、石川県財務規則を準用し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の契約方法を決定している。

②情報システム又はソフトウェアの名称

P C A株式会社の会計に係る情報システムを使用している。なお、法人税法第２条第13号の収益事業を行っていないことから、法人税及び事業税を納付しておらず、また、法人県民税及び法人市民税の減免申請を行っている。さらに、消費税法上の免税事業者にあたることから、税金計算に係る情報システム又はソフトウェアは導入していない。

(５) 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目のうち、資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
現金預金	8	9	7	8	9
その他	0	0	0	0	0
流動資産計	8	9	7	8	9
基本財産	259	259	259	244	244
特定資産	8	4	-	10	5
その他	0	0	0	0	0
固定資産計	267	263	259	254	249
資産合計	275	272	266	262	258

令和３年度末における現金預金及び特定資産は、すべて金融機関に対する預金である。基本財産は、県が発行した一般会計債である。

貸借対照表科目のうち、負債の部及び正味財産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
未払金	0	0	0	0	0
その他	—	—	—	—	—
流動負債計	0	0	0	0	0
負債合計	0	0	0	0	0
指定正味財産	259	259	259	244	244
一般正味財産	16	12	7	17	13
正味財産計	275	271	266	261	257
負債及び正味財産合計	275	272	266	262	258

短期雇用者に賞与を支給しているが、流動負債に賞与引当金が計上されていない。なお、短期雇用者に対する退職金制度はない。

(6) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
基本財産運用益	2	2	2	1	1
特定資産運用益	0	0	0	0	0
事業収益	0	0	0	0	0
受取補助金等	6	6	6	6	6
受取寄付金振替	12	—	—	15	—
その他	0	0	0	0	0
経常収益計	20	8	8	22	7
事業費	8	9	10	9	8
管理費	4	2	3	2	3
経常費用計	12	12	13	11	11
当期経常増減額	7	▲3	▲5	10	▲4
当期経常外増減額	—	—	—	—	—
当期一般正味財産増減額	7	▲3	▲5	10	▲4
当期指定正味財産増減額	▲12	—	—	▲15	—
正味財産期末残高	275	271	266	261	257

基本財産及び特定資産の運用益は定期預金の受取利息等、事業収益は研修・講座事業の受講料収益を計上しており、受取補助金等は県からのものである。

平成 29 年度及び令和 2 年度の経常収益として計上されている受取寄付金振替とは、指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、使途の制約が解除されたことに伴い、指定正味財産から一般正味財産へ振り替えたものである。

事業費は8百万円から10百万円の範囲で推移しているが、主なものは研修・講座事業費であり、研修講師の委託の費用等を毎年度4百万円計上している。次に多額のもの、交流促進事業費であり、女性センターフェスティバルへの参画に係る費用等を毎年度1百万円計上している。なお、管理費は人件費と事務費から構成されている。

(7) 総勘定元帳の保存

① 検出事項

一部の勘定科目に関する総勘定元帳が出力されていない。なお、県女性基金は、総勘定元帳を従来から電子データ形式ですべて保存し、主となる勘定科目のみ出力しており、ペーパーレス化の観点からその他勘定科目は必要に応じて出力することとしているとのことである。

② 問題点

総勘定元帳を含む国税関係帳簿には、紙で保存義務がある（法人税法第150条の2第1項、法人税法施行規則第66条第1項）が、一部の勘定科目のみが保存されている状況である。

③ 意見 33 《総勘定元帳の保存》

全勘定科目の総勘定元帳を出力し、紙で保存する必要がある。

(8) 総勘定元帳摘要欄の記載

① 検出事項

管理費についてインターネット利用料だけではないのにインターネット利用料だけであるかのような記載、事業費について負担金の精算払いなのに概算払いとの記載という内容が誤った記載が検出された。正規の簿記の原則では、「正確な会計帳簿を作成しなければならない」とされている。会計帳簿の内容には、記帳日、勘定科目、金額はもちろんのこと、記帳内容を説明する摘要欄も含まれると考えられる。

② 問題点

総勘定元帳の一部に正確な記帳がなされていない。

③ 意見 34 《総勘定元帳摘要欄の記載》

総勘定元帳の摘要欄は、取引の内容を正確に反映した記載にする必要がある。

(9) 伝票の検印チェック

① 検出事項

令和3年度の会計伝票を通査したところ、非常勤者（県との兼務者）の伝票検印漏れが散見された。決算作業において、当初想定していなかった追加仕訳が発生したこと等により漏れた可能性があるとのことである。

②問題点

会計伝票の一部に検印がないことから、当該会計伝票が担当者により実際に確認されたのかどうか不明確である。

③意見 35 《伝票の検印チェック》

決算において検印状況を確認し、漏れがあれば、該当者に検印を依頼する等、決算事務に検印チェックを組み込む必要がある。

(10) 賞与引当金の計上

①検出事項

賞与引当金は、賞与支給対象期間と賞与の支給日が会計年度をまたぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期負担額を見積計上するものであり、賞与の支給がある法人の場合、計上が必要である。

しかし、県女性基金は、短期雇用者に賞与に相当する期末手当を支給しているが、賞与引当金を計上していない。なお、賞与引当金を計上する場合、賞与の支給時に社会保険料の負担も見込まれることから、賞与引当金計上額に係る社会保険料見積額も合わせて計上する必要がある。

②問題点

賞与に相当する期末手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていない。

③意見 36 《賞与引当金の計上の検討》

賞与引当金の計上を行い期末手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積額を予め計上することを検討する必要がある。

(11) 随意契約の可否

①検出事項

委託等の契約は原則として競争入札によることになるが、随意契約の締結が可能な場合の一つに「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」がある。

この場合は、「2. 各監査対象団体に関する事項（総括事項）」の「(8) 随意契約」に記載したような判断が必要であるとされる。

例えば、研修・講座事業の「女性の活躍推進事業『企業に活かせる女性力』女性人材育成プログラム」に係る委託は2,683千円と、石川県財務規則第129条《随意契約の限度額》に規定される限度額の1,000千円を超えていることから、当該金額基準に準じて判断すると競争入札による契約締結が必要な金額であるが、随意契約とされていた。随意契約理由を確認したところ、研修講師の人気の高いこと、当該研修講師が委託先の専任講師であることが理由とされているが、資力に関して言及されていない。

②問題点

委託の随意契約理由に不十分な点があることから、当該委託の経済性の判断が不明確となる可能性がある。

③意見 37 《随意契約の可否の検討》

契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等について、同業他社との比較も含めた総合的な検討を行ったうえで、随意契約の可否を検討する必要がある。

(12) 概算払理由の明確化

①検出事項

活動支援事業として、県女性基金と、女性団体・グループとの協働事業への助成、女性団体・企業・グループ等の主体的な活動経費の助成を実施している。当該事業の実施要綱を閲覧したところ、支払額の80%以内で概算払いを請求できるものとするところがある。概算払の制度は石川県補助金交付規則を参考にしたものと考えられるが、石川県補助金交付規則第16条第1項では、「知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる」とされている。当該規定の趣旨を勘案すると、活動支援事業に参画する事業者は概算払を請求するにあたり、県女性基金が概算払の必要性を判断するための理由を示す必要があると考えられる。

しかし、令和3年度における負担金概算払請求書を閲覧したところ、理由が示されておらず、支払額の80%（概算払の上限）が記載されているのみである。

②問題点

県女性基金及び事業者の双方が、負担金の概算払を特例的な支出方法として認識せず、概算払を実施している状況である。

③意見 38 《概算払理由の明確化》

事業者が負担金の交付を申請する時点等、県女性基金が概算払を認める時点で、事業者に対し、概算払を求める理由として、内容、時期、金額を具体的に記載した書類を提出することについて依頼する必要がある。

14. 公益財団法人石川県臓器移植推進財団に関する事項

(1) 概要

団体名称	公益財団法人石川県臓器移植推進財団
所在地	石川県河北郡内灘町大学1丁目1番地
県所管課	健康福祉部健康推進課
設立年月	平成元年5月設立、平成23年4月に公益財団法人へ移行
設立目的	臓器移植に関する知識の普及啓発、臓器提供についての意思表示カードの普及及び定着、臓器移植のための諸条件の整備への協力及び臓器提供者の確保等を行うことにより、石川県における臓器移植の効果的、円滑な推進を図り、もって県民の保健衛生及び福祉の向上に寄与することを目的に設立。
事業内容	①臓器提供者確保事業 ②その他
出資状況	資本金等の額101百万円のうち40百万円出資（出資比率39%）
役員員数	役員（理事及び監事）21人、職員2人（令和4年7月7日現在）
分類	県の出資額が10,000千円以上の社団法人・財団法人・株式会社

(2) 事業内容の詳細

①臓器提供者確保事業

移植コーディネーターによる臓器移植に関する普及啓発事業、献腎移植登録者への助成、移植コーディネーターによる医療機関の体制強化、一般教育活動、移植希望者への支援等を行う事業である。

②その他

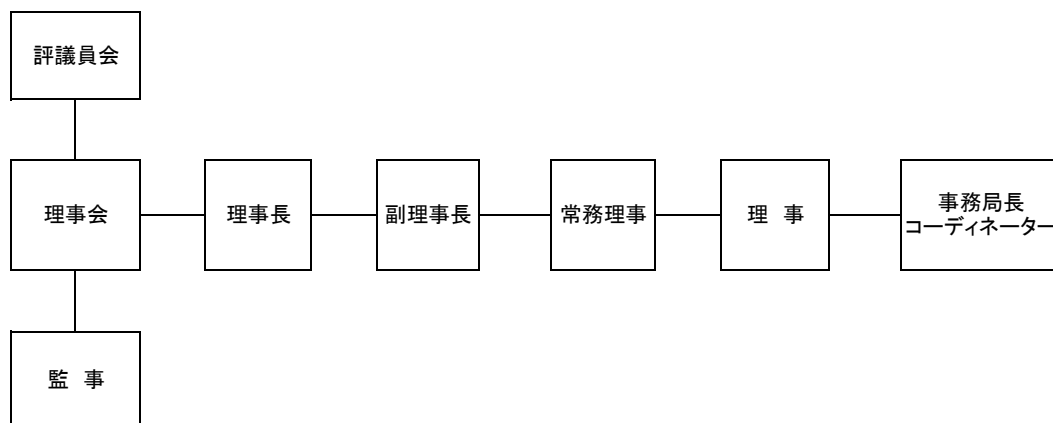
医療関係者から構成される移植医療推進研究会が主催する研究会・講演会・研修会の支援及び助成等を実施している。

(3) 組織

① 組織図

組織図は、以下のとおりである。

組織図（石川県臓器移植推進財団）



② 県からの派遣等の状況

派遣等とは、団体に対する県職員の派遣及び退職した県職員の団体への再就職を合わせた概念である。なお、県職員の派遣方法には、団体の専任型と県と団体の兼務型がある。役員 21 人のうち県からの派遣等は 2 人、職員 2 人のうち県からの派遣等は 1 人である。

③ 職務分掌の状況

財務事務の所管は事務局である。事務局長とコーディネーターが事務を担当している。事務局長が会計伝票の入力を所管し、理事が検印する体制となっている。

④ 評議員会及び理事会の開催状況

評議員会及び理事会の開催は、定款に規定がある。評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とされている。定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とされている。通常理事会は、毎事業年度 2 回の開催とし、臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき等に開催する。

(4) 財務事務

① 財務・会計処理に関するルール

「公益財団法人石川県臓器移植推進財団会計規程」のほか、「公益財団法人石川県臓器移植推進財団基本財産運用規程」（以下「移植推進財団運用規程」という。）を定め、それに従い財務事務を執行している。また、契約を行う場合、石川県財務規則を準用し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の契約方法を決定している。

②公益財団法人石川県臓器移植推進財団基本財産運用規程

「公益財団法人石川県臓器移植推進財団基本財産運用規程」は、基本財産の管理及び運用について、定款第5条第2項に定めるほか、必要な事項を定めるものである（移植推進財団運用規程第1条）。移植推進財団運用規程に規定がある事項を抜粋すると、以下のとおりである。

- 運用方法（第2条）
- 運用対象（第3条）
- 理事会及び評議員会に対する報告（第6条）

③情報システム又はソフトウェアの名称

「Seagull 経理」という無料の会計ソフトウェアを使用している。なお、法人税法上の収益事業を行っていないことから、法人税及び事業税を納付しておらず、また、法人県民税及び法人市民税の減免申請を行っている。さらに、消費税法上の免税事業者に該当することから、税金計算に係る情報システム又はソフトウェアは導入していない。

（5）決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目のうち、資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：百万円）

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
現金預金	4	5	5	5	3
その他	1	0	0	0	0
流動資産計	5	5	5	5	3
基本財産	101	101	88	101	100
特定資産	—	—	—	—	3
その他	0	0	4	4	4
固定資産計	101	101	92	105	107
資産合計	106	106	97	110	110

令和3年度末における現金預金は、すべて金融機関に対する普通預金である。しかし、基本財産に21百万円の定期預金、特定資産に2百万円（残高全額）の定期積金、固定資産のその他に財政調整基金として3百万円の定期預金が含まれており、すべて同一の金融機関に対するものであり、預け先は1先である。また、定期預金を除いた基本財産は79百万円の事業債（社債）である。

貸借対照表科目のうち、負債の部及び正味財産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
未払金	0	0	0	0	0
その他	—	—	—	—	—
流動負債計	0	0	0	0	0
固定負債計	1	1	1	2	3
負債合計	1	1	1	2	3
指定正味財産	101	101	88	101	100
一般正味財産	4	4	8	7	7
正味財産計	105	105	96	108	107
負債及び正味財産合計	106	106	97	110	110

職員に対し賞与に相当する手当の支給はないが、退職金の支給はある。このため、退職給付引当金を固定負債に計上する会計処理を行っている。

(6) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：百万円）

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
基本財産運用益	0	0	0	1	1
特定資産運用益	—	—	—	—	—
受取会費	1	1	1	1	1
事業収益	—	—	—	—	—
受取補助金等	8	8	8	6	6
受取寄付金振替	0	0	0	—	—
その他	0	0	0	0	0
経常収益計	9	9	9	8	8
事業費	7	7	8	7	7
管理費	2	2	1	1	1
経常費用計	9	9	9	8	8
当期経常増減額	▲0	▲0	0	0	▲0
当期経常外増減額	—	—	4	—	0
当期一般正味財産増減額	▲0	▲0	4	0	▲0
当期指定正味財産増減額	▲0	▲0	▲13	12	▲1
正味財産期末残高	105	105	96	108	107

基本財産の運用益は定期預金及び社債の受取利息である。受取会費は、県移植推進財団の賛助会員からのものであり、受取補助金等は県からのものである。

平成29年度から令和元年度まで経常収益として計上されている受取寄付金振替とは、指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、使途の制約が解除されたことに伴い、指定正味財産から一般正味財産へ振り替えたものである。

令和元年度に当期経常外増減額が3百万円計上されているが、これは当時、満期まで保有すると意思決定していた国債を金利水準の変動等を勘案して中途売却したことにより発生した売却益である。令和元年度から令和3年度までの当期指定正味財産増減額は、前述の国債を中途売却し購入した社債の評価損益相当額である。県移植推進財団は、当該社債も満期まで保有する予定であるが、満期まで保有すると意思決定していた国債を中途売却した事例があったことから、公益法人会計基準上、評価損益相当額の認識が求められることとなり、計上したものである。

事業費及び管理費は人件費と事務費から構成されている。

(7) 財務事務のチェック体制の検討

① 検出事項

令和3年度の会計伝票を閲覧したところ、理事長、常務理事の検印があり、作成は事務局長となっていた。しかし、県移植推進財団の理事長、常務理事ともに他の要職を兼務しており、県移植推進財団の業務にも注力するのは困難な面があると考えられる。

② 問題点

財務事務のチェック体制が不十分である可能性がある。

③ 意見 39 《財務事務のチェック体制の検討》

事務局長が財務事務のチェックに注力できる体制にすることを検討する必要がある。

(8) 総勘定元帳の管理

① 検出事項

令和3年度決算の基礎となった総勘定元帳の一部について、最終版が出力されておらず、途中経過のものが出力され綴られていた。

② 問題点

総勘定元帳を含む国税関係帳簿には、紙で保存義務があるが（法人税法第150条第2項1号、法人税法施行規則第66条第1項）、保存状況に不十分な点があった。

③ 意見 40 《総勘定元帳の管理》

総勘定元帳のすべてについて、最終版を出力し、紙で保存する必要がある。

(9) 定期預金及び定期積金のペイオフ制度に留意した運用

① 検出事項

預金保険制度により、定期預金や利息の付く普通預金等は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1千万円までと破綻日までの利息等が保護され、預金保険機構から預金者へ直接支払いが行われることになっている（いわゆるペイオフ制度）。したがって、金融機関の破綻による預金が回収不能となるリスクを軽減するに当たっては、日常の事務に必要な資金量等を勘案しつつ、預け先を増やすことで1金融機関当たりの預金額を可能な限り1千万円以下に抑えることが有効であると考えられる。

この点、日常の事務で使用している普通預金の預け先を現状以上に増やすことが困難な点は理解できる。しかし、日常の事務で使用していないと考えられる定期預金及び定期積金の預け先数が1で残高が1千万円を超えている点は検討の余地があるものと考えられる。

② 問題点

仮に、預金先の金融機関が破綻した場合、ペイオフ制度により全額返還されないことにより、事業の管理に支障をきたす可能性がある。

③意見 41 《定期預金及び定期積金のペイオフ制度に留意した運用》

定期預金及び定期積金について残高1千万円を上限として複数の金融機関に預金することを検討する必要がある。

(10) リスク分散に留意した運用

①検出事項

基本財産の一つに投資有価証券がある。投資有価証券の残高は令和3年度末で78,936千円となっており、当該投資有価証券の残高は事業債1銘柄から構成されている。

移植推進財団運用規程第3条第1項によると、運用対象となる事業債は、格付機関(4社)のうち1社以上が、A格以上と格付しているものに限定されている。当該事業債の格付けを確認したところ、A格以上となっている格付機関が1社確認できた。ただし、事業債は元本保証がある金融商品ではないことから、今後、運用を行う際は、単一の銘柄に集中投資するのではなく、複数の銘柄に分散投資するのが望ましいと考えられる。

②問題点

基本財産の投資有価証券の投資先の企業等が破綻した場合、投資額が全額返還されないことにより、県移植推進財団の事業の管理に支障をきたす可能性がある。

③意見 42 《リスク分散に留意した運用》

今後、新たに投資有価証券の取得を行う際、投資有価証券の投資額に上限を設け、複数の銘柄に分散投資することを検討する必要がある。

(11) 基本財産の運用報告

①検出事項

移植推進財団運用規程第6条によると、基本財産の運用経過等について、少なくとも年1回又は必要に応じて、理事会及び評議員会に報告しなければならないものとされていることから、少なくとも年1回の報告は必要である。

しかし、令和3年度の理事会及び評議員会の議事録を閲覧したところ、基本財産の運用経過等が報告事項とされていなかった。

②問題点

移植推進財団運用規程に反し、基本財産の運用経過等について、年1回の報告がなされていない。

③意見 43 《基本財産の運用報告》

今後の理事会及び評議員会において、基本財産の運用経過等について、少なくとも年1回は定期的な報告をする必要がある。

(12) 献腎移植登録者への助成

① 検出事項

臓器移植推進事業の一つとして、献腎移植登録者への新規HLA検査料の助成を行っているが、助成の実績は直近5事業年度において毎年度1～2件にとどまっている。当該助成は、新規HLA検査料を全額助成するものであり、他の都道府県に比べ手厚い助成となっているとのことである。

HLA検査とは、臓器移植に際し、ドナーとレシピエントとの適合性を確保するに当たって重要な検査である。当該助成は、石川県の献腎移植登録者すべてに対して行われるものではなく、NPO法人石川県腎友会の会員に対するものである。石川県腎友会は、献腎移植登録の増加に尽力しているが、献腎移植登録者数は令和3年度末現在で120人である。

なお、当該助成制度は、県移植推進財団のウェブサイトでは説明がなく、腎友会のウェブサイトにも説明がある。

② 問題点

献腎移植登録者への助成制度の周知が徹底されていないことから、臓器移植推進事業の有効性が小さい可能性がある。

③ 意見 44 《献腎移植登録者への助成》

県移植推進財団のウェブサイトに献腎移植登録者への助成制度の説明を記載するか、腎友会のウェブサイトにおける助成制度の説明ページへのリンクを張る等して、献腎移植登録者への助成制度の周知を徹底させる必要がある。

(13) 計算書類（決算書）における注記の作成

① 検出事項

令和3年度の計算書類（決算書）を閲覧したところ、注記に関して以下の誤りが検出された。

- 重要な会計方針
退職給付引当金を計上しているが、記載がない。
- 資金の範囲
資金とは現金又は現金同等物を指すのが一般的であるが、車両運搬具が含まれている。
- 次期繰越収支差額の内訳
資金の範囲の影響を受けて、次期繰越収支差額に、車両運搬具が含まれている。

② 問題点

計算書類（決算書）の一つである注記の一部に正確に作成されていない箇所がある。

③ 意見 45 《計算書類（決算書）における注記の作成》

計算書類（決算書）の注記を正確に作成する必要がある。

15. 株式会社マリパーク内灘に関する事項

(1) 概要

団体名称	株式会社マリパーク内灘
所在地	石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1内灘町役場都市建設課内
県所管課	土木部河川課
設立年月	平成7年2月設立
設立目的	前身の民間マリーナの経営状況が悪化したこと等により、県は不法係留船対策（舟艇の収容先の確保）のためにマリーナ存続を図る観点から、平成7年2月、内灘町、金沢市等とともに第三セクターとして設立した。
事業内容	①マリーナ施設及びクラブハウスの経営 ②舟艇の保管・メンテナンス及び賃貸 ③舟艇の揚降及び搬出入作業の代行等、施設利用者に対する役務の提供
出資状況	資本金等の額78百万円のうち20百万円出資（出資比率25%）
役職員数	役員（取締役及び監査役）10人、職員5人（令和4年6月29日現在）
分類	県の出資額が10,000千円以上の社団法人・財団法人・株式会社

(2) 事業内容の詳細

① マリーナ施設及びクラブハウスの経営

内灘マリーナにある、栈橋、ボート荷揚場、クレーン等のマリーナ施設及びクラブハウスを管理し運営している。マリーナ施設の利用者は会員が大半であり、ビジター（一時的な利用者）はほとんどいないとのことである。

② 舟艇の保管・メンテナンス及び賃貸

会員の舟艇の保管等を行っている。



(令和4年10月11日包括外部監査人撮影)

写真は内灘マリーナの一部を撮影したものであるが、保管可能舟艇数の増加が必要となった場合は、当該用地を使用し対応するとのことである。

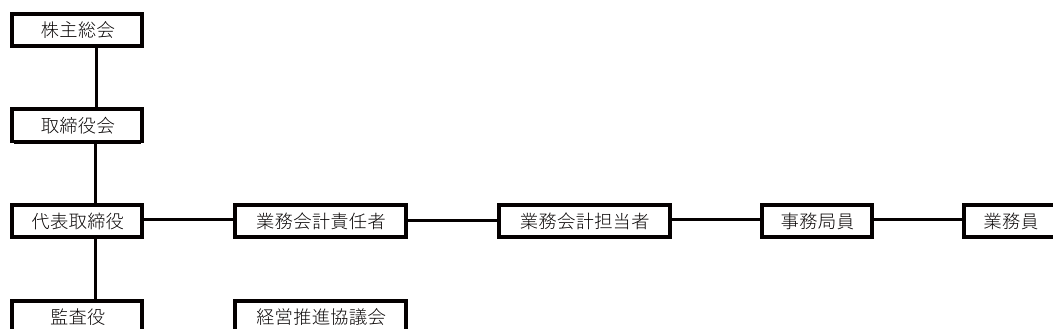
③ 舟艇の揚降及び搬出入作業の代行等、施設利用者に対する役務の提供

内灘マリーナの施設利用者が、自身が所有する舟艇を使用する際に役務の提供を行う。前述のマリーナ施設及びクラブハウスの経営、舟艇の保管・メンテナンス及び賃貸と合わせて、外部業者に業務委託している。

(3) 組織

① 組織図

組織図は、以下のとおりである。



② 県からの派遣等の状況

派遣等とは、団体に対する県職員等の派遣及び退職した県職員等の団体への再就職を合わせた概念である。なお、県職員等の派遣方法には、団体の専任型と県等と団体の兼務型がある。役員 20 人のうち県からの派遣等は 3 人、職員 5 人のうち県からの派遣等は該当がなく、3 人が内灘町からの派遣等である。

③ 職務分掌の状況

財務事務は業務会計責任者、業務会計担当者、事務局員及び業務員が所管している。

④ 株主総会及び取締役会の開催状況

株主総会は、定時株主総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。取締役会は、決議事項や報告事項がある場合に開催する。

(4) 財務事務

① 財務・会計処理に関するルール

「株式会社マリンパーク内灘経理規程」を定め、それに従い財務事務を執行している。また、契約締結の方法は、内灘町財務規則を準用し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の契約方法を決定している。

② 情報システム又はソフトウェアの名称

P C A 株式会社の会計、固定資産及び税金計算に係る情報システムを使用している。

(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目のうち、資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
現金預金	41,822	41,320	42,606	36,254	36,929
営業未収金	100	102	102	128	131
過年度未収金	3,183	3,183	2,902	2,447	1,809
その他	—	—	389	—	—
流動資産計	45,106	44,605	46,000	38,830	38,870
有形固定資産	17,987	20,038	28,346	26,468	27,029
その他	309	223	136	50	191
固定資産計	18,296	20,262	28,482	26,518	27,220
資産合計	63,403	64,867	74,483	65,349	66,091

令和 3 年度末における現金預金には、定期預金 30,000 千円が含まれるが、預け先が 4 先に分散されており、いずれの預け先の残高も 10,000 千円以下になっている。営業未収金は、取引業者の入金日が未到来であることにより発生したものであり、本報告書作成時点ではすでに全額入金済みである。

過年度未収金は、内灘マリーナの一部の利用者が過年度から滞納している利用料金相当額である。令和元年度末から令和3年度末にかけて、残高が減少傾向であるが、減少の要因は、回収見込みがなくなり貸倒処理したことである。なお、過年度未収金に対して貸倒引当金が計上されておらず、貸倒処理の都度、貸倒損失を計上しているとのことである。

有形固定資産は、マリーナ施設の老朽化に伴う更新投資を行ったことから増加している。

貸借対照表科目のうち、負債の部及び純資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
営業未払金	858	671	11,068	1,210	2,280
その他	373	515	183	879	308
流動負債計	1,231	1,187	11,252	2,089	2,588
固定負債計	—	—	—	—	—
負債合計	1,231	1,187	11,252	2,089	2,588
資本金	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000
利益剰余金	▲15,828	▲14,319	▲14,769	▲14,740	▲14,497
純資産合計	62,171	63,680	63,230	63,259	63,502
負債及び純資産合計	63,403	64,867	74,483	65,349	66,091

営業未払金には、業務委託先に対し、決済日が未到来のため未払いとなっている業務委託料が計上されている。なお、賞与の支給実績がなく、退職金制度がないことから、賞与引当金や退職給付引当金は計上していない。

(6) 決算数値の推移 (損益計算書科目)

損益計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
売上高	16,860	15,308	14,758	16,039	15,420
売上原価	—	—	—	—	—
売上総利益	16,860	15,308	14,758	16,039	15,420
販売費及び一般管理費	16,312	14,228	15,092	15,553	14,593
営業利益	547	1,080	▲333	486	826
営業外損益	839	610	114	▲275	▲401
経常利益	1,387	1,690	▲219	211	425
特別損益	—	—	▲47	—	—
税引前当期純利益	1,387	1,690	▲266	211	425
法人税等	182	182	182	182	182
当期純利益	1,204	1,508	▲449	28	243

令和元年度は、当期純損失 449 千円となった。令和 2 年度以降は当期純利益が増加傾向にあるが、平成 29 年度の当期純利益 1,204 千円に比べて低い水準となっている。なお、貸倒損失は、営業外損益の区分で計上されている。

(7) 貸倒損失の発生状況

貸倒損失は直近 5 事業年度においては、令和元年度から令和 3 年度まで計上されている。ここで、貸倒損失が税引前当期純損益に与えた影響を示すために、税引前当期純利益、貸倒損失、修正税引前当期純利益（貸倒損失を 0 とした場合の税引前当期純利益）の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
税引前当期純利益	1,387	1,690	▲266	211	425
貸倒損失	—	—	280	455	637
修正税引前当期純利益	1,387	1,690	14	666	1,063

令和元年度以降は税引前当期純利益が百万円未満の水準となったところに、貸倒損失の計上があったことから、税引前当期純利益に与える影響が大きくなっている。貸倒損失が発生する債権は過年度未収金であるが、滞納した年度は平成 17 年度から平成 26 年度までという状況であり、平成 26 年度のものでも滞納の発生から 10 年近く経過しており、今後も貸倒損失が発生する可能性が高いと考えられる。

ところで、貸倒損失が発生した実績がある場合は、金融商品に関する会計基準に基づき、貸倒実績率を計算して貸倒引当金の計上を検討する必要がある。この点、株式会社マリパーク内灘経理規程第 39 条において、貸倒引当金の計上を行うこととされている。しかし、マリパーク内灘は、貸倒引当金の計上を行っていない。

(8) 利益相反取引の決議方法

① 検出事項

取締役が自己又は第三者のために取締役会を設置している株式会社と取引（利益相反取引）を行おうとする場合は、取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受ける必要がある（会社法第 356 条第 1 項第 2 号、第 365 条第 1 項）。

「重要な事実」は法令に具体的な規定はないが、例えば、取引の内容、取引理由、取引先名、取引予定日、金額の総額、個数、単価、支払予定日といった事項が挙げられる。

マリパーク内灘と、同社の取締役が取締役を兼務する会社との間の取引があり、このことについて、取締役会における予算に係る議案の審議において、口頭で説明を行ってきたとのことである。そこで、取締役会議事録を閲覧したところ、予算に係る議案が承認されたという記載があるのみであり、利益相反取引に係る議案として明記されていないことが判明した。

なお、利益相反取引を行おうとする取締役は、いわゆる特別利害関係取締役に該当し、予算に係る議案の承認決議に参加できないことになる（会社法第369条第2項）が、予算に係る議案の承認決議に参加していた。

②問題点

利益相反取引の決議方法について、会社法第369条の規定を遵守していない。

③指摘01《利益相反取引の決議方法》

今後、マリパーク内灘と、同社の取締役が、取締役を兼務する会社との間で、利益相反取引を行おうとする場合、重要な事実を開示し、利益相反取引に係る議案として明記するとともに、特別利害関係取締役が承認決議に参加しないようにする必要がある。

(9) 取締役会の開催頻度

①検出事項

株式会社の取締役は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない（会社法第363条第2項）。このことから、株式会社の取締役会は3箇月に1回以上開催、すなわち1年度に4回以上開催する必要があると解釈されている。しかし、マリパーク内灘は令和3年度において令和3年6月及び令和4年3月の2回しか開催しなかった。取締役会はウェブ会議による開催も容認されていると解釈されている（参考：会社法施行規則第101条第3項第1号）。

②問題点

取締役会の開催頻度について、会社法第363条の規定を遵守していない。

③意見46《取締役会の開催頻度》

ウェブ会議を活用する等して、取締役会を3箇月に1度開催する必要がある。なお、取締役の職務執行の報告は書面報告の対象外である（会社法第372条第2項）ため、留意が必要である。

(10) 営業未収金の入金効率の確認

①検出事項

営業未収金の入金確認は通常、得意先別に前期末残高、当期売上金額、当期回収額、当期末残高が出力されるような補助元帳を用いるのが一般的である。しかし、総勘定元帳のみで入金確認している。導入している会計システムは、PCA株式会社の製品であり、補助元帳を作成できる機能が付与されていると考えられる。

②問題点

会計システムの機能を有効に利用していないことから、財務事務の効率性を害する可能性がある。

③意見 47 《営業未収金の入金の効率的な確認》

補助元帳の作成等により営業未収金の入金確認事務を効率的に行うことを検討する必要がある。

(11) 貸倒引当金の計上

①検出事項

令和3年度末において過年度未収金が1,809千円あり、滞納が発生した年度は平成17年度から平成26年度までとのことである。令和元年度から令和3年度まで貸倒損失が発生しており、株式会社マリパーク内灘経理規程第39条において、貸倒引当金の計上を行うこととされているが、マリパーク内灘は、貸倒引当金の計上を行っていない。

②問題点

滞納した年度から長期間経過しており貸倒れとなる可能性が高いと考えられる債権に対して貸倒引当金が計上されていない。

③意見 48 《貸倒引当金の計上の検討》

債権ごとの回収可能性を勘案して適切な金額の貸倒引当金を計上することを検討する必要がある。

16. 公益財団法人石川県埋蔵文化財センターに関する事項

(1) 概要

団体名称	公益財団法人石川県埋蔵文化財センター
所在地	石川県金沢市中戸町 18 番地 1
県所管課	教育委員会事務局文化財課
設立年月	平成 10 年 1 月設立、平成 25 年 4 月に公益財団法人へ移行
設立目的	<p>県では県民共有の文化遺産として後世に引き継いで行く必要がある遺跡等の保護と調査を進めるため、昭和 54 年に県立埋蔵文化財センターを開設し調査体制の強化を図ってきたところであるが、開発事業等の増大に伴い埋蔵文化財の発掘調査が追いつかず、一部公共事業等の推進に支障を来す状況になった。</p> <p>こうした中で県では、調査員の増員を図るとともに、出土品整理のみを目的に昭和 60 年に設立された社団法人石川県埋蔵文化財保存協会を暫定的に活用し、発掘調査・出土品整理の促進に努めてきたが、調査の進捗を図り、近年の県民の埋蔵文化財に対する関心の高まりに応えるため、新たな体制づくりが必要となった。</p> <p>このため、新埋蔵文化財センターのオープンを機に、より一層の発掘体制の充実・強化を図るため、県立埋蔵文化財センターと同保存協会の両方で行っていた発掘調査等の業務を一元化し、発掘調査体制の充実・強化を図るとともに、本県の埋蔵文化財調査の拠点的功能を担う機関として新たな財団法人を設立した。</p>
事業内容	<p>①発掘調査事業</p> <p>②遺物整理事業</p> <p>③その他</p>
出資状況	資本金等の額 30 百万円のうち 30 百万円出資（出資比率 100%）
役員数	役員（理事及び監事）11 人、職員 42 人（令和 4 年 4 月 8 日現在）
分類	県の出資額が 10,000 千円以上の社団法人・財団法人・株式会社

(2) 事業内容の詳細

①発掘調査事業

国（国土交通省等）、県（土木部、教育委員会等）からの依頼に基づき、遺跡等の発掘調査を行い、報告書の作成を行う事業である。

②遺物整理事業

遺跡等の発掘調査に係る出土品の整理、洗浄、分析を行い、報告書の作成を行う事業である。

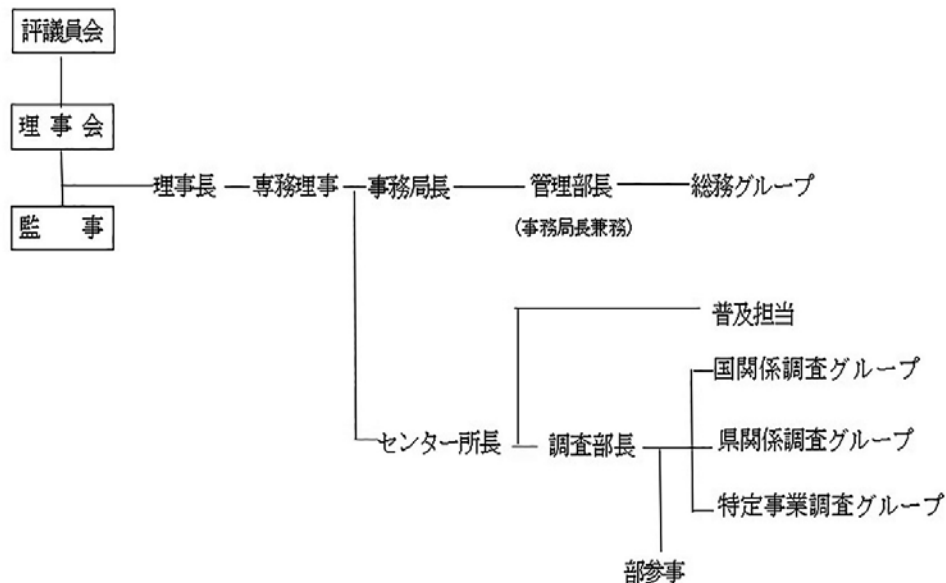
③その他

埋蔵文化財に係る研修や機関誌の発行等による普及啓発事業や、石川県埋蔵文化財センターの指定管理者として、埋蔵文化財の収蔵管理を含む石川県埋蔵文化財センターの管理運営を行っている。

(3) 組織

①組織図

組織図は、以下のとおりである。



②県からの派遣等の状況

派遣等とは、団体に対する県職員の派遣及び退職した県職員の団体への再就職を合わせた概念である。なお、県職員の派遣方法には、団体の専任型と県と団体の兼務型がある。役員 11 人のうち県からの派遣等は 4 人、職員 42 人のうち県からの派遣等は 25 人である。

③職務分掌の状況

財務事務の所管は総務グループである。理事会等の会議の開催、人事管理、給与、旅費、施設・財産管理、庶務用務、予算、決算、契約事務、経営状況説明書類作成等を所管している。

④評議員会及び理事会の開催状況

評議員会及び理事会の開催は、定款に規定がある。評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないという規定があり、令和 3 年度では、4 回の理事会が開催されている。

(4) 財務事務

① 財務・会計処理に関するルール

「公益財団法人石川県埋蔵文化財センター会計規程」を定め、それに従い財務事務を執行している。また、契約を行う場合、石川県財務規則を準用し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の契約方法を決定している。

② 情報システム又はソフトウェアの名称

公社会計システムを使用している。

(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目のうち、資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
現金預金	184	81	11	58	40
未収金	155	162	178	141	209
流動資産計	340	243	190	200	249
基本財産	30	30	30	30	30
その他	1	1	1	1	1
固定資産計	31	31	31	31	31
資産合計	371	275	221	231	281

令和3年度末における現金預金は、すべて金融機関に対する普通預金である。また、基本財産30百万円の全額が定期預金であるが、預け先が3先に分散されており、また、それぞれの残高が10百万円となっている。未収金は、県埋蔵Cが行った事業の対価であり、取引先の決済日の関係で未収金として計上されているものである。

貸借対照表科目のうち、負債の部及び正味財産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
未払金	332	236	182	192	242
その他	2	2	2	2	2
流動負債計	334	238	185	195	245
固定負債計	—	—	—	—	—
負債合計	334	238	185	195	245
指定正味財産	30	30	30	30	30
一般正味財産	7	6	6	6	6
正味財産計	37	36	36	36	36
負債及び正味財産合計	371	275	221	231	281

一部の職員に対し賞与に相当する期末手当の支給があり、加えて、一部の職員に対し退職金の支給が予定されている。しかし、賞与引当金及び退職給付引当金が計上されていない。

(6) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
基本財産運用益	0	0	0	0	0
事業収益	1,490	967	1,048	1,039	981
その他	0	0	0	0	0
経常収益計	1,490	967	1,048	1,039	981
事業費	1,391	884	956	949	896
管理費	99	84	92	90	85
経常費用計	1,490	968	1,048	1,039	981
当期経常増減額	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0
当期経常外増減額	▲0	▲0	—	—	—
当期一般正味財産増減額	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0
当期指定正味財産増減額	—	—	—	—	—
正味財産期末残高	37	36	36	36	36

平成29年度から令和3年度まで経常収益が増減しているが、経常費用もそれに比例して増減していることから、正味財産期末残高は百万円未満の減少にとどまっている。経常収益の大半が事業収益であり、受取補助金等は該当がない。また、基本財産の運用益は定期預金の受取利息である。

ここで、事業別に事業収益及び事業費の内訳を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
発掘調査事業	1,231	589	615	605	485
遺物整理事業	231	335	396	392	451
その他	27	42	36	41	44
事業収益合計	1,490	967	1,048	1,039	981
発掘調査事業	1,153	536	559	550	441
遺物整理事業	210	304	360	357	410
その他	27	43	36	42	44
事業費合計	1,391	884	956	949	896
事業利益	98	83	91	90	85

発掘調査事業及び遺物整理事業が大半を占めている。発掘調査事業に係る事業収益は減少傾向にあり、平成29年度は1,231百万円であったが、令和3年度は485百万円と減少している。その一方で、遺物整理事業に係る事業収益は増加傾向にあり、平成29年度は231百万円であったが、令和3年度は451百万円と増加している。なお、事業費も事業収益と同様の傾向となっている。また、事業利益は、平成29年度は98百万円であったが、令和3年度が85百万円と減少している。

(7) 賞与引当金の計上

① 検出事項

公益財団法人石川県埋蔵文化財センター会計規程第81条では、『引当金』とは、特定の支出又は損失に備えるためにあらかじめ一定の方法で積立て(繰入れ)をし、引当てをするものをいう。』とされている。賞与引当金は、賞与支給対象期間と賞与の支給日が会計年度をまたぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期負担額を見積計上するものであり、賞与の支給がある法人の場合、計上が必要である。

しかし、県埋蔵Cは、嘱託職員に賞与に相当する期末手当を支給しているが、賞与引当金を計上していない。なお、賞与引当金を計上する場合、賞与の支給時に社会保険料の負担も見込まれることから、賞与引当金計上額に係る社会保険料見積額も合わせて計上する必要がある。

② 問題点

賞与に相当する期末手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていない。

③ 意見 49 《賞与引当金の計上の検討》

賞与引当金の計上を行い期末手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積額を予め計上することを検討する必要がある。

(8) 退職給付引当金の計上

① 検出事項

退職給付引当金は、将来の退職金支給に備えて、退職給付見込額を見積もり計上するもので、退職給付見込額は、期末自己都合要支給額とするのが一般的である。

しかし、県埋蔵Cは、嘱託職員に退職金を支給しているが、退職給付引当金が計上されていない。

② 問題点

退職金の支給実績があるにもかかわらず、退職給付引当金が計上されていない。

③ 意見 50 《退職給付引当金の計上の検討》

退職給付引当金の計上を行い退職金の支給前に退職給付見込額を予め計上することを検討する必要がある。

17. 公益財団法人石川県デザインセンターに関する事項

(1) 概要

団体名称	公益財団法人石川県デザインセンター
所在地	石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館4階
県所管課	商工労働部産業政策課
設立年月	昭和59年8月設立、平成25年4月に公益財団法人へ移行
設立目的	<p>金沢商工会議所で、当時石川県の基幹産業であった機械産業、繊維産業に次ぐ第三の産業を樹立するための懇話会が設置され、「これからの時代における産業振興は、すべての産業に関わりがあり、かつ製品の質的向上に欠くことができないデザインの振興である。」という提言が出された。</p> <p>この提言を受けて、昭和51年に石川県工業試験場内に石川県デザイン振興会が設立され、当時の通商産業省（現在の経済産業省）が行う日本グッドデザイン展の金沢展の毎年開催や、産学官による総合的なデザイン振興体制づくりを検討する石川県デザイン会議の開催などの事業を行った。</p> <p>このような活動を踏まえて、県産業界の要望により、デザイン振興に関する事業を行い、産業の発展と県民文化の向上に寄与することを目的に設立。</p>
事業内容	①デザイン振興事業 ②展示会開催事業
出資状況	資本金等の額11百万円のうち4百万円出資（出資比率36%）
役員員数	役員（理事及び監事）15人、職員6人（令和4年4月1日現在）
分類	県の出資額が10,000千円未満の社団法人・財団法人・株式会社

(2) 事業内容の詳細

① デザイン振興事業

県民各層のデザインマインドの高揚と産業界のデザイン導入の促進に向け、商品開発支援や販路開拓支援、人材育成事業の展開、デザインに係わる相談等のデザイン振興事業を総合的に推進している。

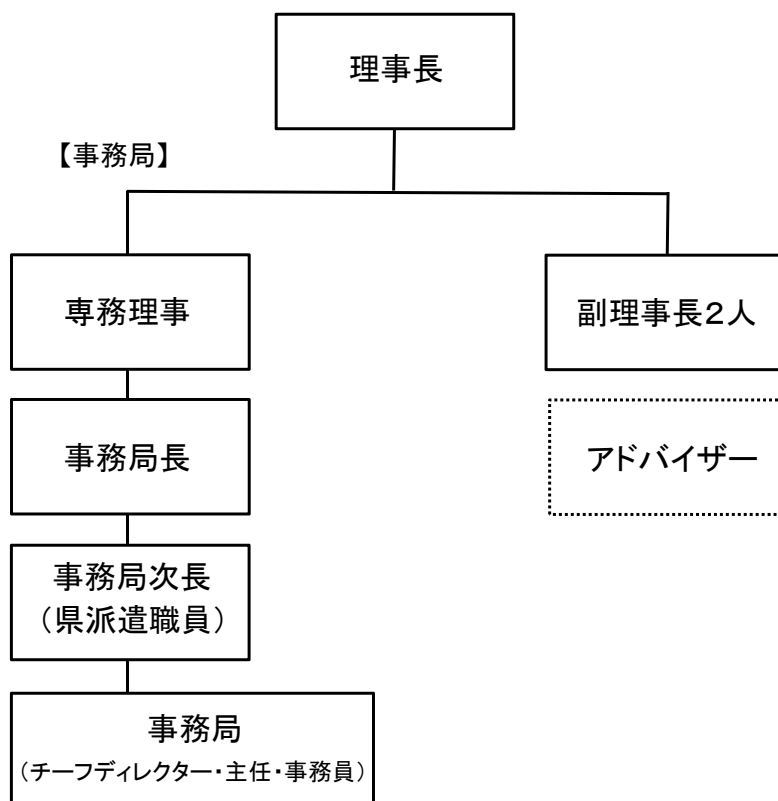
② 展示会開催事業

デザインによる国際化の進展と産業の高度化、地域の活性化に向け、「国際ガラス展・金沢」、「国際漆展・石川」をトリエンナーレ形式（3年に1度）で開催するほか、県民、企業、行政等のデザインに対する理解の促進やデザインに関する新たなビジネスチャンスの創出に向け、石川県デザイン展を毎年開催している。

(3) 組織

① 組織図

組織図は、以下のとおりである。



② 県からの派遣等の状況

派遣等とは、団体に対する県職員の派遣及び退職した県職員の団体への再就職を合わせた概念である。なお、県職員の派遣方法には、団体の専任型と県と団体の兼務型がある。役員15人のうち県からの派遣等は1人、職員6人のうち県からの派遣等は2人である。

③ 職務分掌の状況

財務事務の所管は事務局である。会計伝票の入力・検印や受託業務に係る請求書の発行等を所管している。

④ 評議員会及び理事会の開催状況

評議員会及び理事会の開催は、定款に規定がある。評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とされている。定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とされている。通常理事会は、毎事業年度2回の開催とし、臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき等に開催する。

(4) 財務事務

①財務・会計処理に関するルール

「公益財団法人石川県デザインセンター経理規程」を定め、それに従い財務事務を執行している。また、契約を行う場合、石川県財務規則を準用し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の契約方法を決定している。

②情報システム又はソフトウェアの名称

P C A株式会社の会計に係る情報システムを使用している。

(5) 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目のうち、資産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
現金預金	11	9	9	6	7
未収金	1	-	-	2	1
その他	-	-	-	-	-
流動資産計	12	9	9	8	8
基本財産	11	11	11	11	11
特定資産	4	6	1	5	7
備品	57	57	59	59	58
その他	-	-	-	-	-
固定資産計	72	74	71	75	77
資産合計	84	84	81	84	86

令和3年度末における現金預金、基本財産及び特定資産は、すべて金融機関に対する預金である。このうち定期預金が基本財産に11百万円（全額）、特定資産に2百万円が含まれており、現金預金はすべて普通預金である。基本財産と特定資産に含まれる定期預金は合計で10百万円を超えているが、預け先が2先に分散されており、1先当たりの残高は10百万円以下となっている。また、備品は過去の展示会で公開された美術品を収蔵したものである。

貸借対照表科目のうち、負債の部及び正味財産の部の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d 末	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末
未払金	2	0	0	1	1
その他	0	0	0	0	0
流動負債計	3	1	0	2	2
固定負債計	0	1	1	1	2
負債合計	3	2	2	4	4
指定正味財産	11	11	11	11	11
一般正味財産	69	71	68	69	70
正味財産計	80	82	79	80	81
負債及び正味財産合計	84	84	81	84	86

職員に賞与に相当する期末手当を支給しているが、流動負債に賞与引当金が計上されていない。なお、固定負債に退職給付引当金が計上されている。

(6) 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d
基本財産運用益	0	0	0	0	0
受取会費	3	3	3	3	3
事業収益	16	12	16	12	13
受取補助金等	56	41	60	60	56
その他	0	0	0	0	0
経常収益計	75	57	80	75	72
事業費	48	33	61	50	47
管理費	23	22	23	24	23
経常費用計	72	55	85	75	70
当期経常増減額	3	1	▲5	0	2
当期経常外増減額	1	0	2	0	▲1
当期一般正味財産増減額	4	1	▲3	1	1
正味財産期末残高	80	82	79	80	81

基本財産の運用益は定期預金の受取利息、受取会費は賛助金や協賛金、事業収益は展示会の出展者から受け取った出品料・展示料や県からの受託業務の代金を計上しており、受取補助金等は県等からのものである。

事業費は 33 百万円から 61 百万円の範囲で推移しているが、展示会の開催頻度や規模に応じて変動し、展示会会場のセッティングに係る委託の費用等が含まれる。なお、管理費は人件費と事務費から構成されている。

(7) 利益相反取引に該当する可能性がある取引の事前承認

① 検出事項

理事と法人との間で、理事が自己又は第三者のために法人と取引（利益相反取引）を行おうとする場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受ける必要がある（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 84 条第 1 項第 2 号、第 92 条、第 197 条）。「重要な事実」は法令に具体的な規定はないが、例えば、取引の内容、取引理由、取引先名、取引予定日、金額の総額、個数、単価、支払予定日といった事項が挙げられる。

県デザイン C と同法人の理事が取締役を兼務する会社等との間の取引があった。当該取引の業務委託契約書によると、理事は、当該会社等の側の契約当事者とされていないが、当該契約当事者と同等の権限を有していることから、当該取引の内容等を決定するに当たり、影響力を有している可能性がある。

② 問題点

利益相反取引に該当する可能性がある取引について、理事会における事前承認が必要かどうか検討されていない。

③ 意見 51 《利益相反取引に該当する可能性がある取引の事前承認》

今後、県デザイン C と、同法人の理事が取締役を兼務する会社等との間で取引を行おうとする場合、理事の会社等における影響力を勘案し、利益相反取引と同様に、重要な事実を開示し、理事会において承認を受けることを検討する必要がある。

(8) 理事長の検印の代理

① 検出事項

支出負担行為伺いを概観したところ、理事長の検印欄に専務の検印が代理で押されている事例が散見された。職務分掌上理事長の検印が必要な事務が規定されているが、理事長は非常勤であり、常勤である専務が対応しているとのことである。公益財団法人石川県デザインセンター経理規程上は、収入金額が 1,000 千円を超える調定及び伺い金額が 3,000 千円を超える支出負担行為は理事長の検印が必要とされている。

② 問題点

公益財団法人石川県デザインセンター経理規程における検印規定が形骸化している可能性がある。

③意見 52 《理事長の検印の代理の検討》

現状に合わせて、理事長の検印が必要な範囲の事務を見直すこと等を検討する必要がある。

(9) 勘定科目の会計システム活用

①検出事項

勘定科目のうち、未払金及び未収金を表計算ソフトにより集計を行っており、会計システムを使用していない。

②問題点

会計システムが適切に利用されておらず、一部の勘定科目について別途表計算ソフトで集計するという、決算事務の効率性を害する状況になっている。

③意見 53 《勘定科目の会計システム活用による効率化》

すべての勘定科目について会計システムの総勘定元帳を活用し、効率的に集計を実施することを検討する必要がある。

(10) 賞与引当金の計上

①検出事項

公益財団法人石川県デザインセンター経理規程において引当金に関する具体的な規定はないが（第8条に勘定科目は公益法人会計基準に準拠する旨の規定がある。）、賞与引当金は、賞与支給対象期間と賞与の支給日が会計年度をまたぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期負担額を見積計上するものであり、賞与の支給がある法人の場合、計上が必要である。

しかし、県デザインCは、職員に賞与に相当する期末手当を支給しているが、賞与引当金を計上していない。なお、賞与引当金を計上する場合、賞与の支給時に社会保険料の負担も見込まれることから、賞与引当金計上額に係る社会保険料見積額も合わせて計上する必要がある。

②問題点

賞与に相当する期末手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていない。

③意見 54 《賞与引当金の計上の検討》

賞与引当金の計上を行い期末手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積額を予め計上することを検討する必要がある。

(11) 随意契約の可否

① 検出事項

委託等の契約は原則として競争入札によることになるが、随意契約の締結が可能な場合の一つに「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」がある。

この場合は、「2. 各監査対象団体に関する事項（総括事項）」の「(8) 随意契約」に記載したような判断が必要であるとされる。

例えば「『KOGEI マルシェ』開催事業」に係る委託は6,317千円と多額であり、原則として競争入札による契約締結が必要な金額であるが、随意契約とされていた。随意契約理由を見ると、長年同イベントに携わってきたことが理由とされているが、資力に関して言及されていない。

② 問題点

委託の随意契約理由に不十分な点があることから、当該委託の経済性の判断が不明確となる可能性がある。

③ 意見 55 《随意契約の可否の検討》

契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等について、同業他社との比較も含めた総合的な検討を行ったうえで、随意契約の可否を検討する必要がある。

以上

令和5年3月発行

石川県包括外部監査報告書

発行 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課 電話番号 076(225)1246

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/index.html>

石川県監査委員事務局 電話番号 076(225)1863

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

紙にリサイクル可